

地 研 年 報

第19号

論 説

若年層における野菜料理の嗜好型官能評価

—地域連携を目指した野菜レシピの開発を目指して—

..... 阿部 稚里 (1)

社会保障制度改革と自治体病院

—地域住民と専門職が展望する地域医療へ向けて—

..... 長友 薫輝 (11)

紹介

『大蔵省記録抜粋』 (二) 茂木 陽一 (86)

2013年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

2014年9月

三重短期大学地域問題研究所

若年層における野菜料理の嗜好型官能評価 — 地域連携を目指した野菜レシピの開発を目指して —

阿部 稚里

I. はじめに

野菜は微量栄養素であるビタミン類や食物繊維の供給源になっており、人間の健康的な食生活の為に非常に重要な食材であるが、日本人の野菜摂取量は多くないのが現状である。国民栄養調査および国民健康・栄養調査の結果によると、野菜摂取量の平均値(20歳以上)は、2001年度は295.8 g/日だったが、10年後の2011年度は277.4 g/と減少している¹⁾。さらに、20歳以上の日本人が1日に必要とする野菜摂取量の目安は350 g²⁾であるが、2001年、2011年度共に満たしていない。特に若年層の野菜摂取量が少なく、2011年度の20代の野菜摂取量は234.4 g、30代の野菜摂取量は239.1 gであり、目標の350 gに比べて100 g以上も少ない。野菜摂取量が多いと様々な疾患のリスクが低下することが報告されており、大規模な疫学研究において虚血性心疾患や心筋梗塞などの循環器系心疾患の発生や死亡リスクが低下する^{3,4)}ことや、日本人を対象とした疫学研究において胃がん発生のリスクが低下する⁵⁾ことが報告されている。日本人の死因は第一位が悪性新生物(がん)、第二位が心疾患であること⁶⁾からも、特に若年層の野菜摂取量を増やすことは喫緊の課題と考えられる。

野菜摂取量が少ない理由として、しばしば忘れる、好きではない、十分食べているという報告⁷⁾や、仕事・他の家事で調理の時間がないから、野菜の調理は面倒だからという報告⁸⁾がある。行動変容ステージによっても野菜摂取量は異なり、野菜摂取の行動変容ステージが実行期+維持期の男性に比べて、前熟考期、熟考期および準備期の男性の野菜摂取量が少ないことも報告されている⁹⁾。さらに、世帯収入が低い場合、野菜料理摂取量が低くなることも報告されている^{1,9)}。これらのことから野菜摂取を促すためには、食べている野菜摂取量を知らせたり、簡単な野菜料理を提案・提供したり、低価格であることが重要であると考えられる。さらに我々は、野菜摂取を促す要因として、野菜の新鮮さ、野菜摂取による健康面でのメリットおよび簡単な野菜レシピのアピールが重要であることも示唆している¹⁰⁾。

野菜摂取量を増やす取り組みとして、近年では地域で生産された野菜を地域で消費しようとする地産地消が広まっており、野菜の消費に一役買っている。地産地消の利点は、地域の身近な食材を通して食材の旬や産地について理解を深められるほか、郷土食や行事食などの地域独自の食文化を見直すきっかけにもなることが挙げられる。さらに、輸送に時間やコストがかからないことから、新鮮で低価格であり環境にも負担が少ないことも挙げられる¹¹⁾。本学食物栄養学専攻では野菜の地産地消に関する地域連携の一環として、JA三重中央ベジマルファクトリー、三重県および三重大学と共同で野菜に関する共同研究を行うことになった。そこでまず、

野菜摂取量の少ない若年層の野菜料理に対する嗜好を明らかにするために、2013年度は食物栄養学専攻の学生から野菜レシピを募集し、その野菜料理の嗜好型官能評価を行うことにした。

II. 方法

1. 野菜レシピ応募要項

野菜レシピの応募資格は、食物栄養学専攻1, 2年生とした。2013年7月に応募要項を伝え、締切は2013年10月だった。今後実際にJAで商品化することも踏まえ、野菜レシピのコンセプトは働く女性の調理時間短縮に貢献する彩り豊かな温野菜とし、ターゲットは働く女性とした。容器は市販の容器に盛り付けることを想定し、希望者には実物大の容器を見せた。応募要項は、①野菜料理名、②材料名と重量、③作り方（もしひと手間かけるのなら調理時間も）、④栄養価（エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、食物繊維、塩分、ビタミンB₁、B₂、C、その他アピールしたい栄養素）、⑤PR文、⑥写真（データ可）、⑦応募者氏名と学籍番号だった。応募者数は12名、応募レシピは13点だった。

2. 一次審査方法

審査員は、食物栄養学専攻専任教員(非常勤助手を含む)7名とした。独自性、外見性、栄養性、商品性および特筆性について各20点満点とし、合計100点満点で評価をした。なお、審査は各自が個別で行い、相談などはしなかった。一次審査の結果、上位5点を二次審査(嗜好型官能評価)にかけることになった。

3. 二次審査方法(嗜好型官能評価)

評価者は一般消費者を想定し、食や栄養を専門に学んでいない生活科学専攻学生および専任教員の計62名とした。教員のほとんどが30-40代だったため、野菜摂取量が少ない年代¹⁾と見なし、結果から外すことはしなかった。全員が試食の後二次審査である嗜好型官能評価を行ったが、官能評価は評価者の体調が重視される¹²⁾ことから、審査当日に体調が悪いと回答した7名を除く55名の評価を結果に用いた(有効回答率88.7%)。評価者は30mlの透明容器に入れた5点の野菜料理を試食し、味、匂い、見た目、食べやすさ、自分の好みおよび総合評価に対する7点法の嗜好型官能評価を行った。合わせて、100gの容器を示して100gあたりの各野菜料理の値段も尋ねた。また、1つの野菜料理を食べるごとに、水で洗口することを促した。なお、提供する野菜料理の順番はランダムとし、順位制がないように配慮した。さらに試食に対する感想や評価についての相談は禁止した。試食および二次審査は2013年11月に行い、試食室の室温は14℃、湿度は70%だった。

4. 統計方法

一次審査および二次審査の結果は平均値±標準偏差で示した。属性は人数および割合で示し

た。二次審査の結果の比較はFriedman検定を行い、多重比較はBonferroniによる修正を行った。二次審査対象野菜レシピの評価項目間の相関関係はSpearmanの順位相関係数を用いた。総合評価に寄与する因子を特定するために、総合評価を目的変数、他4項目を説明変数とするカテゴリカル回帰分析を行った。統計ソフトはIBM SPSS Statistics21またはIBM SPSS Categories Authorized 22 for Windowsを使用し、有意水準は5%とした。

5. 倫理的配慮

本研究の目的、個人情報の保護、評価の同意の有無による成績および学生生活への不利益は一切ないことを口頭および配布資料で示した。本研究の倫理的配慮については、三重短期大学研究倫理委員会の審査で承認を受けた(受付番号10)。

III. 結果

1. 応募された野菜レシピ

応募された野菜レシピは全部で13点だった(表1)。野菜レシピで使用されていた主な食材は、人参(5点)、玉ねぎ(4点)、モロヘイヤ(4点)だった。

表1. 応募された野菜レシピ一覧表

# レシピ名	主な食材3つ		
1 スイート餃子の野菜あんかけ	さつまいも	ピーマン	人参
2 PISTORO de 和風	玉ねぎ	サツマイモ	ピーマン
3 野菜たっぷりラタトゥユ	トマト(缶)	かぼちゃ	玉ねぎ
4 ねばねーばサラダ	おくら	モロヘイヤ	トマト
5 ロールキャベツ風温野菜	キャベツ	人参	じゃがいも
6 かぼちゃのホワイトソースがけ	かぼちゃ	牛乳	バター
7 モロヘイヤ入り野菜のソース	玉ねぎ	モロヘイヤ	人参
8 モロヘイヤ入りポテトサラダ	じゃがいも	人参	モロヘイヤ
9 体が喜ぶ美味しいサラスパ!!	レタス	パスタ	玉子
10 野菜スティック〜温かい味噌のソース〜	豆乳	ブロッコリー	アスパラガス
11 和風あんかけ	レンコン	人参	しいたけ
12 ブロッコリーの野菜あんかけ	ブロッコリー	玉ねぎ	海老
13 モロヘイヤのかわり揚げ	モロヘイヤ	トマト	なす

#は応募順である。

2. 一次審査結果

合計点の上位5位は、順に#7モロヘイヤ入り野菜のソース、#12ブロッコリーの野菜あんかけ、#8モロヘイヤ入りポテトサラダ、#11和風あんかけ、#4ねばねーばサラダであり(表2)、これらを二次審査対象とした。各特色で最も平均点が高かったものは、独自性が#13モロヘイヤのかわり揚げ、外見性が#12ブロッコリーの野菜あんかけ、栄養性が#12ブロッコリーの野菜あんかけ、商品性が#8モロヘイヤ入りポテトサラダ、特筆性が#4ねばねーばサラダだった。

表 2. 一次審査結果

	#1 スイート餃子の野菜あんかけ	#2 PISTORODE 和風	#3 野菜たっぷりラタトゥユ	#4 ねばねーばサラダ	#5 ロールキャベツ風温野菜	#6 かぼちゃのホワイトソースがけ	#7 モロヘイヤ入り野菜のソース
独自性	15.0±3.4	13.4±3.3	12.0±2.2	13.3±2.4	14.6±2.1	12.9±2.8	14.7±2.6
外見性	13.6±3.8	12.9±2.3	14.7±3.1	14.3±3.1	10.3±1.4	15.3±2.9	15.0±4.1
栄養性	14.3±2.6	15.0±3.4	15.3±1.3	14.4±3.8	13.6±2.4	14.0±1.3	14.7±3.0
商品性	11.9±4.7	12.4±3.0	12.6±3.6	13.4±2.9	11.3±1.9	13.4±3.6	14.3±3.1
特筆性	11.7±3.5	13.1±2.0	11.6±3.6	14.0±2.3	13.0±2.0	11.7±3.7	13.7±2.0
合計	66.4±11.4	66.9±9.4	66.1±11.3	69.4±9.9	62.7±6.1	67.3±10.0	72.4±10.9
合計の順位	10	9	11	5	12	8	1

	#8 モロヘイヤ入りポテトサラダ	#9 体が喜ぶ美味しいサラスパ!!	#10 野菜スティック温かい味噌のソース	#11 和風あんかけ	#12 ブロッコリーの野菜あんかけ	#13 モロヘイヤのかわり揚げ
独自性	14.0±2.6	12.9±2.3	13.3±1.6	13.4±2.8	13.0±2.5	15.3±2.4
外見性	16.1±1.9	15.3±4.1	11.9±4.4	15.6±3.3	16.7±3.3	12.6±2.5
栄養性	14.3±1.9	14.6±2.1	12.7±1.8	15.1±2.9	15.7±2.6	13.9±2.7
商品性	14.4±3.0	12.6±2.5	14.1±3.2	12.9±3.7	14.3±1.9	13.3±3.7
特筆性	13.4±2.1	13.4±2.9	9.9±2.3	13.9±2.3	12.6±2.1	12.9±1.8
合計	71.9±4.8	68.7±9.7	61.9±7.6	70.9±12.7	72.3±10.4	67.9±10.3
合計の順位	3	6	13	4	2	7

値は平均値±標準偏差で示した。

独自性、外見性、栄養性、商品性および特筆性は各 20 点満点、合計は 100 点満点である。

n=7

3. 二次審査結果

二次審査の評価者は、10代と20代を合わせると87.2%、女性が83.6%だった(表3)。味は、#4ねばねーばサラダに比べて#7モロヘイヤ入り野菜のソース、#8モロヘイヤ入りポテトサラダおよび#11和風あんかけの評価が高かった(表4)。匂いは、#4ねばねーばサラダに比べて#7モロヘイヤ入り野菜のソース、#8モロヘイヤ入りポテトサラダ、#11和風あんかけおよび#12ブロッコリーの野菜あんかけの評価が高かった。見た目は、#4ねばねーばサラダに比べて#8モロヘイヤ入りポテトサラダ、#11和風あんかけおよび#12ブロッコリーの野菜あんかけの評価が高かった。食べやすさは、#4ねばねーばサラダに比べて#7モロヘイヤ入り野菜のソース、#8モロヘイヤ入りポテトサラダおよび#11和風あんかけの評価が高かった。自分の好みは、#4ねばねーばサラダに比べて#7モロヘイヤ入り野菜のソース、#8モロヘイヤ入りポテトサラダおよび#11和風あんかけの評価が高かった。総合評価は、#4ねばねーばサラダに比べて#7モロヘイヤ入り野菜のソース、#8モロヘイヤ入りポテトサラダおよび#11和風あんかけの評価が高く、最も平均点が高かったのは、#11和風あんかけだった。

表 3. 二次審査評価者の属性

	人数	%
年代		
10代	18	32.7
20代	30	54.5
30代以上	7	12.7
性別		
女性	46	83.6
男性	9	16.4

表 4. 二次審査結果の比較

	#4 ねばねーば サラダ	#7 モロヘイヤ入 り野菜のソース	#8 モロヘイヤ入 りポテトサラダ	#11 和風あんかけ	#12 ブロッコリー の野菜あんかけ	p 値
味	4.30 ^a ±1.51	5.55 ^{bc} ±1.09	5.11 ^b ±1.34	5.62 ^a ±0.95	4.75 ^{ab} ±1.17	<0.001
匂い	4.11 ^a ±1.12	5.18 ^b ±0.98	5.00 ^b ±1.04	5.53 ^b ±0.94	5.07 ^b ±1.12	<0.001
見た目	4.38 ^a ±1.16	5.05 ^{ab} ±1.21	5.76 ^c ±1.03	5.25 ^{bc} ±0.99	5.31 ^{bc} ±1.10	<0.001
食べやすさ	4.38 ^a ±1.48	5.35 ^{bc} ±1.18	5.56 ^c ±1.09	5.36 ^{bc} ±1.10	4.89 ^{ab} ±1.24	<0.001
自分の好み	4.19 ^a ±1.80	5.47 ^b ±1.30	5.07 ^b ±1.51	5.49 ^b ±1.15	4.80 ^{ab} ±1.39	<0.001
総合評価	4.23 ^a ±1.35	5.38 ^b ±1.16	5.31 ^b ±1.18	5.56 ^b ±0.90	4.91 ^{ab} ±1.21	<0.001

値は平均値±標準偏差で示した。

Friedman 検定後、多重比較は Bonferroni による修正を行った。

異なるアルファベットは有意差があることを示す。

4. 各野菜レシピにおける評価間項目の相関関係

各野菜レシピの評価間項目の相関関係を表 5 に示した。全ての野菜レシピの各評価間において相関係数は 0.4 以上を示し、相関関係に統計的な有意差が見られた(p<0.001)。各野菜レシピで最も高い相関関係は、#4 ねばねーばサラダ、#7 モロヘイヤ入り野菜のソースおよび#8 モロヘイヤ入りポテトサラダが自分の好みと総合評価(#4 ; 0.896、#7 ; 0.920、#8 ; 0.940)であり、#11 和風あんかけおよび#12 ブロッコリーの野菜あんかけが味と総合評価だった(#11 ; 0.787、#12 ; 0.890)。

表 5. 評価項目間の相関関係

	#4 ねばねーばサラダ						#7 モロヘイヤ入り野菜のソース					
	味	匂い	見た目	食べやすさ	自分の好み	総合評価	味	匂い	見た目	食べやすさ	自分の好み	総合評価
味	-	0.554**	0.566**	0.679**	0.803**	0.833**	-	0.635**	0.663**	0.658**	0.882**	0.889**
匂い		-	0.537**	0.638**	0.691**	0.619**		-	0.470**	0.485**	0.645**	0.703**
見た目			-	0.458**	0.554**	0.556**			-	0.611**	0.671**	0.693**
食べやすさ				-	0.803**	0.792**				-	0.741**	0.758**
自分の好み					-	0.896**					-	0.920**
総合評価						-						-

	#8 モロヘイヤ入りポテトサラダ						#11 和風あんかけ					
	味	匂い	見た目	食べやすさ	自分の好み	総合評価	味	匂い	見た目	食べやすさ	自分の好み	総合評価
味	-	0.548**	0.474**	0.538**	0.873**	0.842**	-	0.424**	0.410**	0.479**	0.719**	0.787**
匂い		-	0.553**	0.418**	0.535**	0.579**		-	0.520**	0.472**	0.445**	0.551**
見た目			-	0.652**	0.660**	0.680**			-	0.465**	0.504**	0.705**
食べやすさ				-	0.684**	0.682**				-	0.528**	0.616**
自分の好み					-	0.940**					-	0.785**
総合評価						-						-

	#12 ブロッコリーの野菜あんかけ					
	味	匂い	見た目	食べやすさ	自分の好み	総合評価
味	-	0.495**	0.619**	0.705**	0.851**	0.890**
匂い		-	0.639**	0.575**	0.518**	0.602**
見た目			-	0.631**	0.589**	0.702**
食べやすさ				-	0.615**	0.763**
自分の好み					-	0.875**
総合評価						-

Spearman の順位相関係数

**p<0.01

5. 各野菜レシピにおける総合評価に寄与する因子の特定

各野菜レシピにおいて、総合評価に寄与する因子を決定するために、カテゴリカル回帰分析を行った(表6)。総合評価に寄与する因子として、#4 ねばねーばサラダは食べやすさ(p=0.015)、#7 モロヘイヤ入り野菜ソースは匂い(p=0.017)、#8 モロヘイヤ入りポテトサラダは食べやすさ(p=0.047)、#11 和風あんかけは見た目(p=0.019)、#12 ブロッコリーの野菜あんかけは食べやすさ(p=0.014)が特定された。なお、全ての野菜レシピにおいて分散分析表のF値の有意確率はp<0.001であり、統計的な有意差が見られた。

表6. カテゴリカル回帰分析の結果

	#4 ねばねーばサラダ				#7 モロヘイヤ入り野菜のソース			
	標準偏回帰係数(β)	標準誤差*	F 値	p 値	標準偏回帰係数(β)	標準誤差*	F 値	p 値
味	0.062	0.275	0.050	0.985	0.056	0.364	0.024	0.995
匂い	0.066	0.347	0.036	0.964	0.653	0.265	6.064	0.017
見た目	0.021	0.165	0.017	0.983	0.150	0.197	0.579	0.564
食べやすさ	0.893	0.354	6.371	0.015	0.075	0.085	0.790	0.378
自分の好み	0.003	0.11	0.001	0.980	0.092	0.192	0.230	0.795
重相関係数(R)	0.990				0.999			
自由度調整済み決定係数	0.978				0.997			
F 値	281.306***				2220.625***			

	#8 モロヘイヤ入りポテトサラダ				#11 和風あんかけ			
	標準偏回帰係数(β)	標準誤差*	F 値	p 値	標準偏回帰係数(β)	標準誤差*	F 値	p 値
味	0.144	0.233	0.382	0.684	0.326	0.189	2.969	0.060
匂い	0.177	0.247	0.514	0.601	0.097	0.160	0.363	0.550
見た目	0.019	0.059	0.101	0.904	0.314	0.152	4.293	0.019
食べやすさ	0.473	0.263	3.244	0.047	0.121	0.253	0.229	0.634
自分の好み	0.463	0.263	3.086	0.054	0.378	0.250	2.293	0.111
重相関係数(R)	0.971				0.927			
自由度調整済み決定係数	0.930				0.837			
F 値	81.055***				39.506***			

	#12 ブロッコリーの野菜あんかけ			
	標準偏回帰係数(β)	標準誤差*	F 値	p 値
味	-0.111	0.207	0.287	0.835
匂い	0.040	0.139	0.081	0.922
見た目	0.343	0.171	4.012	0.051
食べやすさ	0.465	0.216	4.643	0.014
自分の好み	0.281	0.235	1.427	0.246
重相関係数(R)	0.991			
自由度調整済み決定係数	0.979			
F 値	256.012***			

カテゴリカル回帰分析； *標準誤差はブートストラップ(1000)推定による
目的変数は総合評価； ***p<0.001

6. 100 g あたりの各野菜レシピの値段の評価

100 g あたりの野菜レシピの値段の平均値は、174±70 円(#4 ねばねーばサラダ)から 219±75 円(#11 和風あんかけ)だった(表7)。最小値は、#4 ねばねーばサラダの20円であり、最大値は#7 モロヘイヤ入り野菜のソースおよび#12 ブロッコリーの野菜あんかけの500円だった。

表 7. 100g あたりの各野菜レシピの値段評価

	#4 ねばねば サラダ	#7 モロヘイヤ入 り野菜のソース	#8 モロヘイヤ入 りポテトサラダ	#11 和風あんかけ	#12 ブロッコリー の野菜あんかけ
平均値±標準偏差	174±70	210±81	197±69	219±75	214±86
最小値	20	30	50	100	90
最大値	400	500	400	400	500

(円)

IV. 考察

本研究では、野菜摂取量の少ない若年層の野菜料理に対する嗜好を明らかにする目的で、野菜料理の嗜好型官能評価を行った。

嗜好型官能評価の結果、総合評価の平均点が最も高かったのは#11 和風あんかけであり(表 4)、総合評価と相関が高い項目として味が挙げられていた(表 5)。和風あんかけの餡はかつおだしがベースになっており、かつおだしには旨味成分であるイノシン酸が含まれる。また、かつおだしと同様にイノシン酸を含む煮干しだしの好き嫌いの程度に与える要因は、うま味の強さと香りの好ましきであることが報告されている¹³⁾。かつおだしにはうま味や独自の香りがあることから、かつおだしを好んだ結果、総合評価が高かったのではないかと推察した。我々は以前嫌いな野菜料理を選んだ理由として、野菜そのものが苦手だからが1番多かったことを報告している¹⁰⁾。これらのことから、野菜そのものが苦手な場合でも、だしを使用した餡かけなどで味をマスキングすることで、苦手な野菜を食べられるようになるのではないかと推察した。また、総合評価に最も寄与する因子として見た目が挙げられた(表 6)ことから、餡は透明なため、野菜の色が映えた可能性が考えられた。

#7 モロヘイヤ入り野菜のソースと#8 モロヘイヤ入りポテトサラダはほぼ同様の評価(表 4)だったが、見た目のみ#8 モロヘイヤ入りポテトサラダの評価が高かった。自由記述において、#8 モロヘイヤ入りポテトサラダの彩りが一番良いという意見があった(データ未公表)ものの、総合評価との相関もほぼ同程度(表 5)であり、総合評価に寄与する因子にも挙げられていない(表 6)。これらのことから、両者の見た目の違いは総合評価に影響しなかったことが示唆された。また、両者とも総合評価にもっとも強く関連する因子として、自分の好みも挙げられた(表 5)。食の好みは食経験や食文化の背景によって異なる¹⁴⁾。本研究では、食経験や出身地は調査していないため、評価者の食の好みを把握することはできなかった。今後は、食経験や出身地を調査し、食の好みと嗜好調査の関連を検討する必要があると考えられた。

#12 ブロッコリーの野菜あんかけは総合評価が4点台だった。総合評価の1番高かった#11 和風あんかけと同様に餡かけだったが、両者の違いとして#12 ブロッコリーの野菜あんかけの方が味の評価が低い(表 4)ことが挙げられる。餡のベースは、#11 和風あんかけはかつおだしであり、#12 は干し貝柱の風味調味料だった。川上らは女子大生を対象にだしの嗜好性を調査したところ、天然だしを好む学生は47%、風味調味料を好む学生は53%だったことを報告しており¹⁵⁾、本研究の対象者も大多数が女子大生であることから、だしの好みの違いが味の評価の違いに起因する可能性は低い。一方で、風味調味料が好きな大学生は、風味調味料のうま味

を強く評価していたとの報告もあり¹³⁾、さらに自由記述において#12ブロッコリーの野菜あんかけは味が薄いという意見もあった。これらのことから、今回の試食において#12ブロッコリーの野菜あんかけの風味調味料濃度が低かった可能性も考えられた。

味、匂い、見た目、食べやすさ、自分の好みおよび総合評価において、他の野菜料理に比べて#4ねばねばサラダの評価は低かった(表4)。ねばねばサラダに使用されている野菜はおくら、モロヘイヤおよびトマト(表1)と夏野菜が中心であり、独特の食感や風味がある。全国の20歳以上の男女(農業関連従事者を除く)を対象とした野菜に関する調査では、好きな野菜の1位がトマトである一方、嫌いな野菜の4位がトマト、6位がモロヘイヤ、9位がおくらであることが報告されている¹⁶⁾。さらに本研究の結果から、総合評価と相関が高い項目として自分の好み挙げられたこと(表5)からも、人によって好みが変わるレシピであることが示唆された。

今後実際に売ることを踏まえ、100gあたりの値段を調査した。実際に市販されているJAの野菜サラダの値段は198円程度であり、本研究の174±70円から219±75円とほとんど解離はなかった。本学は公立ということもあり、経済的に豊かな学生は少ないと思われる。世帯収入が低い世帯ほど野菜摂取量が少ないと言う報告^{1,9)}もあるため、野菜料理を売る場合はこの程度の金額設定が重要であることが示唆された。

野菜摂取量を増やす取り組みの中心は幼児や小学生を対象とした食育であり、三重県でも地産地消の野菜を使った給食や食に関する授業を栄養教諭などが展開している¹⁷⁾一方で、大学生以上の若年層は食育を受ける機会が少ない。さらに、幼児や小学生の食は成人である保護者に依存しており、保護者になる前の若年層や成人に対する啓発活動が急務である。働く世代を対象とした社員食堂を利用した食育や献立開発はされている¹⁸⁾が、その内容が家庭や地域に広がっているとは言い難い。そのため、本研究で得られた結果を元に、今後は地産地消を目指した野菜レシピや商品を開発し、若年層を含めた成人に対する野菜摂取の啓発活動を行っていく予定である。

V. おわりに

本研究では、食や栄養を専門的に学んでいない短大生を主な対象として、野菜料理の嗜好型官能評価を行った。総合評価が最も高かったのは#11和風あんかけであり、その総合評価と相関が高い項目は味だった。次に総合評価が高かったのは#7モロヘイヤ入り野菜のソースおよび#8モロヘイヤ入りポテトサラダであり、その総合評価と相関が高い項目は自分の好みだった。これらの結果から、野菜摂取量を増やすためには、新鮮さ、健康、簡便および低価格であることに加えて、対象者を想定し、味や好みを考慮したレシピを考案することが重要であると示唆された。

謝辞

本研究の遂行にご尽力くださいました、J A三重中央ベジマルファクトリーの久世訓さん、三重県津農林水産事務所の橋本卓也さん、国立大学法人三重大学社会連携研究センターの上井大輔さんに深謝申し上げます。また、野菜レシピの応募および試食会調理を手伝ってくださった本学食物栄養学専攻の学生の皆さん、野菜試食会アンケートにご協力くださった本学生活科学専攻の教員並びに学生の皆さんに心より御礼申し上げます。本研究は、三重県地域活性化プランスタートアップ促進の助成を受けて行いました。

引用文献

- 1) 厚生労働省「平成 23 年国民健康・栄養調査結果の概要」,
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st.html>, (2014 年 3 月アクセス)
- 2) 厚生労働省「健康日本 21」,
http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b1.html#A15, (2013 年 2 月アクセス)
- 3) Crowe FL, Roddam AW, Key TJ, Appleby PN, Overvad K, Jakobsen MU, Tjønneland A, Hansen L, Boeing H, Weikert C, Linseisen J, Kaaks R, Trichopoulou A, Misirli G, Lagiou P, Sacerdote C, Pala V, Palli D, Tumino R, Panico S, Bueno-de-Mesquita HB, Boer J, van Gils CH, Beulens JW, Barricarte A, Rodriguez L, Larrañaga N, Sánchez MJ, Tormo MJ, Buckland G, Lund E, Hedblad B, Melander O, Jansson JH, Wennberg P, Wareham NJ, Slimani N, Romieu I, Jenab M, Danesh J, Gallo V, Norat T, Riboli E; European Prospective Investigation into Cancer and Nutrition (EPIC)-Heart Study Collaborators. “Fruit and vegetable intake and mortality from ischaemic heart disease: results from the European Prospective Investigation into Cancer and Nutrition (EPIC)-Heart study.” *Eur. Heart J*:32, 1235-1243, 2012.
- 4) Bendinelli B, Masala G, Saieva C, Salvini S, Calonico C, Sacerdote C, Agnoli C, Grioni S, Frasca G, Mattiello A, Chiodini P, Tumino R, Vineis P, Palli D, Panico S. “Fruit, vegetables, and olive oil and risk of coronary heart disease in Italian women: the EPICOR Study.” *Am J Clin Nutr.* :93, 275-283, 2011.
- 5) Minatsu K, Yoshitaka T, Shizuka S, Satoshi S, and Shoichiro T for the JPHC Study Group. “Vegetables, fruit and risk of gastric cancer in Japan: A 10-year follow-up of the JPHC study Cohort I.” *Int. J. Cancer*: 102, 39-44, 2002.
- 6) 厚生労働省「平成 24 年(2012)人口動態統計(確定数)の概況」, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei12/>. (2014 年 3 月アクセス).
- 7) Scha tzer M, Rust P, Elmadfa I. “Fruit and vegetable intake in Austrian adults: intake frequency, serving sizes, reasons for and barriers to consumption, and potential for increasing consumption.” *Public Health Nutr.* :13, 480-487, 2010.
- 8) (社)JA 総合研究所「野菜の消費行動に関する調査結果」、p32、p39、2008 年

- 9) 小澤啓子、武見ゆかり、衛藤久美、田中久子、藤井仁、石川みどり、横山徹爾「壮中年期において野菜摂取の行動変容ステージおよび野菜料理摂取皿数は野菜摂取量の指標となり得るか」、栄養学雑誌 71、p97-111、2013 年
- 10) 阿部稚里、坂本瑞希、西山愛美「成人を対象とした野菜に関する意識調査」、三重短期大学生活科学研究会紀要 61、p21-25、2013 年
- 11) 佐々木輝雄「地産地消の急展開と環境対策への可能性」、日獣畜大研報 51、p11-23、2002 年
- 12) 古川秀子、上田玲子『続おいしさを測る—食品開発と官能評価—』、幸書房、p30-31、2012 年
- 13) 神田知子、安藤真美、高杉美佳子、田村理恵、高橋徹、丸山智美、五島淑子「大学生を対象とした煮干しだしと風味調味だしの好みとうま味及び匂いに対する知覚との関係」、日本家政学会 62、p179-188、2011 年
- 14) 川端晶子「N ブックス調理学 第 2 章おいしさの科学と文化」、建帛社、2006 年
- 15) 川上育代、我如古菜月、池上由美、湯之上祐子、松添直隆、北野直子「女子大生における味覚感度の現状と「だし」の嗜好性」、栄養学雑誌 69、p10-19、2011 年
- 16) タキイ種苗「野菜と家庭菜園に関する調査」. http://www.takii.co.jp/info/gif/news_130831.pdf. (2014 年 3 月アクセス)
- 17) 財団法人三重県学校給食協会「みえの食材資料集Ⅱ～学校給食における地場産物の活用推進のために～」、光出版印刷株式会社、2011 年
- 18) 一般社団法人 ファイブ・ア・ディ協会「働く世代への教育」, <http://www.5aday.net/>. (2014 年 3 月アクセス)

社会保障制度改革と自治体病院

— 地域住民と専門職が展望する地域医療へ向けて —

長友 薫輝

はじめに

社会保障制度改革および医療の「市場化」¹⁾など自治体病院をめぐる情勢をふまえ、地域住民と専門職が展望する地域医療をどのように描くことができるのかを考えたい。自治体病院に求められるのは地域医療のあり方、モデルを地域住民とともにつくっていくことにある。「地域包括ケア」が提唱されており、いっそう地域医療における自治体病院の役割は重要となる。自治体病院をとりまく状況を把握し、医療と地方自治、住民自治を結びつけて考える契機としたい。

I 医療の「市場化」の動向

医療の「市場化」に向けた動きが加速している。「世界で一番ビジネスがしやすい環境の創出」を進める安倍政権にとって、医療は主要な事業の1つである。

2014年6月14日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2014」および『日本再興戦略』改訂2014 - 未来への挑戦 - では、国家戦略特別区域（国家戦略特区）を突破口として、「規制・制度改革を成長戦略の起爆剤とする方針が盛り込まれている」²⁾。制度改革を一気に加速させて進めたい、という安倍政権の意志が現れている。「規制改革会議」をはじめ、国家戦略特区を2013年4月段階から議論していた「産業競争力会議」等での経過をたどると、安倍政権に託された産業界の意図が明確となっている。

国家戦略特区は①東京圏、②関西圏、③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市、⑥沖縄県の全6区域が定められた。このうち医療を特定事業として位置づけているのは東京圏、関西圏、福岡市である。医療法の特例扱いがなされ、病床規制の緩和が可能となっている。高度医療を提供する実施主体として病院の開設許可申請があった場合、事業に必要な病床数を区域計画に盛り込んでその病床数を加えたものを基準病床数とみなして申請に対する許可事務を行うと定められている。

II 医療と国家戦略特区

定められた6つの区域のうち、関西圏については事業の基本的事項の第一に医療が位置づけられている。実施にあたり規制改革を進める事項として、医療については病床規制の特例による病床の新設・増床の容認、国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁、保険外併用療養の拡充、有期雇用の特例を挙げている。

また、政策課題には「高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化」「先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開」等を示している。

これまで関西圏においては、国際医療交流の拠点づくりとして「りんくうタウン・泉佐野市域」（大阪府泉佐野市）を「地域活性化総合特区」に指定するなどの動向がみられる。今回の関西圏国家戦略特別区域会議においては、保険外併用療養に関する特例について京都大学医学部附属病院（京都市）、大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）、国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）の3つが特定事業の実施主体として公表されている（2014年7月現在）。このうち、実施主体として2ヶ所が公表されている大阪府吹田市を見ておきたい。

Ⅲ 医療産業の拠点づくり

大阪府吹田市では上記の国立循環器病研究センターの移転・新築、ならびに市立吹田市民病院の移転・新築が進められている。JR東海道線岸辺駅前の吹田操車場跡地に両者が2018年度を目途に移転・新築し、医療研究機関と医療関連企業の誘致を進め「我が国随一の国際級の複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成」（「吹田市『健康・医療のまちづくり』基本方針」2014年5月19日）を目指す計画である。吹田市が誘致活動を行った国立循環器病研究センターと市立吹田市民病院は隣接する区域に新築され、両区域は通路で結ばれる計画が示されている。

吹田市の「基本方針」では、世界初となる循環器病予防のまちづくりの「吹田モデル」を創成し、国立循環器病研究センターが行う予防医療の取り組みを支援し市民の健康増進を図り、健康産業関係の企業などの民間活力を生かす施策の展開等を進めるとしている。

国立循環器病研究センターにおいては、「医療クラスター形成会議」を設置し（2014年5月28日）、「医療クラスター形成やまちづくりを進めるための今後の方向性について大所高所から意見交換を行う」「大学・研究施設や製薬メーカー・医療機器メーカー等の誘致の促進や広報を行う場とする」ことを目的としている。会議メンバーは大阪府知事や吹田市長をはじめ財界等から関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事、大阪商工会議所会頭、日本製薬工業協会会長（大日本住友製薬株式会社社長）、日本医療機器産業連合会会長などとなっている。

このようなメンバーで内容の検討を進めていく国立循環器病センターに呼応する形で、市立吹田市民病院の移転・新築については、吹田市の「吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくり会議」の第1回会議が2014年7月3日に開催されている。会議は非公開、執筆時点では議事録作成中のため、どのような内容となっているのかは不明であるが、市立吹田市民病院の移転・新築については市民から懸念する声が浮上している。

Ⅳ 地域医療のモデルを示す

吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」にて開催された地域医療学習会（2014

年3月1日)では、交通の便がよい点を利用して国内外から患者を集めることを計画している国立循環器病研究センターに隣接する形での移転・新築となり、「自治体病院であるにもかかわらず吹田市民が入院できないのではないか」「市民の要求に応える形で開設された、一般の歯科では受診が困難な障害者の方々のための歯科診療はどうなるのか」「市立吹田市民病院の基本理念『市民とともに心ある医療を』を展開している医療労働者の実践は今後どうなるのか」といった不安や懸念の声を聞くことができた。

移転・新築後の将来像については、こうした声を払拭できるように、そして引き続き病院の基本理念「市民とともに心ある医療を」忠実に実践できるように、住民参加のもとに健康・医療のまちづくりを進めなければならないのではないだろうか。国家戦略特区の指定をもとに国内外の人々を集めて、地元市民のための医療はないがしろ、というのでは自治体病院の役割や地域医療とは一体誰のためのものなのか、という疑問を持たざるを得なくなる。

吹田市のように国家戦略特区の特例指定、医療産業拠点としての整備などが行われる地域において、今後、自治体病院の役割は地域医療におけるモデルを示すことが重要となるのではないかと。

先述の障害者の歯科診療のように、潜在化している医療需要を掘り起こして自治体病院が対応し市民がこれを支持するという形で、市民とともに健康・医療のまちづくり、自治体病院のあり方、地域医療のあり方を示すモデルをつくる必要がある。そのためには自治体病院が担ってきた役割を認識しなければならない。

例えば、特に国が担うべき医療として重症心身障害、神経・筋疾患、循環器病、がん、呼吸器疾患など19の医療分野が政策医療として指定されているが、国立病院・療養所のみならず、自治体病院は政策医療に積極的に関与してきた歴史的経緯がある。

その上、自治体病院は社会保障としての公費医療についても積極的に対応している。結核をはじめ感染症等対策、生活保護世帯の医療扶助、障害者総合支援法の自立支援医療、母子保健法の養育医療など多岐にわたっている。政策医療や公費医療を見てもわかるように、自治体病院の運営を収支、経営効率という観点のみではかることはできない。

V 地域のスタンダードとして

にもかかわらず、「経済財政諮問会議」(第22回、2013年11月15日開催)において「自治体病院は経営の仕方でもかなり変わる」(安倍首相)というのは一元的な見方に過ぎない。そもそも経営の仕方でも、という状況に診療報酬による操作等の政策で追い込んできたという側面がある。また、自治体病院の運営は地域住民の意志によって決定されるべき性質の問題であることも指摘しなければならない。このように首相自ら発言がなされるほど、国の意向が強く反映されるのは好ましい事態とはいえない。

ましてや、同会議において「自治体病院には、労使関係の問題もある」(麻生副総理兼財務大臣)、「民間に売却した病院が黒字になっている(中略)、職員に甘過ぎる」(菅内閣官房長官)

などといった発言は自治体病院の職員のみならず、公務労働者の位置づけをふまえない経営効率観点のみであることが窺える。

病院の運営費はそのほとんどが人件費に要する。自治体病院を民間に売却したら黒字になるのは、およそ人件費をあらゆる手法で抑制・削減を図るからであろう。また、自治体病院の医療労働者の給与水準は地域の労働者の基準でもある。この水準を下げることに容易に同意するわけにはいかない。

生活保護基準の引き下げに同意すると、実は真綿で自らの首を締めていくようなものであると同様である。生活保護基準は言うまでもなく、生存権保障の理念を示した憲法 25 条の具現化であり、国が定める私たちの生活水準のスタンダードを示す水準である。生活保護基準の引き下げや公務員の給与水準の引き下げに容易に同意すると、働く人々の水準が全体的に低位に向かうことになる事実をふまえなければならない。地域住民も含めて、このあたりの仕組みを近視眼的な思考ではなく、トータルにとらえる必要がある。

なお、自治体病院に対して経営の観点がまったく不要だという話ではない。自治体病院は診療報酬の操作をはじめとする国の医療費抑制策の中でどのように病院を維持し、収益改善を図り、財政状況を市民に説明し理解をどのように得ていくか、といったことに苦心しなければならないのも事実である。今後、国から新たな公立病院改革のガイドラインが提示され、各自治体に策定が求められることになる。いっそう市民に対しての説明責任が問われるのみならず、市民とともに自治体病院を運営する、市民とともに地域医療をつくるという姿勢が必要となってくるのではないだろうか。

VI 「公立病院改革ガイドライン」の新たな展開

自治体病院に対して 2007 年に総務省が出した「公立病院改革ガイドライン」は、①経営の効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直し、という内容であった。これを受けて、各自治体は 2008 年度中に「公立病院改革プラン」を策定し、自治体病院の統廃合や経営形態の変更、機能および規模の縮小再編等が進められることとなった。

2013 年 9 月 30 日に総務省が公表した「公立病院改革プラン実施状況等の調査結果」によれば、2009 年度から 2012 年度の間に経営形態を変更した病院は、地方独立行政法人化が 51 病院、指定管理者制度の導入は 16 病院、公営企業法全部適用は 105 病院、民間譲渡は 13 病院、診療所化等は 27 病院となっている。

これからの自治体病院改革について、先述の「経済財政諮問会議」（第 22 回、2013 年 11 月 15 日開催）において安倍首相は「改革プランに基づき取組を進めているが、依然として、多額の補助金に依拠する体質となっている。しっかりとした経営感覚をもって経営が行われるように、そしてそれが患者のためになるように、更なる改革を進めることが重要」と述べている。

同会議において進藤総務大臣は「公立病院改革ガイドライン」による一定の成果があったとした上で「新たなガイドラインの策定に取り組んでいきたい」と意欲を示しており、2014 年

度中の策定が提示される見込みとなっている。

Ⅶ 地域医療の崩壊と自治体病院

近年の地域医療の崩壊現象に際して、医療費抑制策の転換を求めて日本医師会をはじめ各医療関連団体などがはたらきかけを強めているが、各地での取り組み、医療労働者の実践レベルではどのような行動がとられているのか、というところが問われるのではないかと。

歴史的にさかのぼってみれば、1986年の国立病院・療養所再編成計画以降の地域医療をめぐる医療労働者と地域住民の動向が参考となるだろう。そして、最近では各地の絶対的な医師不足などとともに地域医療の崩壊現象と自治体病院をめぐる状況ということになる。

先に述べた「公立病院改革ガイドライン」の影響もあり、全国各地で自治体病院は大きな変動の渦に巻き込まれている。赤字を理由にした自治体病院の閉鎖や縮小、売却、経営委託などが各地で社会問題化した。2009年3月には千葉県銚子市で市立総合病院の休止という判断を下した市長がリコールされるといった事態も起きている。自治体財政健全化法の影響、交付金削減などの政策が背景にある。総じていえば自治体および自治体病院に対して、医療費抑制策と地域再編策の両輪が大きく作用している。その結果、自治体が自治体病院の経営から撤退しやすい環境が整備されているという状況が展開されてきた³⁾。

もちろん、こうした状況下であるからこそ、自治体がどのようなビジョンを持って自治体病院および地域医療行政を進めようとしているのかが問われているといえる。また、医療労働者が「病院がなくなったら困る」という危機感から、地域住民との連携を模索するというのでは後手後手の対応となる。病院の労働組合などが「病院がなくなる」という事態に直面したり、「公立病院改革ガイドライン」をもとに自治体病院の経営形態の変更案が示されてから、ようやく重い腰を上げるといった場面が見られた。

普段から地域住民との接点を持ちながら、地域住民がどのような地域医療を望むのかといったところを把握する。これらを材料として、医療費抑制策の転換、地域医療の崩壊などへの対策を打ち出していくことが必要となる。日常的な地域住民とのつながりを欠いて、ただ病院の中で診療をしていればよい、というものではない。もちろん、医療労働者のみに努力を期待するわけではなく、地域住民の医療に対する認識水準を向上させていくことも必要である。そのためには、医療や健康についての専門家と自認する医療労働者には、抱えている問題や仕組みをわかりやすい言語に翻訳するといった作業が求められているのではないだろうか。

自治体病院の労働組合が主導する形で、組織をつくり地域住民と連携するといった動向もみられる。こうした連携をとりながら、様々な形で地域住民とつながりをつくり、地域住民と語る場を設定し、供給体制の再編も含めてあるべき医療の姿や、まちづくりを地域住民とともに模索するというのが望ましいのではないだろうか。

Ⅷ 自治体病院をめぐる認識の差異

自治体病院をめぐる医療労働者と地域住民が協働する取り組みとして、2009年2月に実施された「北九州地域医療調査」を例に述べておきたい。調査は北九州市が2008年1月に公表した「北九州市病院事業経営改革プラン」において、市立門司病院に指定管理者制度導入を明示したことを契機として実施された調査である。筆者は調査団長として関わった⁴⁾。

調査を通じて、北九州市の病院事業と地域医療をめぐる様々なレベルでの「ズレ」が生じていることが明らかとなった。第1の「ズレ」として、市行政と地域住民の認識との「ズレ」である。第2の「ズレ」は市当局と病院職員（現場職員）の「ズレ」である。第3の「ズレ」は市当局内部での認識の「ズレ」である。

市立病院を管理する病院局や市民の医療・健康問題を担当する保健福祉局に「市民の健康保持に必要な医療を提供する」（「北九州市病院事業の設置等に関する条例」第1条）「公共の福祉を増進するように運営する」（同、第2条）という基本に沿って事業全体を総合的に進める部署が役所内に存在していない。

地域医療・市立病院のあり方は地域住民の意思と、疾病の特徴など健康状態をもとに科学的・計画的な医療供給体制をどのように進めるのかによって決定しなければならないが、現状は市立病院をどのような目的に応じて変えようとしているのかという基本的なビジョンすら市当局内部で共有化されていないことがわかった。

IX 地域医療行政の推進

自治体病院と地域医療をめぐる調査活動によって明らかとなった3つの「ズレ」は、自治体病院を抱える自治体の多くに残念ながら当てはまるような状況ではないだろうか。また、自治体病院のない自治体にも地域医療行政を担当する部署が明確ではないという問題は共通するのではないか。

自治体病院を抱える自治体であれば、たとえば病院局なる組織が存在し地域医療の部署として活用しているところもあるが、自治体病院のない自治体には地域医療に関する部局を独立して保持しているところは少ない。これほど地域医療の崩壊といわれる状況が各地で起きているにもかかわらず、行政組織内に医療に関わる部署が独立して存在しないところが多い。担当する部署もなく、そのうえ保健や社会福祉に関する部署などとの連携を図り総合的な政策の計画および推進という行政に求められる業務の遂行にはほど遠い体制となっている。地域住民の健康状態の把握を基盤とした科学的・計画的な医療行政となっていない。

今回の調査は、自治体が地域医療行政を科学的・計画的に進めるためには地域住民の健康状態を把握すること、そして地域住民の医療要求を把握することから始める必要があることを示している。さらには医療労働者の声に耳を傾け、地域医療政策づくりを協働で行う必要をも示している。そうすれば、少なくとも「北九州地域医療調査」において明らかとなった3つのズレに代表されるような問題の状況は改善されると考えられる。

医療資源は有限であり効率的な配置などは当然必要となる。たとえば、医療費抑制策の一環

として医師養成数を抑制してきたため絶対的な医師不足という現状があり、医療要求にすべて対応することは難しいといったことを地域住民にわかりやすく説明した上で、地域住民も協働できるような素地をつくっていくことも自治体には求められるであろう。もちろん、これは医療労働者にも求めなければならない。病院や診療所で働く人々が医療機関に対する地域住民の思いをあらためて聞く機会はなかなかないのではないだろうか。定期的に調査活動を展開し、地域住民の思いや医療労働者の感じていることなどを形にする作業を通じて、地域医療に関する合意形成も進み、地域医療をめぐる状況に対して認識を深めることが可能となる。

X 地域医療政策の特徴

地域医療が医療政策上の課題となり、焦点が本格的に当たり始めたのは1970年代以降のことである⁵⁾。

地域住民の健康は、住民の生活や労働の場である地域社会の特性に強く左右され、地域医療には「一定の地域を場として、その地域特性に見合う包括的な医療体系を整えること」⁶⁾が必要とされる。ただし、実際には地域医療は地域住民の生活や労働の実態、地域性を反映した政策課題を帯びたものとして登場することほとんどなかったのではないかと考えられる。主に医療費抑制策の観点から効率的な医療供給体制を整備するなど管理する手段として使用されてきた。

医療費抑制策は現在においても継続しており、概ね次のような手法を使用しながら医療費抑制を図ってきた。なかには科学的な根拠が見当たらないものもあることが指摘されているにもかかわらず、医療費抑制策は着々と進められてきたという状況である。

医療費抑制策の主な手法としては、①受診抑制（患者自己負担割合を増やすことで医療機関の受診を抑えるなど）、②供給抑制（病院・診療所の減少、療養病床の削減案などにみられる病床の削減、在院日数の短縮化、医師養成数の抑制など）、③診療報酬の操作（2年に1度改定。介護保険の介護報酬との連動も）、④医療保険から他分野への移行（長期療養状態にあってケアが主に必要な人々を新たに創設した介護保険へ移行、後期高齢者医療制度の新設）、⑤生活習慣病対策（特定健診、特定保健指導など）、健康づくり運動の提唱（禁煙運動など）、⑥医療費適正化計画の推進（各都道府県は医療費適正化レースに参加）、⑦国保の広域化（市町村が運営する国保を都道府県単位化する、すでに協会けんぽは都道府県単位化となった）、などが挙げられる。

XI 社会保障制度改革

社会保障制度改革が進められている。「医療から介護へ」「入院から在宅・地域へ」という提供体制の再編策が政策の方向性として打ち出されている。当然のことながらこれまでと同様に、医療費抑制に主眼が置かれた内容といえる。

医療・介護総合推進法（2014年6月）をはじめ、医療・介護の提供体制の改革などに焦点が当てられている。2025年には「効率的かつ質の高い医療提供体制」と「地域包括ケア」を

構築することが目的である。

提供体制の再編策として、病床の機能分化を推進し病床削減を図るとともに、「病院完結型」から「地域完結型」へという志向を強め、地域での受け皿として「地域包括ケアシステム」の構築を目指す政策である。地域住民のボランティア活動等をシステムに組み込んでいることも特徴である。自助と共助の強調、民間活力の活用（市場化・産業化）、ボランティアの活用などの動向は1970年代末に自民党が提唱した「日本型福祉社会論」のリメイクといえる。

ともあれ、こうした再編策については、病床削減によって入院難民、看取り難民の増加が懸念されるなど、医療・介護の現場から政策方針に疑問視する向きが少なくない。これまで展開されてきた、医療費抑制を主眼とする政策の転換こそ必要とされるのではないか。

その上、社会保障制度改革は社会保障における公的責任の後退を図るため、社会保障の考え方の解釈変更を主張している。自助・共助の強調を行い、疾病・貧困・失業等の公的責任で対応すべき問題を自己責任や家族・地域の助け合いに還流しようという説明を展開し、社会保障における公的責任の後退を図っているのではないだろうか。あわせて、先述の通り、社会保障制度改革とともに医療・介護分野の市場化を進めることが検討されている。こうした状況下で、自治体病院には地域住民と専門職が展望する地域医療のあり方、地域包括ケアの実践の拠点の1つとしての期待が高まっている。

Ⅱ おわりにー地域医療づくりへ向けてー

最後に、地域医療を考え行動することで地域づくりに取り組んでいる実践例を紹介しておきたい。三重県津市美杉地域を中心に取り組みされた「過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくり」である⁷⁾。中山間地域における集落機能の維持再生の観点から、地域の医療機関や団体等と連携しながら、高齢者の健康づくりや外出支援など、健康で安心して暮らせる地域づくりを行うことを目的に2011年度から2年間にわたっての取り組みである。

なお、地元の美杉地域からは美杉地域まちづくり推進連絡協議会、美杉地区自治会連合会、地域で唯一の入院できる医療機関として自治体病院である三重県立一志病院（四方哲院長）、三重大学医学部家庭医療学・地域医療学講座の竹村洋典教授をはじめ医療の専門職はもちろん、保健、介護、社会福祉の専門職、行政職の協力を得て、講演会、ワークショップ、ヒアリング調査などを展開した。

この取り組みの中で、地域医療づくりを進めるために必要なこととして得たことは次の5点であった。これからの自治体病院のあり方、地域住民と専門職が展望する地域医療づくりにあたって重要と思われるので以下に列挙しておきたい。①連絡・調整機能の発揮（医療、保健、介護、社会福祉、行政、研究機関の連携は必須）、②医療の確保（市内の医療ニーズ把握と医療供給体制の維持・確保）、③場の設定（住民や専門職がともに考える場、専門職による研修会等の設置や補助）、④人づくり（自ら考え行動する住民の育成、コーディネーターの育成）、⑤事業の可視化（常に活動が見えるようにするには、住民や様々な職種を巻き込んだ活動）。

このような取り組みが提示している最も重要なことは、「地域住民」と「医療従事者」と「行政職員」が日常的に対話・交流を進め、地域で根を張る活動を進める意義を確認できたことにある。地域住民が積極的にまちづくりに参加し、まちづくりの一環として医療を位置づけて考えて行動することが肝要であり、結果として「地域包括ケアシステム」構想にも連動するものと考えられる。

「地域包括ケアシステム」の推進とともに、いっそう地域医療における自治体病院の役割は重要となる。医療と地方自治、住民自治を結びつけて考える契機といえる。「市場化」の動向に対して、自治体病院は全国の病院数の約1割に過ぎないが、自治体病院に求められるのは地域医療のあり方、モデルを地域住民とともにつくっていくことにある。

引用文献

- 1) 医療の市場化については、進行状況等に関して見解が多様である。ここでは「市場化」と表現し議論は別途検証する。なお、本稿は同じ題目で『自治と分権』No.57、2014年10月に執筆したものを加筆修正したものである。
- 2) 横山壽一「国家戦略特別区域と医療」『月刊国民医療』No.318、2014年7月号
- 3) 長友薫輝「地域医療の現状と課題－自治体病院をめぐる動向について－」『地研年報』No.13、2008年
- 4) 地域医療と市立病院の充実を求める市民会議『北九州地域医療調査団報告集』2009年6月、および「自治体の地域医療行政ビジョンは～北九州地域医療調査報告より～」『月刊国民医療』No.263、2009年8月号
- 5) 長友薫輝「地域医療にみる協働・連帯の過程 - アクション・リサーチの取り組みから - 」『医療の政治力学』桐書房、2011年
- 6) 朝倉新太郎「自治体と地域医療」『日本医療の進路』大月書店、1977年、p.67
- 7) 長友薫輝「地域医療再構築プロジェクト報告」『月刊国民医療』No.311、2013年11・12月合併号

2013 年度地域問題研究所活動記録

(2013 年 4 月～2014 年 3 月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 受入図書・雑誌
- 5 研究活動
- 6 研究員業績一覧

1 地域問題研究所概要

(1) 学則

第 10 章の 2 地域問題研究所

(地域問題研究所)

第 63 条の 2 本学に、地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 地域問題研究所規定

第 1 条 (名称)	この研究所は、三重短期大学学則第 65 条に基づき、三重短期大学付属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所（以下研究所という）と称する。
第 2 条 (目的)	研究所は、本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。
第 3 条 (所員) 2	本学の専任教員は研究所の所員となる。 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。
第 4 条 (事業)	研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。 一 調査および研究 二 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流 三 研究会の開催及び研究成果の公表 四 その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業
第 5 条 (著作権)	研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。
第 6 条 (運営組織)	研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。
第 7 条 (研究所長) 2 3	研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。 所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
第 8 条 (総会) 2 3	基本事項は総会において審議・決定する。 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集する。総会は所員の過半数の出席により成立する。 本条第 1 項にいう基本事項とはつぎのものをいう。 一 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認 二 研究員の推薦 三 研究所長の推薦 四 その他研究所に関する重要事項
第 9 条 (運営委員会) 2 3 4	研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。 運営委員は、所長、両科選出の運営委員 2 名、研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。
第 10 条 (研究員)	研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また互選により研究所運営委員となることができる。

2	研究員は、所長が総会にはかって、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第11条（特別研究員）	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかって推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第12条（雑則）	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則 2	本規程は2008年4月1日から施行する。 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

（3）2013年度研究所構成員

所長	茂木 陽一	(法経科教授)
運営委員（法経科）	茂木 陽一	(法経科教授)
運営委員（生活科学科）	岩田 俊二	(生活科学科教授)
年報担当	茂木 陽一	(法経科教授)
通信担当	田中 里美	(法経科講師)
会計担当	岩田 俊二	(生活科学科教授)
H P 担当	雨宮 照雄	(法経科教授)
交流集会担当	梅澤 真樹子	(生活科学科教授)

研究員	茂木 陽一	(法経科教授)
	雨宮 照雄	(法経科教授)
	楠本 孝	(法経科教授)
	三宅 裕一郎	(法経科教授)
	山川 和義	(法経科准教授)
	杉山 直	(法経科准教授)
	田中 里美	(法経科講師)
	岩田 俊二	(生活科学科教授)
	長友 薫輝	(生活科学科教授)
	駒田 亜衣	(生活科学科助教)
奨励研究員	梅澤 真樹子	(生活科学科教授)

助手 田中 里佳

2 地域問題研究所活動日誌

2013年4月17日	運営会議 法経科共同研究室 12:00～ 地研研究員申請について、地研各担当(案)について
4月18日	所員総会 第一演習室 14:20～ 地研研究員承認について、地研運営体制承認について
5月23日	運営委員会議 法経科共同研究室 12:30～ 地研研究員申請(追加分)承認について、今年度研究費配分について、各担当から
6月20日	所員総会

	第一演習室 13:50～
8月30日	今年度研究費配分承認について、地研研究員申請(追加分)承認について 地研通信 111号発行 8頁 2013年度研究員一覧／研究概要／運営体制／ トヨタの労使関係 杉山 直／ 受入図書一覧／編集後記
9月30日	地研年報 第18号発行 113頁 奈良・京都と伊勢を結ぶ歴史街道(初瀬街道と伊勢本街道)周辺に見られる 食文化の特徴－雑煮と神撰を中心に－ 駒田亜衣・藪本治子・谷口水穂 不公正ファイナンスの特徴についての一考察－ペイントハウス社の事例を中 心として－ 田中里美 三重県における長寿地域とその環境要因について 梅澤真樹子・駒田亜衣 『大蔵省記録抜粋』(一)－廃藩置県後の地方制度形成過程再論－ 茂木陽一 2011年度地域問題研究所活動記録 地域問題研究所概要 地域問題研究所活動日誌 地域問題研究所刊行物 受入図書・雑誌 研究活動 研究員業績一覧 運営会議
10月9日	法経科共同研究室 13:00～
11月18日	第47回地域問題研究交流集会について、年報・通信の配布先の見直しにつ いて、各担当から 第47回地域問題研究交流集会 三重県津庁舎6階大会議室 13:30～ 「栄養指導の効果的な話し方～新・味オンチを克服するために」 BCA教育研究所ヴォイスティーチャー 高牧 康
2014年1月23日	運営会議 法経科共同研究室 12:45～
1月31日	今年度の予算消化について、各担当から 地研通信 112号発行 8頁 自動車ディーラー営業職の専門性とキャリア 島内 高太／ 「監査における不正リスク対応基準」と昭和ゴム事件 田中 里美／ 編集後記
2月28日	地研通信 113・114合併号発行 24頁 第47回地域問題研究交流集会報告(要旨)／ 受入図書一覧／編集後記
3月20日	第48回地域問題研究交流集会 第一演習室 13:00～

長友 薫輝	地域医療の再編～保険および供給体制について～
雨宮 照雄	合併特例債と財政規律
杉山 直	コミュニティユニオンの組織と機能
茂木 陽一	伊勢商人の倫理と論理－大和屋支配人助八の思想と行動－
田中 里美	不公正ファイナンスと公認会計士監査～事例研究を中心として～

3 地域問題研究所刊行物

地研通信

号数	発行日	内容	頁数
111号	2013. 8. 30	2013年度研究員一覧／研究概要／運営体制／ トヨタの労使関係 杉山 直／ 受入図書一覧／編集後記	8
112号	2014. 1. 31	自動車ディーラー営業職の専門性とキャリア 島内 高太／ 「監査における不正リスク対応基準」と昭和ゴム事件 田中 里美／編集後記	8
113/114号	2014. 2. 28	第47回地域問題研究交流集会報告（要旨）／ 受入図書一覧／編集後記	24

地研年報

第18号 2013.9.30 発行 113頁

【論説】

奈良・京都と伊勢を結ぶ歴史街道（初瀬街道と伊勢本街道）周辺に見られる食文化の特徴－雑煮と神撰を中心に－ 駒田亜衣・藪本治子・谷口水穂

不公正ファイナンスの特徴についての考察－ペイントハウス社の事例を中心として－
田中里美

【研究ノート】

三重県における長寿地域とその環境要因について 梅澤真樹子・駒田亜衣

【紹介】

『大蔵省記録抜粋』（一）－廃藩置県後の地方制度形成過程再論－ 茂木陽一

2012年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

4 受入図書・雑誌

(1) 収集図書冊数 2013 年度 115 冊

(2) 受入雑誌一覧

自治研究	自治総研	地方財政	地方税
住民と自治	地方自治職員研修	自治体法務研究	都市政策
労働法令通信	労政時報	日経ものづくり	工場管理
中小商工業研究	協同の発見	AFF	新都市
地域開発	人と国土 21	月刊 福祉	社会福祉研究
総合社会福祉研究	働くものの健康	労働と医学	日経メディカル
厚生指標	月刊 介護保険	人権と部落問題	部落問題研究
部落解放研究	人口問題研究	月刊 イオ	国際人流
週刊 教育資料	教育	教育展望	社会教育
広報 津	ほっと通信	CURES	三銀レポート
調査 News	地域社会	ちもんけん	地域問題研究
労働経済判例速報	判例 地方自治	福祉新聞	犯罪と非行
経済	罪と罰	法と民主主義	

5 研究活動

研究員名	研究テーマ	研究概要
駒田 亜衣	特定健康診査の受診率向上を目指した介入研究	これまでの共同研究では、三重県内で実施された特定健康診査（特定健診）データから、性別、年代別、服薬の有無等に分類して解析を行い、それぞれの特徴を見出してきた。これらの結果をもとに、地域で取り組むべき課題などを明らかにしてきた。しかし、県内の受診率は約 30%であり、特定健診の受診率が向上しなければ、市全体の健康レベルを上げることは困難である。そこで本研究では、県内の 1 地区（市）を対象とし、受診率の向上を目的とした介入研究を実施する。当該地区で無作為に抽出された受診対象者に対し、受診支援を郵送で行う。抽出されなかった受診対象者と比較して受診率が向上しているかを検証し、受診支援の効果を確認する。これにより、どのような受診勧奨が有効なのかを明らかにすることができる。
岩田 俊二	津市における地震・津波対策に関する実証的研究（継続）	2012 年度は津市の香良洲地区、南立誠地区、栗真地区の 3 地区について、津波の浸水深想定や避難上の障害物、避難困難者の居る施設、避難場所等について実態を調査し避難方法を分析したが、実際の避難計画は自治会単位の自主防災組織が主体となっているので、3 地区において更に地区を限定し、よりきめ細かな実態把握と特に高齢者障害者等弱者の避難についても実態を調査し、避難対策を研究する必要があると思われるために、ハード的な調査に加えて、アンケート調査のような方法も取り入れる。

楠本 孝	戦前・戦中期の外国人管理法制	昨年7月に廃止された外国人登録法の前史としての戦前・戦中期の外国人管理法制を検証することで我が国における外国人管理の基本思想を解明するための端緒を得ることを目的とする。
茂木 陽一	近代マビキ慣行の比較研究	三重県は、1920-30年代において、全国でも突出して堕胎罪検挙件数の多い地域であったが、他府県においても、三重県域と同様なマビキ慣行が普遍的に存在していたのではないかと想定の下に、島根県と茨城県の事例を元に比較研究を行い、ある程度想定した事態を確認できたので、さらに範囲を広げて検討したい。そのために、①警察統計による堕胎罪検挙多発地域の把握、②該当府県の警察史による具体的事件の把握、③当該地域の地方史・地方版記事による状況の確認、という手順で対象地域を広げていきたい。その上で、全国的な状況の中に再度三重県域を位置づけ直したい。
雨宮 照雄	①市町村合併の財政分析 ②自治体財政分析手法の開発	①三重県の市町村合併が財政運営にどのような影響を与えたのかを検証していく。 ②従来、決算統計をベースに実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などの指標を用いて行われてきた自治体財政分析と財務諸表に基づく財政分析とを整理し、統一的な自治体財政分析手法を提示したい(2012年度からの継続)。
田中 里美	公認会計士監査の役割と課題についての研究	近年、金融商品取引法上の開示制度をめぐる、有価証券報告書の虚偽記載事件が多発している。こうした状況の中、金融庁は、「監査における不正リスク対応基準(仮称)」の設定をめざし、公正な証券市場の構築を目指している。個別企業の有価証券報告書の虚偽記載事件を取り上げ分析、調査を行い、「監査における不正リスク対応基準(仮称)」について検討を行う。
長友 薫輝	皆保険体制の持続可能性～TPP参加交渉をふまえて～	TPP参加交渉などの状況をふまえて国内外の産業界の要請を分析し、政府が唱える皆保険体制の持続可能性を検討したいと考えている。
三宅 裕一郎	アメリカ合衆国による「対テロ戦争」と日本の各セクターへの影響	2011年5月、国際テロ組織・アルカイダの頭目とされてきたオサマ・ビンラディンが、アメリカ特殊部隊によって殺害された。もっとも、その後も国際テロによる犠牲は減少するどころか、むしろ新たな暴力の連鎖を生み出している。そして、このようなアメリカによる軍事戦略は、アメリカの国内経済の疲弊から、強力な同盟国と位置づける日本の各セクター(自衛隊、自治体、民間企業)のバックアップを今後ますます不可欠なものとしていくことであろう。本研究では、ますます緊密化する日米安保体制の相手国であるアメリカの「対テロ戦争」の一面に光をあてその立憲的統制並びに法的統制の可能性を明らかにしていくと共に、そうしたアメリカの軍事戦略に対する防波堤としての憲法9条の可能性について検証していきたい。
山川 和義	三重県における労働紛争の現況と解決方法の研究	三重県において生じている労働紛争の現況を調査・整理し、その解決方法を検討するものである。労働紛争には個別的労働関係におけるもの集団的労働関係におけるものがあるが、本研究ではいずれも視野におきつつ、当該地域においてどのような労働紛争が生じているのか、なんらかの特徴があるのか、解決方法は妥当であったか等を、入手可能な範囲の資料をもとに研究する。

杉山 直	東海地区におけるコミュニティユニオンに関する研究	今日、正規雇用労働者だけでなく非正規雇用労働者を組織する個人加盟のコミュニティユニオンが注目されている。コミュニティユニオンの中には、一企業の中に複数の組合員を組織し「分会」組織を整えるコミュニティユニオンも現れてきている。しかしながら、東海地区におけるコミュニティユニオンに関する研究は少なくその実態が明らかにされていない。本研究では、東海地区におけるコミュニティユニオンに対して調査を行いその現状と課題を明らかにしたい。
奨励研究員 梅澤 真樹子 (樋口みつき) (印南京子) (三根登志子) (前田ゆかり) (小畑ルミ) (渡邊理恵) (紀平尚子) (田中康子) (笹井新子) (市川友里)	地域住民の食生活改善への取り組み	近年、三重県民の食生活は栄養素等摂取量はほぼ満たしているものの、長年のカルシウム不足、生活習慣病の発症と進行につながる動物性脂肪の増加、塩分の過剰摂取の問題、さらに欠食、外食依存など様々な問題が潜在している。そこで、津市の職域別の管理栄養士および栄養士らが集う「栄養管理ネットワーク研究会」の委員らが連携して、住民への適切な食生活指導や栄養管理に取り組み、地域の栄養改善を進展させることで住民の健康増進を図る。

6 研究員業績一覧 (2013年4月～2014年3月)

雨宮 照雄

研究活動実績

共同研究(研究費助成のないもの) :

三重県地方自治研究センターとの共同研究「三重県における市町村合併の財政検証」

社会的活動実績

学外の講演会・研修会講師 :

三重県地方市研究センター「市町村財政の分析」2013年4月、6月、8月

その他の社会的活動 :

大学基準協会短期大学評価委員、大学基準協会短期大学評価財務分科会主査

茂木 陽一

研究活動実績

編著書

『伊勢市史第3巻近世』、伊勢市、2013年5月(共著)

その他著作

資料紹介「大蔵省考課状 紙幣寮 旧藩札ノ部(二)」2014年2月、『三重法経』2014年3月、

資料紹介「大蔵省記録抜粋(一) 一廃藩置県後の地方制度形成過程再論-」、『地研年報』18号、2013年9月、
「第51回部落問題研究者全国集会参加記」、『人権と部落問題』2014年2月、

助成研究（外部研究費、含科研費）：

文化庁・三重県・松阪市「長谷川家文書調査」

科研費補助金基盤研究 B「伊勢商人長井家江戸来状群の整理・保存・公開と研究基盤創出に向けての史料学的研究」（代表山田哲好）連携研究者

社会的活動実績

地域連携事業出前講座

有造館ゼミナール「津地域を中心とした近世金融経済」2014年2月、アスト津

学外の講演会・研修会講師

シンポジウム「伊勢商人長井家の経営」報告者・パネリスト、2014年3月、津商工会館

学外の学会・審議会・委員会

三重県史編纂専門委員、松阪市長谷川家文書調査委員、三重県新県立博物館展示制作監修員

楠本 孝

研究活動実績

論文（査読無）：

「ドイツにおけるヘイト・スピーチに対する刑事規制」法と民主主義 485号 2014年1月

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研究）：

2013年度地域問題研究所研究員「戦前・戦中期の外国人法制」

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：

津市青少年問題協議会委員

津市犯罪のない安全・安心まちづくり協議会委員

津市教育委員会「学校へ行こう in 津」就学ガイダンス実行委員会アドバイザー

学外の講演会・研修会講師：

出前講義「多文化共生の在り方」2014年3月

山川 和義

研究活動実績

著書（共著）：

和田肇・脇田滋・矢野昌浩編著『労働者派遣と法』（日本評論社、2013年6月）第3章第2節二「一般労働者派遣事業許可取消」、資料2「労働者派遣の実態分析」

西谷敏・和田肇・朴洪圭編著『日韓比較労働法1 労働法の基本概念』（旬報社、2014年1月）第2部第II章「日本における個別労働関係法上の使用者」109頁(労旬1792号の加筆修正)

大内伸哉編著『有期労働契約の法理と政策』（弘文堂、2013年）第1章第1節(2)「無期契約への転換」、第2章第3節(2)「韓国」

著書（教科書）：

毛塚勝利、米津孝司、脇田滋編『アクチュアル労働法』（法律文化社、2014年4月）第13章「雇用の確保と職業能力の形成」214頁

論文（査読有）：

「2012年高齢者雇用安定法改正の意義と問題」日本労働法学会誌121号（2013年5月）115頁

論文（査読無）：

「日本における個別的労働関係法上の使用者」労働法律旬報1792号（2013年5月）18頁

「ドイツ労働法文献研究（二）」季刊労働法241号（2013年6月）221頁

土田道夫、山川隆一編『労働法の争点 第4版』「高齢者雇用安定法」（有斐閣、2014年3月）

その他著作：

「労働法入門」法学セミナー711号（2014年3月）

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

三重県における労働紛争の現況と解決方法の研究

社会的活動実績

地域連携事業：

オープンカレッジ7月13日「職場におけるハラスメント問題を法的に考える」

出前講座 2014年2月26日（水） 13:30-15:00 介護老人施設 あのを

学外の学会・審議会・委員会：

三重県福祉サービス運営適正化委員会委員

三重県福祉サービス運営監視委員会委員

三重県福祉サービス苦情解決委員会副委員長

労働委員会個別労働紛争あっせん委員

三重県最低賃金審議会部会委員

学外の講演会・研修会講師：

11月15日 愛知県労働協会労働法長期講座「休日・休暇・育児介護休業法を考える」

放送大学6月1日、2日「労働法の基礎を学ぼう」

杉山 直

研究活動実績

著書（共著）：

猿田正機編著『逆流する資本主義とトヨタ』税務経理協会、2014年3月

論文（査読無）：

「トヨタにおける賃金制度の展開」『中京経営研究』第23巻第1・2号、2014年3月

その他著作：

「自動車産業」大原社会問題研究所『2013年版日本労働年鑑』旬報社、2013年6月

「トヨタの労使関係——労使協議制度を中心にして——」『三重短期大学地域問題研究所 通信』第111号、2013年8月

学会報告（口頭分）：

「赤字業績下におけるトヨタの労使関係」、2013年6月、日本労務学会中部部会
助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研究）：
地研究「東海地区におけるコミュニティユニオンの現状と課題」

三宅 裕一郎

研究活動実績

著書（共著）：

『リアル憲法学（第2版）』（法律文化社）

その他著作：

「成年被後見人に対する選挙権制限の合憲性」『法学セミナー』2013年6月号

「威力業務妨害罪と集団行動の自由」『法学セミナー』2013年9月号

「自動車の保有を理由とする生活保護の利用拒否と生存権」『法学セミナー』2013年12月号

「2013年参議院選挙無効訴訟と法の下での平等」『法学セミナー』2014年3月号

その他報告：

「平和の構想－『軍事力による平和』という酔夢からの覚醒－」 2013年度民主主義科学者協会法律部会学術総会企画委員会（専修大学） 2013年7月20日

『「持続可能な社会」への転換と法－平和の構想－』 2013年度民主主義科学者協会法律部会学術総会シンポジウム（神奈川大学） 2013年12月1日

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：

名張市情報公開審査会委員 2012年4月～

名張市個人情報保護審査会委員 2012年4月～

津地方裁判所委員会委員 2012年12月～

学外の講演会・研修会講師：

「改憲論が教えてくれたこと」 亀山九条の会学習会 2013年6月22日

「昨今の改憲動向について」 亀山地区労センター憲法学習会 2013年6月26日

「憲法改正について考える」 みえアカデミックセミナー2013 2013年8月9日

「昨今の改憲動向について」 へきなん九条の会学習会 2013年9月8日

「いま憲法があぶない 平和に生きる権利と高齢者」 第27回日本高齢者大会 in 三重 2013年9月12日

「憲法を考える」 とば9条の会講演会 2013年9月15日

「憲法改正について考える」 2013年度東海高連学習会記念講演 2013年10月5日

「今なぜ憲法『改正』か」 第58回三重県母親大会分科会 2013年10月6日

「立憲主義とは、憲法と法律の違い、96条『改正』は、何が問題か？」 津駅西・九条の会10月例会 2013年10月26日

「白熱憲法講義・『改憲』論に喝！」 松阪九条の会 2013年11月24日

『「改憲」へのシナリオを斬る！』 9条の会・きほく講演 2013年12月8日

『「立憲主義」不在の『改憲』論という矛盾－自民党『日本国憲法改正草案』を素材に－』 伊勢地区労継承センター 2014年2月19日

『改憲』のシナリオに対抗するために—日本国憲法をこの国の『羅針盤』として— 九条の会すずか第30
会学習会 2014年2月22日

「憲法から考える平和と社会保障」 三重民医連憲法学習会 2014年3月12日

「2014年は憲法にとってどんな年になるか—どっこい憲法、日本国憲法をこの国の『羅針盤』として—」
愛知県平和委員会活動交流会 2014年3月23日

田中 里美

研究活動実績

著書（共著）：

『ファンド規制と労働組合』新日本出版社第2章（3）「会計学が力を発揮したファンド分析」を執筆

論文（査読無）：

「不公正ファイナンスの特徴についての一考察—ペイントハウス社の事例を中心に—」2013. 9 三重短期
大学地域問題研究所『地研年報』第18号

「監査における不正リスク対応基準」と公認会計士監査の役割——オリンパスの事例を通して——」2014. 2
三重短期大学法経学会『三重法経』2013年度第1号

「不公正ファイナンスと公認会計士監査の役割—証券取引等監視委員会の告発事例を踏まえて—」2014.3 三
重短期大学法経学会『三重法経』2013年度第2号

その他著作：

「監査における不正リスク対応基準」と昭和ゴム事件」三重短期大学地域問題研究所『地研通信』第112号

助成研究（外部研究費、含科研費）：

科学研究費補助金：研究者スタート支援 2012年9月～2014年3月「不公正ファイナンスと会計—新しい監査
の役割についての研究—」

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

地域問題研究所研究員テーマ「公認会計士監査の役割と課題についての研究」

社会的活動実績

地域連携事業：

三重短期大学オープンカレッジ「決算書の読み方～会計学の基礎から～」2013年9月

学外の学会・審議会・委員会：

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員 2012年12月～

三重県公益認定等審議会委員 2012年7月～

岩田 俊二

研究活動実績

その他報告：

2013年度三重短期大学地域連携講座・2013年度農村計画学会東海地区セミナー「地域の暮らしの視点から
「国土の計画」を考える」のうち「津市における農と工のローカルな関係—工業化と農業の継続」を報告

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

三重短期大学地域問題研究所研究―三重県津市における地震・津波対策の検証に関する研究

社会的活動実績

学外の学会・審議会・委員会：

日本建築学会農村計画委員会委員

日本建築学会農村計画委員会国土計画小委員会主査

津市環境基本計画推進市民委員会委員長

農村計画学会理事・評議員

農村計画学会査読委員会委員

農村計画学会学術交流委員会委員

三重県公共事業評価委員会委員

三重県公共事業等総合評価意見聴取会委員

津市建築審査会会長

津市福祉有償運送協議会会長

四日市市開発審査会副会長

その他の社会的活動：

岩田俊二：特定非営利活動法人 弱者のための暮らし・まちづくり支援センター副理事長

梅澤 真樹子

研究活動実績

著書（共著）：

Umezawa M, et al., Diet and longevity in senescence-accelerated mice. In: Takeda T, editor. The senescence-accelerated mouse (SAM), Achievements and future directions. Amsterdam: Elsevier; 2013, pp.451-461.

著書（教科書）：

管理栄養士国家試験対策, pp250-258, 化学同人, 2013年9月

論文（査読無）：

梅澤真樹子, 駒田亜衣：三重県における長寿地域とその環境要因について, 三重短期大学地域問題研究所, 「地研年報」第18号, pp 33-49, 2013年9月

梅澤真樹子, 玉田奈央, 中村明日香：日常の魚と肉類の利用状況について―世代別および女子大生の居住形態別の比較―, 三重短期大学生生活科学研究会紀要, 第62号, pp39-52, 2014年3月

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

2013年度地域問題研究所奨励研究助成「地域住民の食生活改善への取り組み」

社会的活動実績

地域連携事業：

三重大学との大門空き店舗を利用した連携事業

高大連携出前講義：相可高校「相可高校教員による製菓実習」2013年12月

高大連携出前講義：相可高校「HACCPについて」2014年1月

学外の学会・審議会・委員会：

三重県技能者表彰審査委員会委員

地域栄養管理ネットワーク委員

津市栄養士連絡会議委員

長友 薫輝

研究活動実績

著書（単著）：

『長友先生、国保って何ですか』自治体研究社、2013年

論文（査読無）：

①「専門医の見直しによる医療・介護の提供体制の再編～途切れない提供体制づくりへ向けて～」『月刊保
団連』No.1129、2013年7月

②「福祉職場の解体新書～おもしろさを科学する～」『福祉のひろば』No.164、2013年11月

③「社会福祉の視点と課題」『東海自治体問題研究所所報』2014年3月

その他著作：

①「国保が地域経済を支える」『全国商工新聞』2013年4月

②「一体改革は何をもたらすのか～自己責任と助け合いへの還流～」『全国保険医新聞』2013年6月

③「社会保障の責任を問う」『全国商工新聞』2013年8月

④「国民会議報告書による地域医療の再編」『全国保険医新聞』2013年11月 ⑤「東奔西走」『住民と自治』
2014年3月

学会報告（口頭分）：

「国民健康保険にみる地域保険の現状と課題」第126回社会政策学会大会分科会
共同研究（研究費助成のないもの）：

日本医療総合研究所「国民医療の再定義に関する研究部会」

助成研究（外部研究費、含科研費）：

科研費・課題番号25590148 「社会包摂的医療に向けたアクション研究：語りにもとづく実践と政策形成」
2013年～2014年度、研究代表者・松田亮三（立命館大学産業社会学部教授）

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

皆保険体制の持続可能性について2013年度 三重短期大学地域問題研究所研究員

社会的活動実績

地域連携事業：

2013年度 飯野高校 出前講座「知っておきたい社会保障のこと」

学外の学会・審議会・委員会：

津市介護保険事業等検討委員会

津市人権施策審議会

津市地域自立支援協議会

松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会

松阪市福祉有償運送運営委員会
多気郡福祉有償運送運営協議会
三重県障害者自立支援協議会
津市社会福祉協議会理事
津市NPOサポートセンター理事
国民医療研究所幹事
日本医療労働会館評議員
日本医療経済学会幹事
総合社会福祉研究所紀要編集委員

学外の講演会・研修会講師：

地域医療、国民健康保険、地域づくり等に関するテーマで2012年度は30回程度担当

その他の社会的活動：

朝日放送「おはよう朝日土曜日です」（2013年3月2日出演）をはじめテレビ局などマスコミへの取材協力

駒田 亜衣

研究活動実績

論文（査読無）：

「奈良・京都と伊勢を結ぶ歴史街道(初瀬街道と伊勢本街道)周辺にみられる食文化の特徴－雑煮と神饌を中心に－」三重短期大学地域問題研究所年報,第18号, pp1-21(2013.9)

「三重県における長寿地域とその環境要因について」三重短期大学地域問題研究所年報,第18号, pp33-49(2013.9)

「生活習慣改善意志と食事摂取量との関連」三重短期大学生活科学研究会紀要, No.62, pp17-23(2014.3)

学会報告（口頭分）：

浅井優子、松田千恵、西田ゆかり、印南京子、横山真理子、中井晴美、駒田亜衣、三重県における野菜摂取状況の推移と課題、第60回日本栄養改善学会、2013.9(神戸市)

駒田亜衣、中井晴美、浅井優子、松田千恵、西田ゆかり、印南京子、横山真理子、三重県における果物摂取状況と課題、第60回日本栄養改善学会、2013.9(神戸市)

木下なつこ、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、谷口香里、青百合恵、別府由紀、飯田津喜美、中井晴美、山田真司、駒田亜衣、特定保健指導の直営と委託による効果の比較～積極的支援レベルにおいて～、第72回日本公衆衛生学会、2013.10(津市)

飯田津喜美、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、谷口香里、木下なつこ、青百合恵、別府由紀、山田真司、駒田亜衣、特定保健指導の直営と委託による効果の比較～動機付け支援レベルにおいて～、第72回日本公衆衛生学会、2013.10(津市)

駒田亜衣、飯田津喜美、中井晴美、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、谷口香里、木下なつこ、青百合恵、別府由紀、山田真司、積極的支援レベルにおける保健指導実施群と自己管理群の比較、第72回日本公衆衛生学会、2013.10(津市)

谷口香里、藤井久美子、梅林ひとみ、中北なをみ、木下なつこ、青百合恵、別府由紀、飯田津喜美、中井晴美、山田真司、駒田亜衣、3動機付け支援レベルにおける保健指導実施群と自己管理群の比較、第72回日本公衆衛生学会、2013.10(津市)

印南京子、松田千恵、浅井優子、井上恵理、西田ゆかり、花守やす子、中井晴美、駒田亜衣、ヘルシーピープル・みえ 21 の最終評価～生活習慣に関連した項目について～、第 72 回日本公衆衛生学会、2013.10(津市)

松田千恵、印南京子、浅井優子、井上恵理、西田ゆかり、花守やす子、中井晴美、駒田亜衣、ヘルシーピープル・みえ 21 の最終評価～栄養・食生活の関連項目について～、第 72 回日本公衆衛生学会、2013.10(津市)

西脇知子、西野美希、石田和歌子、駒田亜衣、特定保健指導の有無による翌年度健診結果について、第 66 回三重県公衆衛生学会、2014.1(津市)

西脇知子、西野美希、石田和歌子、駒田亜衣、特定保健指導の有無による翌年度健診結果について、第 66 回三重県公衆衛生学会、2014.1(津市)

共同研究（研究費助成のないもの）：

(テーマ:特定健康診査・特定保健指導の解析) 駒田亜衣 (研究代表者)、飯田津喜美、中井晴美、梅澤真樹子、青百合恵、中北なをみ、木下なつこ、谷口香里、山田真司

助成研究（外部研究費、含科研費）：

[研究課題名]「健診三年連続受診者の糖尿病リスクと食生活習慣・過去の栄養状態との関連に関する研究」

(代表者 駒田亜衣)、 [研究費名]平成 23 年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(若手研究(B)))、

[研究期間]平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月、[配分機関]独立行政法人日本学術振興会

助成研究（津市、三重短大の内部研究費、含地研研究）：

2013 年度地域問題研究所研究員「特定健康診査の受診率向上を目指した介入研究」

社会的活動実績

地域連携事業：

平成 25 年度政策研究・研修(テーマ:特定保健指導の成果の解析)駒田亜衣 (研究代表者)、飯田津喜美、中井晴美、梅澤真樹子、青百合恵、中北なをみ、木下なつこ、谷口香里、西脇知子、野呂さやか、宮村真帆、山田真司

2013 年度オープンカレッジ「三重県の食はどう変化したか？」平成 25 年 10 月 12 日

学外の講演会・研修会講師：

生涯学習講座「非常時の調理について」平成 26 年 2 月 22 日

津産津消・食の彩発見フェア「にぼしだしの取り方について」平成 26 年 3 月 2 日

月日

大藏大輔

先般平民任官ノ者勅奏判ヲ不論本人在官中ハシ村ニ至迄土族ヲ以テ取扱候様御達ノ趣承知候就テハ左ノ条々相伺候

第一条

一 平民在官ノ者戸籍表土族中へ参入可致哉

第二条

一 平民ノ戸主在官ノ者ハ家族不殘土族中ニ算用可致候へ共嫡子二三男任官ノ部ハ其身及妻子孫而已ヲ土族中へ算用可致哉

第三条

一 嫡子二三男任官ノ部ハ原籍ヲ引離シ別ニ一戸ト見做シ算用可致哉
又ハ一戸トナサス只土族家族ノ中へ算用可致哉
右条件御指令相願申候也

明治六年二月二十九日

山口県参事

有馬純行

大藏大輔井上馨殿

権令

中野梧一

〔一三五〕

名東県伺へ御指令案

初ケ条

区長以下各其本籍ノ業ヲ以職分表へ記載可致官員ノ部ニ計算候儀ハ不都合ニ付猶改正ノ上可届出事

二ケ条

由来不正庵室ハ戸ニ計へ戸主ハ平民ノ部ニ記載可致事

月日

大藏大輔

戸籍ノ儀ニ付伺書

戸籍職分ヲ総計スルニ等外ノ向及各大区长小区長用掛ノ類前称大里長

里長組頭等ノ名ヲ以テ其給米モ庁ヨリ充行候者計算シテ何レノ部位ニ記載可然哉其職掌ヲ頭スニ於テハ官員ノ格ニ記載不苦儀ト心得候ニ付官員へ組入有之候但右等ノ役員ノ格ハ別ニ設置總計可仕哉
庵室ノ儀本山正シク既ニ寺院本末明細取調ニモ其本寺ニ附属スル如キハ悉皆寺ノ部位ニ計算シ土俗ニ某庵ト呼フト雖トモ其由来正シカラス某本尊ト云ヲ私ニ安置シ其実落魄ノ僧尼一時糊口ノ為メニスル如キ又ハ一村落后僧尼ヲ接待センカ為メニ共立ヲ以テ建置キ孤独ノ者ヲ常住サスル如キハ無論民屋ニ計算シ其戸主モ亦農ニ編入有之候
右今般進達仕候阿波淡路国ノ分ハ上文之通取扱置候向後如何取計可然哉当否相伺候間至急御指令被下度候也

明治六年三月二十四日

名東県権大属

小杉楹邨

大藏大輔井上馨殿

五歳ニ相成候へハ後見差免シ不苦尤当初親戚熟談ノ上予メ後見人ノ年限ヲモ約定致シ置ヘキ事六ヶ条養子実子親戚等熟談ノ上願出候ハ、聞届不苦候事十ヶ条華士族タレハ一旦合家致シ其名籍相絶シ候上ハ再ヒ分家ノ儀ハ難相成尤分家ノ上民籍へ編入候へハ不苦候事十三ヶ条夫ヲ迎候上ハ其夫ヲ以テ相続人トイタシ秩祿達方等ハ夫ノ名前ニ相改ムヘキ事其他同ノ通可相心得事

月日

大藏大輔

第二十一合併第二十八号御布告ノ儀ニ付伺

一 第二十一号御布告妻妾ニ非ル婦女ニシテ分娩スルトノ儀右ハ娼妓ハ申ニ不及其他一般婦女和姦等ニヨリ分娩スル者モ同様ノ儀ニ可有之哉就テハ和姦ハ律ニ依テ断シ兒子ハ其婦女ノ籍ニ編シ父ノ名ヲ不載仮令ハ長女某幾男女ト相記可然哉

但男子己ノ子ト見留メ戸長ノ免許ヲ得候上ハ男子ノ方へ編輯致シ候儀都合次第二テ可然哉若婦女ノ籍ニ置候得ハ実何某幾〔男女〕ト腹書相加ヘ可然哉

第二十八号御布告ニ付左之条々相伺候

一 総領之男子ヲ他へ遣シ或ハ父ノ心底ニ不応縁故有之者へ厄介ニ遣シ云々就テハ以来家督ノ儀ハ嫡子ニ不限次三男ニ相続為致総テ当主ノ存寄ニ任セ可然義ニ候哉

一 後見ノ儀ハ戸内戸外ヲ不論相当ノ者ニ候へハ後見為致戸籍書法御規則ノ通相記シ可申哉

一 同断後見ノ年限ハ当主何歳ヲ限候哉右年限無之候テハ家事引渡方遅延等ニ付或ハ訴訟ノ儀無之トモ難申予メ定限伺置度事

一 嫡孫承租又ハ父隠居シ当主幼少ノ向ハ父或ハ祖父ニテ後見ノ儀不苦候哉

一 当主死去実子幼少ニ付他ヨリ養子致シ家督為致追テ実子生長ノ後家督相譲リ養子ノ儀ハ実家ニ立戻不苦候哉

一 当主死去寡婦家ノ女ニテ壮年ニ候得ハ再贅夫為致不苦候哉

但贅養子死去ノ節寡婦同断

一 実子死去嫡孫幼少カ又ハ他ノ事故アリテ実子ノ寡婦ニ再贅夫為致不苦候哉

一 疾病其他ニテ隠居致シ候者全快等致シ候節ハ他家繼承ノ儀願出候ハ、聞届不苦候哉

一 本家分家親戚ノ内幼年并婦女子等ノ砌合家相願生長ノ後再分致シ差支無之儀ト存候事

一 伯叔等甥ノ家ヲ繼承候者忌服ノ儀ハ依然甥ノ忌服相受可然儀ト存候事

一 嗣子無之婦女ノミニテ己ヲ得サル事情アリ養子難致向婦女ノ相続差許候節ハ襲秩辞令ノ儀右婦女ノ名前ヲ以テ相続申付候儀ニ可然哉但家督ト不称相続ト可相称哉且戸籍ノ儀ハ戸主ニ相立士族亡幾女ト相記置可然哉

一 前条ノ婦女夫ヲ迎候節ハ其夫ヲ以テ相続人ト致襲秩辞令書替可相渡哉又ハ其俣婦女ノ名目ニテ据置夫ハ家族ノ部ニ入レ可申哉
明治六年二月十八日 佐賀県権参事 笠 貞繼 参事 石井邦猷

大藏大輔井上馨殿

〔一三四〕

山口県伺へ御指令案

一ヶ条

平民在官中ハ其取扱ノミ士族ニ准候儀ニテ民籍ヲ除キ士族ニ編入候儀ニ無之候間戸籍表平民ノ部ニ記載可致事

二ヶ条

申出ノ通士族ヲ以テ取扱可申事

三ヶ条

原籍引離候儀モ無之事

教諭シ都テ開化ノ域ニ進歩候様注意可致事

- 一 県庁ヨリ布告アラハ速ニ区内ノ村市戸長ニ頒布シ速ニ施行セシムヘシ於右布達向ハ小間居末々迄達スルヤ否ヲ検査シ若シ遅延ノ事アラハ其村市ノ戸長副ヲ督責スヘキ事

- 一 区内一般ニ割付候課役并郷村社ノ當繕祭費又ハ神官正副区長及見廻役給料ノ如キハ各其定額ヲ按シ大凡積ヲ以二季ニ割付米錢取立置一ケ年四度ニ相渡可申右割賦帳ハ各村市戸長共ニ商議シ誤謬違算無之様取調連印ニテ県庁ヘ差出検印ヲ受候上各村ヨリ取立可申候尤精算相立候ハ、目錄ニ相認其旨可届出事

- 一 官員巡廻ノ節休泊并村役人寄合ノ砌従前弊習ニ泥ミ酒肴相設候儀ハ決テ不相成候条区内村々ヘ平生説諭イタシ心得違無之様注意スヘキ事

- 一 区内非常ノ事アレハ至急届出指令ヲ受候上取計可申事
以上

戸長 副戸長

- 一 御法度ノ趣堅ク相守小前末々迄心得違無之様教諭候ハ勿論凡テ倫理ヲ明ニシ風俗ヲ正シ候儀精々注意可致事

- 一 部内戸籍ヲ明ニシ人民ノ出入生死家督婚姻転宅送籍寄留旅行等一切ノ事遺漏ナク届出サセ一ケ月毎ニ取纏翌月五日迄ニ遅滞ナク区長ヘ可差出事

- 一 租税并地券ノ儀ハ凡テ規則ノ通相守其外部内一切ノ事件区長ト商議シ明細取調可申事

- 一 貫属土族并三民ヨリ差出候願書類篤ト詮議ノ上不都合無之上ハ連印イタシ差出可申其内*2 不差急分ハ区長ノ取次ヲ以進達可致*3 至急候分ハ戸長或ハ本人ヨリ直ニ県庁ヘ可差出都テ下方ノ便用ヲ主トシ往来困却ノ弊無之様注意スヘキ事

- 一 区内一般ニ割付候課役錢ハ区長ノ達ヲ得テ割付致スヘシ其余村町限割付致候分則チ村社ノ當繕祭費并正副戸長百姓代給料等ノ類は兼

テ相達候割合ヲ以百姓代立会取調候上連印致シ区長ノ奥書ヲ以県庁ヘ差出シ検印ヲ受候上割賦可致事

- 一 牛馬ノ儀ハ其所ノ馬肝入ニ於テ取調候得共春秋改之節ハ必ス立会不都合無之様検査スヘキ事

- 一 脱籍無産ノ者或ハ火付盜賊ノ徒村内ヲ徘徊シ村民ヲ悩シ候様ノ所業有之候ハ、留置区長又ハ見廻役ヘ商議ヲ遂ケ其旨可届出事
但品ニヨリ手余リ候輩ハ捕縛不苦事

- 一 棄子変死行倒等ノ者有之節ハ其旨届出指令ヲ受候上取計可申事
以上

百姓代 町人代

- 一 百姓代町人代ハ其村市居民ノ総名代ナレハ租税其外割賦ノ米錢等不都合無之様精々注意可致事

- 一 村内賦役ノ事正副戸長ノ主務ト雖其時々必立会不正ノ廉無之様注意スヘキ事

- 一 平民ヨリ差出候願書戸長ニテ壅閉又ハ事ヲ左右ニ寄セテ遅延ニ及候様ノ儀有之候ハ、区長ニ届出不都合無之様取計ヘシ尤事柄ニヨリ百姓町人代直ニ進達候テモ不苦候事
以上

*1 掛紙

総テ区内一般ニ関スル事務ハ取纏ノ上可差出事

*2 掛紙

区内一般へ関スル事務区長ニテ取纏

*3 掛紙

其他ハ総テ

〔一三三〕

佐賀県伺ヘ御指令案

書面初ケ条編籍ノ儀ハ伺ノ通刑律ノ儀ハ司法省ヘ可相伺四ケ条当主十

*3 掛紙

半高八戸数半高八石高賦課スヘキ事

*4 下紙

一 副区長月給金六円(十二ヶ月分金七十二円) 但一小区戸数(千五百戸余ヨリ二千

戸余ニ至ル) 右金七十二円戸割ニ取立一戸ニ付銀四十八文ヨリ三十六文位ニ相当申

候事

(一三二)

名東県伺御指令案

書面ノ趣ハ追テ原籍へ送返ノ上償却為致可申尤原籍懸合中ト雖遊手徒食セシメ候筋ニハ無之候間相当ノ使役可致事

但乞食致候者ハ復籍ハ勿論徒刑場へ差入候ニ不及便宜取締方可致事

月日

大蔵大輔

脱籍無産ノ儀ニ付伺

脱籍無産取締ノ儀昨壬申四月御達相成候御規則ニ基キ原籍掛合中徒場区別所へ差入置有之候処根元右輩ノ者多分困窮ノ余ヨリ自然浮浪乞食等致居候者ニテ着類等モ無之裸体同様実ニ難見放然ニ原籍掛合中ニ付駆役儲金モ無之依テハ暫時相応ノ衣服相渡置追テ原籍へ送返ノ節償却セシメ候様可然哉又ハ官費ニ可相成哉両様ノ内至急御差函被下度此段相伺候也

明治六年三月二十日

名東県権参事 西埜友保

参事 久保断三

大蔵大輔井上馨殿

(一三三)

岩手県伺へ御指令案

書面区长章程第二ヶ条但書并二戸長章程第四ヶ条ノ趣ハ別冊朱書ノ通相改其他伺ノ通可相心得事

月日

大蔵大輔

当県管下郷村吏事務章程ノ儀ニ付申上

昨壬申十月中御省第四百六十六号ヲ以荘屋名主年寄等改称ノ儀同年四月中御布告ノ趣モ有之候処右ニ付テハ一區総括ノ者無之事務差支ノ次第モ有之哉ニ付各地方土地ノ便宜ニヨリ一區ニ区长一人小区ニ副区长等民費ヲ以差置候儀ハ不苦旨御達御座候ニ付当県ノ儀ハ管内二十一區ニ分ケ小区無之候間一區中ニ正副区长各一人ツ、ヲ置候様取計候旨ハ先般御届申上候処右正副区长事務章程別紙ノ通ニ取据候間御聞置被成下度別紙相添此段申上候也

明治六年一月三十一日

岩手県権参事 菅 浪武

山下方義

権令 寫 惟精

参事

大蔵大輔井上馨殿

村吏事務章程

区长 副区长

一 御法度ノ趣堅ク相守小前末々迄心得違無之様教諭候ハ勿論凡テ倫理ヲ明ニシ風俗ヲ正シ候儀精々注意可致事

一 区内戸籍其規則ニ照準シ毎月村市ヨリ差出候戸籍關係ノ届書等無遺漏取調翌月十日迄封書ヲ以県庁へ可差出事

但本状届書ヲ除ク外*1 不差急諸願伺届等戸長ヨリ進達向頼入候分八月ニ六度ノ定日ヲ立置封書ヲ以可差出事

一 正租雜租并地券ノ儀ハ別テ入念区内村市正副戸長ト会議ヲ尽シ盡鹵無之様取調期限相違候事件ハ決ヲ遅延不致様取計可申事

一 荒蕪不毛ノ地ヲ開墾シ其他牧畜開闢蠶蚕ヲ盛ニスル等精々部民ヲ

副区長規則

第一条

一 公告ノ文書速ニ区内ニ布達シ務メテ停滯ナキコトヲ要スヘキ事

第二条

一 農桑ヲ勤メ怠惰ヲ戒メ区内ヲシテ御趣旨ヲ了解セシメ總テ布告ニ背戾スル者ナカラシメンコトヲ要スヘキ事

附犯罪発覚シテ証跡アル者ハ速ニ*1逮捕シ証跡書類ヲ添テ最寄取締組ヘ引渡スヘキ事

第三条

一 区内互ニ相親睦協和シテ偏党ナカラシメンコトヲ要スヘキ事

第四条

一 *2区内村々ヨリ出ス処ノ願届等ノ書類ヲ調査シ連署進達スルヲ要スヘキ事

第五条

一 但官員巡廻ノ節又ハ戸長出県ノ時臨時差出ノ書類ハ此限ニ非ス

第六条

一 区内各村ノ便宜ニ依リ正副戸長ノ内輪番ヲ立テ願届等本村正副戸長ニ非スシテ其事情上達スルコトヲ得ル件ハ調査ノ上各村ノ書ヲ束ネ当番ノ戸長ヲ以テ進達スルモ妨ナシトス

第七条

一 区内脱籍人尋方ハ二回ヨリ五回ニ至ル下ヨリ出ス処ノ届書ヲ受ケ直ニ尋方相達継添証ヲ取り六回ニ至リ前々ノ届書ヲ束ネ本村戸長ニ付シ進達スヘキ事

第八条

一 但本文届書宛ハ本庁ヘ進達書式ノ如シ

願届等調査ノ上至急ノ件ニ非スシテ書面上明瞭ナルハ封書ニ致

願届等調査ノ上至急ノ件ニ非スシテ書面上明瞭ナルハ封書ニ致

シ飛脚又ハ郵便ニ付シテ差出スヘキ事

但火盜難拾物落物等ノ届ハ此例ニ非ス

第九条

一 關段殺傷或ハ死人等有之檢使出役ノ時ハ必ス出会スヘキ事

第十条

一 各区互ニ協議シ施設ノ事務彼是牴牾ナキコトヲ要スヘキ事
(十一条欠カ)

第十二条

一 区中人民惣代ノ心得ヲ以テ其下ノ疾苦利害等ハ己憚ナク建言シ且務テ下情ヲ上申シ聊擁蔽ノ斃ナカラシメンコトヲ要スヘキ事

第十三条

一 学区取締ト商論協議シ区内ノ生徒ヲ勸メ大ニ学校ヲ隆盛ニセンコトヲ要スヘキ事

第十四条

一 道路ノ修理ヲ督シ官林ヲ管スヘキ事

第十五条

一 給料ハ月六円宛支給セラル、ニ付*3区内ヨリ戸割ニ可取立事*4但出県入費其外等總テ民費ニ相心得区内便宜ニ割付取立可申事

第十六条

一 小前ノ印形ヲ預リ置キ或ハ權威ヲ以テ下ヲ庄シ従前名主其外等ノ弊習ヲ不襲事ヲ要スヘキ事

第十七条

一 区内人民冠婚葬祭等ニ事寄セ無謂群集飲食等ヲナスヲ禁スヘキ事

*1掛紙

最寄取締組ヘ報知スヘシ尤事急速ニ起ル者ハ逮捕後引渡スヘキ事

*2掛紙

各村ノ諸願届ハ各其戸長副戸長調査押印直ニ県庁ヘ差出スヘシト雖区内一般ニ關スル事務ハ取纏ノ上進達可致事

一 四郡七十九区画シテ九大区トス每大区定詰区长一人内四人ツ、每
 一月交代（二人八月半二人八月末二代ル）每大区ノ総代トシテ大区
 中ノ事務ヲ管ス

但每区戸長ノ内一人ヲ撰ミ区长定詰中区内ノ事務ヲ代理セシム

一 県庁ノ布達留滞遷延スルコトナク迅速区内へ伝布スヘシ

一 毎月定日庁中へ出頭令参事ノ前ニ於テ議事目中ノ件々ヲ一二条ツ
 、順次ニ討論スヘシ

以上

明治六年

議事科目

- 一 地券ノ方法ヲ行フ事
- 一 区々学校ヲ隆興スル事
- 一 馬車道ヲ開ク事
- 一 義倉ヲ盛大ニシ学校病院ノ本資ヲ増加スル事
- 一 水利ヲ興シ水害ヲ除ク事
- 一 土地ヲ開拓スル事
- 一 物産工芸ヲ興ス事
- 一 凶荒ノ備ヲナス事
- 一 商法ヲ開ク事

以上

*1 掛紙

様可致区长以下正副戸長ニ至迄各所部人民ノ総代タル本旨ヲ体認シ同心協力上意下ニ達
 シ

*2 掛紙

スルヲ職掌ノ要領トス每村戸長ヨリ県庁へ申牒スヘキ事款区内一般へ関渉スルハ之ヲ取
 纏メ差出スヘシ尤事ノ大小ヲ問ハス私ニ決定処分スヘカラス

(一一九)

異宗徒復籍諸費用ノ儀ニ付正院へ上達案

諸県御預異宗徒ノ義本管へ被差婦候御評議ニ付云々御下問ノ趣致承知
 候是迄改心ノ者被差婦候節道中筋入費ノ儀ハ去申三月伺ノ上及布達
 候通悉皆官費ニ相立復籍ノ上活計難相立者ハ窮民救助ノ規則ニ準シ取
 計来候義ニ有之候間今般被差婦候者共モ右同様ノ処分ニテ可然尤家屋
 ノ義ハ去巳年中異宗徒各藩へ御預相成候後貸家又ハ入札私等ニ致シ追
 テ帰村御免之期モ候ハ、其節家主共へ下渡候様仕度旨辛未六月中長崎
 県ヨリ民部省へ伺出候御伺ノ通可相心得旨及差図置候次第モ有之候間
 右家屋之儀ニ付別段御手当等ニハ及申間敷ト存候因テ当省ヨリノ布達
 并長崎県ヨリノ伺書写相添此段申進候也

明治六年三月

正院御中

大蔵大輔井上馨

(一二〇)

新治県伺へ御指令案

書面副区长規則中第二条但書き第四条第十五条ノ趣ハ朱書ノ通相改自
 余ハ申出ノ通可相心得事

月日

大蔵大輔

副区长規則給料ノ儀ニ付伺書

正副区长新置之儀先般御布達ノ処区长ノ儀ハ追テ人撰可仕不取敢每小
 区へ副区长一名宛入札人撰申付此節調査中ニ御座候間規則給料等別紙
 ノ通決定イタシ可然哉各県区々ニテハ不都合ニ付御称号ノ上可然御差
 図有之度候此段相伺候也

明治六年二月

新治県権参事

大木良房

大蔵大輔井上馨殿

参事 中山信安

書面区长職掌ノ内初ケ条区长ハ所部人民ノ總代タルノ本旨ヲ了解セシメ区内ノ事務ヲ總括スルヲ専務ト可致尤瓊末ノ事件郡村ノ仕来ニ依リ処分致候ハ不苦候得共其他ハ總テ戸長ヨリ県庁ヘ伺出サセ候様可致末条議事ノタメ定日必ス徵集候ニ不及見込有之モノハ申出サセ候様可致其他伺ノ通可相心得事

月日

大藏大輔

戸長区长勤務ノ儀伺書

壬申四月中莊屋年寄等改称同十一月中一区總括区长差置方御布告有之候ニ付当県管下甲斐国村々右改称早々可取計候処村吏ノ儀ニ付テハ種々不可謂惡弊有之有名無実ノ者モ不少ニ付改称ノ機会人当悉皆更選致度参考方案中貢納安穀代改正事件ニ掛リ無余儀遷延罷在候処今般從前之名主年寄又ハ長百姓等ノ役儀一切相廃止一村限り更ニ人撰ノ上正副戸長申付又小二区限り是又公撰ノ法ヲ以正副戸長ノ内一人ツ、差置且小区總計七十九区并テ九大区ト為し每大区区长ノ内ヨリ一人ツ、庁中戸籍調所ヘ交代定詰為致候因テハ右ノ者共事務取扱方別紙ノ通取極申度下案相添此段相伺候尤区长給料ノ儀ハ追テ可申立候也

明治六年二月八日

山梨県権参事 富岡敬明

大藏大輔井上馨殿

今般公撰ヲ以村町改正セシハ家ノ新旧禄ノ多少ヲ論セス人材ヲ挙ケ旧弊ヲ一洗シ諸事公平敏捷ニ相運ヒ候為ノ儀ニ候条一際勉勵事務行届候様可注意事

戸長

村内ノ人民ヲ奨励督責シ庁ノ布達ヲ速ニ施行シ租税ヲ収メ開墾牧畜ヲ勸メ小学ヲ盛ニシ戸籍ヲ正シ地券ヲ調ヘ堤防用水道路橋梁ヲ修繕シ舟車ヲ通シ工芸ヲ開キ物産ヲ興シ其他村内一切ノ諸務ヲ掌ル

副戸長

職掌戸長二次ク(但分課有ルヘシ)

一 正副戸長給料ハ其村相当年給若干ト相定各持高二割合可出金事但可為金給

一 百姓代并定使給料前同断ノ事

一 士族社寺ノ向郷役課役村并可取計事

一 正副戸長公用ニ付県庁ヘ出張滞留中年給ノ多寡ニ不拘日当若干可相定事

但公用ニ付他行ハ都テ準之

一 貢米金計算ノ節正副戸長集会并当料一日若干ト定メ筆墨紙料共ニ村費タルヘキ事

一 貢米金ハ期限通り正副戸長ノ内庁ヘ持參可相納事

一 年中ノ村費明細ニ記載シ割合出金済連印ノ簿冊翌年一月中迄ニ可差出事

一 公用取扱所新規建設候トモ又ハ戸長居宅ニ於テ取扱候トモ便宜ニ任セ瞭然表札ヲ掲げ公私ヲ分別シ諸事簡便ヲ旨トシ無用ノ定費ヲ省クヘキ事

右条々可得其意此段相達候也

明治六年 月

今般区长副区长申付候ニ付職掌別紙ノ通申達候条一際奮發旧習ヲ一洗シ諸事敏捷ニ相運候*1様可致各参事ヲ始メ区长以上正副戸長ニ至迄地位ノ差等モ有リト雖同是管内庶民保護ノ為ニ被立置候職役ニ付同心協力上意下達シ下情上ニ通シ其間毫髮ノ擁塞無キヲ要ス因テ今後毎月十五日ヲ以テ庁中ヘ出頭管内ノ事務ニ付見込ノ件々聊己憚ナク陳述スヘシ我等亦示準スル所アラシ

明治六年 月

区长職掌

一 一区ノ事務ヲ總括*2シ每村正副戸長ヨリ議スルコト細大難易ヲ問ハス是非利害ヲ決定シ公平ニ処置ス是正副区长職掌ノ要領ナリ

大藏大輔井上馨殿

復籍ノ者通送方其外之儀ニ付見込申上書

辛未四月中脱籍無産ノ輩復籍規則更ニ被仰出候第四條脱籍ノ者引渡ノ入費ハ昨巳年四月以前逃亡之者ハ送立候迄ノ入費ハ其地方官道中ノ入費ハ道筋地方官ニテ相賄都テ官費ニ相立其以後ノ分ハ仮令除籍候トモ右入費其家又ハ親族ニテ難償ハ其村町ヨリ可為差出事ト有之第五條右入費償ノ分取立方ハ旅籠渡船人足賃等道筋地方官繰替ノ分ハ宿村一帳ニ記シ継送り留ノ宿ヨリ其本庁へ差出右差立迄之費用ハ双方之地方官ヨリ其本庁江申達総入費ハ当人帰国之上本庁ニテ取立夫々可致償却ト有之尚又昨壬申二月中脱籍無産ノ輩復籍規則ノ内府県送ハ宿村繼ト相心得差添人并其入費ハ宿村ヨリ為差出可申ト有之候処復籍ノ者差立候府県ヨリ其者原籍迄宿村宛ニテ添状差出候間宿村ニ於テ夫々継送り入用モ仕賄居地方官ニテハ繰替候場合ニ不至且又添状中多クハ巳年前後逃亡之記記載無之ニ付官費ト償却トノ差別不相分管下ノ義ハ皇国最大通行多之東海道凡二十三四里ニ有之右復籍ノ者日々四五人或ハ七八人モ繼立イタシ右入費差向宿村仕賄ニ相成居候処十二八九ハ償却無之難渋罷在尤右ハ差立候府県原籍府県トモ掛合候得ハ事柄相分り候筈ニハ候得共掛合及候テモ容易ニ埒明キ不申殊ニ復籍途中逃亡致候者多分有之趣ニ付右等ハ償却之目途無之然ルヲ其俣ニ致置候テハ宿村難渋ニ付右ハ巳年四月以前逃亡ノ者同様官費ニ相立且原籍ヨリ償却可相成分モ一時定備金ノ内ヲ以繰換宿村へ下ケ渡置償却有之候節戻入候様仕候ハ、下民御撫恤ノ御趣意ニ相叶可然就テハ以來送立ハ府県ヨリ添状中ニ巳年四月前後逃亡ノ記急度記載シ原籍ヨリハ当人帰国次第取立速ニ償却イタシ候様改テ御達御座候様仕度左候ハ、其段管下へ進達復籍者繼送候節ニ添状為差出官費ノ分ハ勿論償却可相成分モ下ケ渡可申將又前書差添人ノ賃錢ハ宿村ヨリ為差出候筈ノ処管下東海道ノ儀ハ從來旅客往來ヲ特ミ旅籠屋茶屋等渡世又ハ飴菓子等相商ヒ活計相立有益ノ場所ニ付課外ノ入費相掛リ候トモ取続出来候処近來駆遣方法追々御改正ニ

(四二)

随ヒ諸事簡易ニ帰シ候間旅客格別相減シ旅籠屋其外活計不相立折柄其駅村限り為相賄候テハ難渋仕候間右ハ間道通送ノ分ハ村繼ニ仕其餘ハ陸運會社へ請負申付各駅送ニ仕村繼陸運會社繼トモ差添人ノ入費ハ管下一般石高割民費ニ取計候ハ、街道筋駅村難渋相省ケ民費モ公平ニ相成且駅村送りト違ヒ通送方ニ於テ入費過般相減シ加之駅村送ニテハ通送埒明キ不申譬ハ一日十里詰ノ旅行ハ五里内外ナラテハ出来不申候処各駅送ニ相成候得ハ普通旅行同様相成復籍人ノ為筋ニモ相成旁両全トモ奉存候右ハ諸道一般之御処分御座候儀ニハ候得共可然義ニ候ハ、普ク御布達相成見込ノ通取計申度此段相伺候也

明治六年二月十日

静岡縣權參事 長沢常山

參事 南部廣牙

大藏大輔井上馨殿

(一一七)

嫂離縁之後先夫ノ弟ニ再醮スル議正院へ伺案

故アリ離縁之婦女他へ再醮之儀ハ從前御差許相成候儀ト存候就テハ兄之妻タルモノ兄死去ノ後弟ノ妻ト成候儀ハ名分倫理不可然儀ニ候得共嫂タルモノ一旦離縁復籍之後更ニ先夫ノ弟ニ再醮イタシ候儀ハ既ニ親族ノ名分断絶致候ニ付他へ再醮ノ婦女同様ニ見做シ差許候トモ不苦候哉右ハ府県ヨリ伺出候向モ有之候間此儀相伺候速ニ御下知有之度候也

明治六年二月八日

大藏大輔井上馨

正院御中

伺ノ通

明治六年三月三日

(一一八)

山梨県伺へ御指令案

ハ、数千ノ冊子ヲ別段ニ写シ相調候半テハ不相成且送致之入費下ケ渡候界紙等ハ官費ニ候哉民費ニ相立可申哉是等ノ儀も御評議御指揮被下度実ニ年々上下ノ費用莫大況繁忙無際事ニ付何卒前段総計表而已ノ御届ニテ相濟候様御指揮被下度候此段相伺候也

明治六年二月十五日

京都府権参事 馬場氏就

同 参事 榎村正直

同 知事 長谷信篤

大藏卿 大久保利通殿

大藏大輔 井上馨殿

(一一二六)

別紙滋賀静岡両県相伺候条款調查仕候処右ハ区長戸長等之送状ヲ与ヘ又ハ巳年四月前後逃亡之訳等巨細不相認送立候向モ有之候ヨリ終ニ不都合相生候儀ニモ可有之且差添入入費ノ儀其宿村限り為差出候モ不公平ニ可有之ト存候間各地方管内割ニテ可然因テ両県ヘノ御指令并御布達案共左ニ取調相伺申候

滋賀県ヘ御指令案

書面ノ趣ハ別紙ノ通府県一般ヘ相達候条可得其意候事

明治六年二月

輔

静岡県ヘ御指令案

書面途中逃亡之者入費ハ官費ニ相立其余ハ本人原籍ノ地方官ヘ掛合償却為致候様可取計差添入入費其他送状認方ノ儀ハ別紙ノ通府県一般ヘ相達候条可得其意候事

明治六年二月

輔

御布達案

脱籍無産ノ輩復籍并行旅病人共宿村送之儀ハ兼テ御布達ニモ相成居候処各地方取計方区々ニモ相聞候条向後左ノ廉に照準イタシ一般同轍之處分可致事

一 復籍人及ヒ行旅病人共送立候地方官ニテ巳年四月前後脱籍ノ事由又ハ行旅病人仍願復籍セシムル等巨細送状ニ相認其斤之印ヲ押シ所持セシムヘク尤右之送状無之モノハ宿村ニ於テ継送ニ不及候事

但本文送状之儀脱籍人ハ差添人ニ相渡可申事

一 巳年四月以後脱籍ノ者并行旅病人共復籍セシ後ハ兼テノ規則ニ照準道筋費用等合算ノ上其家又ハ親族ニテ雜償ハ其村町ヨリ三十日ヲ限り取立夫々償却可致事

一 差添人之費用ハ道筋宿村ヨリ為差出償却ハ不為致候儀ニ付右費用ハ都テ其地方管内割ニ取計可申事

右之通相達候事

明治六年二月

輔

脱籍無産ノ輩宿村送方伺書

脱籍無産ノ輩復籍方ノ儀ハ宿村送之御趣意ニテ其入費取立方ハ辛未四月中御達有之候府県送り御規則ノ如ク己巳四月前後ヲ區別シ官費自費ノ処分可致儀ニ付於当県下右ノ輩有之節ハ原由篤ト取糾シ本貫江掛合候上必右本貫府県ヘノ添書并沿道宿村送書旅費帳等相添追テ右入費償却可相成様取計居候処近來他方ヨリハ生所曖昧ノ者等ヲ唯区长又ハ戸長而已ノ送状ヲ以毎々送り越シ加之旅費簿等相添無之旁以途上不都合相生シ且入費償却ニモ差問順路駅村ノ難渋不少候殊ニ当県下大津駅ノ如キ諸道咽喉ノ地ニ於テハ管下共屢種々ノ手数相掛一層困却仕候儀ニ付右ノ外在籍判然行旅病人等仍願宿村継可取計分共都テ御規則ニ基キ一般同轍ノ取計相成候様諸府県ヘ至急御達シ被下度此段奉伺候以上

明治六年一月三十日

滋賀県権参事 籠手田安定

参事 榊原 豊
令 松田道之

〔一二四〕

別紙神奈川県相伺候脱籍無産ノ徒救助之儀ハ此程山口県へ御指令之趣
モ有之候ニ付左ニ御差図案相伺申候

書面老幼廢疾ト雖トモ成丈ケ官費不仰様方法相設可申尤不得止官費
救助ノ者ハ人員取調更ニ可伺出事

明治六年二月

輔

処刑濟其外無産ノ困民扶助入費ノ儀再伺書

照準可取計其他出港可依地無之者等其村町ニ於テ致世話遣候儀ハ格別
官費ヲ以救助ハ難相成旨御差図有之右ハ先般相伺候通処刑濟ノ者江給
与イタシ候右着代服薬手当等夫々原籍取糾本貫庁へ掛合在籍ノ者ハ償
却為致候得共右様之者共多分ハ巳年以前脱籍又ハ幼年之節親俱ニ処々
落魄中親致病死所何方トモ難定者ニ付徒場へ差遣シ刑人ト區別ノ上
働き方為致候積ニハ候得共迂弱不具ニテ業体不相成糊口ノ術計難立モ
ノ等モ有之旁働方ノ基相立候迄公布ノ賄料ハ勿論衣被服薬其外無扱分
ハ悉皆官費ニ相成候様仕度此段再応相伺申候以上

明治六年二月十四日

神奈川県権令 大江 卓

大藏大輔井上馨殿

〔一二五〕

京都府伺へ御指図按

書面戸籍冊之義ハ官へモ被備置候事ニ御決定相成且改正規則中第七章
但書中戸籍書可届出旨掲載有之候通ノ儀ニ付早々差出候様可被致尤年々
差出候ニハ不及候事

但官へ相收候分ハ公用ノ掛紙ヲ下渡右費用及府庁ヨリ東京迄送致
ノ入用ハ官費ニ相立市在ヨリ府庁迄相運ヒ候入費ハ民費ト可相心
得事

明治六年二月

輔

戸籍差出方之儀ニ付伺

戸籍ノ儀ハ為政必要至重ノ者ニ候得於当府ハ先年己ニ其方法相立伺濟
ノ上編製致候処辛未四月戸籍法則被仰出奉感戴候然ル処実地ニ於テ難
被行或ハ御趣意難致了解又ハ却テ後之弊害ヲ可生見込有之評議ノ次第
書記シ御別冊へ下ケ紙ノ俣同年六月弁官へ相伺候中御法則第四条戸長
其区内之戸籍ヲ式ノ如ク之ヲ集メ二通ヲ清書シ云々江当府評議日本国
中戸籍冊数幾冊ト御目算相立候哉送致ノ入費納置ノ官庫等モ予メ御賢
察有之度此戸籍冊ハ各地方官ノ預リ奉ル物ニテハ無之哉相伺候得トモ
其後何タル御指揮無之依テ再応及御催促候処壬申正月右伺書へ書面之
趣ハ追テ民法議定之上改正ノ議も可有之候得共既ニ東京府始各県施行
ニ相成候間今般改正之廉ヲ参考シ定則之通処分可致疑問ノ廉ニハ下ケ
紙之通可相心得事ト御指揮有之然ルニ今度戸籍寮ヨリ東京出張所詰ノ
者へ戸籍冊早々可差出旨被達候得共辛未十二月戸籍法則中心得方区々
ニ相成候ケ条御改正被仰出候第七章

総計表并届期限ノ事

戸籍及ヒ職分寄留總計并ニ表共別紙雛形之通改正相成候事

但来申年ハ戸籍共七月中届出爾後ハ一ケ年分翌正月中取調二月ニ
至可届出事

右ニ付テハ先般建言之次第モ有之己ニ章首ニ総計表并届期限ト掲ケ有
之候得ハ章中ニ戸籍及ヒ職分寄留總計ト記シ有之ハ戸籍ノ總計及ヒ職
分總計寄留總計ノ事ニテ戸籍本冊ハ不及差出儀ト相考候將亦全国之戸
籍冊数冊ト御目算相立候哉既ニ当府下戸籍冊スラ三千有余冊有之事ニ
テ是ヲ三府六十六県計較イタシ候ハ、全国ノ冊数凡二十万七千冊ト相
成毎年各府県ヨリ是ヲ差出候ハ、其費用実ニ莫大送致ノ諸雜費モ如何
計相嵩可申上下ノ入費煩雜等モ深ク御賢察有之度強ヒテ簡易ヲ旨トイ
タシ候儀ニハ無之候得共戸籍ハ各地方官ニ預リ置奉リ總計并表而已御
届致度候戸籍冊ノ儀ハ常ニ諸事ノ取調入用ノ事ニ付是非可差出儀ニ候

母 誰
妻 誰
長男 誰
次男 誰
弟子 誰

右住職庶人ニ下リ出寺平家ニ住スル上ハ其寺無住ニ相成候間隠居僧ハ其俣為致住居可然御座候哉且得度シタル長子次男ノ内師ヲ他寺ニ取リ既ニ其職ニ堪候ハ、住寺為致若未熟ニ候ハ、成業之上住職為致候見込ニテ可然御座候哉差留戸籍帳へ差支候条至急御指令相成候様仕度此段奉伺候以上

壬申九月

小倉県十一等出仕 藤田光方

教部省御中

右御指令

伺之通

〔一二三〕

別紙群馬県相伺候条款取調候処去ル辛未十月中別紙ノ通り岩村田県ヨリ伺出ノ砌司法省へ御問合ノ上同県へ御下知相成候成規モ有之左ニ御差函相成可然ト存候依テ昭例書相添此段相伺候

御指令案

書面ノ趣ハ民籍編入ノ儀ト可相心得事

二月

輔

脱藩士復籍ノ義ニ付伺

旧藩士脱藩ノ者此節ニ至リ復籍相願候者ト雖トモ辛未四月御布達ニ因リ巳年四月以前脱籍ノ者ニ候ハ、原籍へ編入致シ可然哉又ハ辛未五月脱籍五十日内外ヲ以テ御所置ノ御布達ニ因リ民籍へ編入為致候方ニ可有御座哉処分御趣意ニ悖リ候テハ如何ト奉存候此段奉伺候以上

明治六年二月廿五日
大蔵大輔井上馨殿

群馬県権大属 渡部 勲

脱走之者編籍伺

元警村田藩士族富田友三儀去戊申年牧野林平始四名ノ者同様犯罪御座候処其項及脱走候ニ付家名断絶仕候処今度復籍ノ義愁訴申出候右ハ巳年四月御布告前逃亡ノ義ニ付四名同様放免ノ御趣意ニ相心得可然哉且当五月被仰出ノ趣モ御座候ニ付復籍ノ上庶人ニ編入申付候テ可然哉此段奉伺候以上

辛未九月十三日

大蔵省御中

岩村田県

司法省へ問合案

*別紙ノ通岩村田県ヨリ伺出候処牧野林平始四名ノ者ハ一旦御預相成富田友三儀ハ脱走此程收籍愁訴致候儀ニテ罪ノ輕重ニヨリ放免御沙汰ノ次第モ之可有之於当寮決兼候間御菴議ノ上委曲御報有之度候也

辛未九月

司法省御中

田中戸籍頭

富田友三復籍之儀ニ付別紙附紙致御廻シ申入候間右ニテ御承知可有之候也

辛未十月九日

田中戸籍頭殿

司法省

*附紙

放免 富田有三 庶人ニ編入ス可シ

司法省印

書面僧侶身分ノ儀ハ追テ一般ノ御制度可相立戸籍ノ儀ハ何ノ通書載可申尤隱居僧ハ表中僧家族ノ目ニ參入可致事

輔

真宗僧庶人ニ被下候者家族戸籍ノ儀ニ付伺

当管下真宗住職ノ者故アリ庶人ニ下サレ候ニ付家族ノ者共処置方ノ儀司法省へ相伺候処士族ノ取扱ハ一寺住職ニ限リ其余凡僧ハ悉ク改テ平民ノ取扱ニ相成候上ハ真宗ノ家族等モ総テ平民ヲ以処置スヘシ但住職ヲ經タル隱居僧ハ一寺住職ニ准スト御差図ニ相成猶又東京詰官員ヨリ教部省へ相伺候ハ住職ノ者庶人ニ下サレ出寺平家ニ住スル上ハ其寺無住ニ相成候条隱居僧ハ其住居為致置候テ可然哉且得度ノ長子次男ノ内師ヲ他寺へ取り既ニ其職ニ堪候ハ、住持為致若未熟ニ候ハ、成業ノ上住職為致候見込ニテ可然哉ノ旨相伺候何ノ通御差図ニ相成申候右一寺住職ニ准スト有之上ハ其隱居僧ノ身分扱ノミ住職ニ准シ士族扱ニ致シ戸籍ハ僧俗引分ケ無之庶人ト同戸連名シテ元何寺住職隱居ト肩書ニ相頭シ戸籍表ノミ僧俗引分ケ書頭シ可然哉扱又一寺住職致シ候上ハ其身生涯士族扱ト申時ハ諸官員祠官祠掌ニ至迄連及致間敷哉又得度長子次男ノ内師ヲ他寺ニ取り既ニ其職ニ堪住寺為致候者ハ其身ノ妻子ノミ引分ケ其僧ニ屬シ若未熟ニテ成業ノ上住職為至候者ハ其成業迄ノ間他ノ師僧ノ弟子ニ編入戸籍取調可申儀ニ可有之抑方今諸官員ハ無論一社ノ神職モ士庶人交モ博ク人撰ノ上其職拜務ノ処真宗ノ僧侶ニ限リ依然ト旧習ヲ存候儀如何ノ儀ニ可有之哉既ニ海内一同士族卒ヲ不論一家ノ長タル者一旦廉恥ヲ破リ候時ハ家族不殘庶人ニ下リ候今日ニ當リ只真宗ノ僧侶ノミ子弟ノ成業ヲ待テ住職為致候テハ頗ル門閥ノ因習ニテ人撰ノ体裁モ不相立其罰彼ニ重ク是ニ輕キ姿ニ有之間敷哉隨テ士族卒ハ家長庶人ニ下サルト雖トモ家屋敷沒收無之他ノ宗僧ハ其身庶人ニ下サルモ元籍有之特リ真宗ノ僧侶一旦庶人ニ下サレ候上ハ外ニ可依元籍モナク又別ニ家屋敷モ無之退寺即日路頭ニ迷ヒ候ハ目前ノ儀ニテ士族卒ヨリモ猶一層ノ愍然ニ有之併庶人ニ下サレ候者依然ト其寺ニ住居

檀家ノ法要可相務様無之直ニ法類ヲ以テ寺務為取扱候儀当然ニ有之右処置振ヲ始第一戸籍編製御布告ノ通六月限認濟七月初旬持出候得共右真宗一人ノ為今正ニ差支罷在候条至急御差図被下度則別紙相添此段相伺候也

壬申十一月五日

東京詰合小倉県參事 堀尾重興

大藏大輔井上馨殿

真宗何寺

年月日於何寺得度

住職 誰

父隱居 誰

母 誰

妻 誰

長男 誰

次男 誰

同 誰

同 誰

同 誰

右住職ノ者故アリテ庶人ニ下サレナハ妻ト未得度小兒ト而已從テ庶人ニ下里余ハ出家仏門ニ入候後ハ俗縁ハ絶候儀ニ御座候哉此段奉伺候也

壬申七月

司法省御中

小倉県

右御指令

士族ノ取扱ハ一寺住職ニ限リ其余トモ僧ハ悉ク改テ平民ノ取扱ニ相

成候上ハ真宗ノ家族等モ総テ平民ヲ以処置スヘシ

但シ住職ヲ經タル隱居僧ハ一寺住職ニ准ス

真宗某寺

年月日於何寺得度

住職 誰

父隱居 誰

右袖章圖ノ如ク幅五分長二寸五分明キ一分三条伍長ハ金捕亡吏ハ白袴黒羅紗無章

〔袴圖一略〕

明治六年一月廿四日

大藏大輔井上馨殿

外務卿 副島種臣

〔一一〇〕

外務省へ御問合案

外国人呼入候遊女へ出生ノ男女戸籍ノ儀ニ付先般神奈川県ヨリ伺出候砌御打合ノ上及差図候儀モ有之候処尚又別紙ノ通伺申候右ハ各国領事へ御引合可相成筋ニ候哉承知致度此段及御打合候也

癸酉一月

外務卿副島種臣殿

輔

外国人呼入候妾遊女江出生男女戸籍ノ儀伺

外国人呼入候妾遊女ニ出生ノ男女戸籍ノ儀ニ付再応相伺候処書面出生ノ男女本国へ連帰故障無之分ハ其者望ニ任セ母ノ籍へ編入不及旨御差図ノ趣承知仕候就テハ外国へ連帰候分ヲ除キ妾遊女ニ出生ノ男女ハ総テ母ノ籍江編入致シ候テ可然哉右等ノ儀ハ外務省ヨリ兼テ各国領事へ引合濟ナラテハ実地難被行筋ニ付此段再応申上候以上

明治六年一月

神奈川県権令 大江 卓

井上大藏大輔殿

外国人共呼入候妾遊女ニ出生ノ男女戸籍ノ儀ニ付神奈川県ヨリ伺出候別紙相添御打合ノ趣致一覽候右無故障本国へ連帰候分ヲ除キ妾遊女ニ出生ノ男女ハ総テ母ノ籍へ編入可然哉当省ニ於テ領事へ引合濟ノ上ナラテハ実地ニ難被行筋ニ付云々ト有之候得共故障無之本邦へ連帰ル分ヲ除クノ外ハ固ヨリ顯然タル兒子ニ無之隠レ見做シ臨時彼ヨリ依頼ノ上母ノ籍ニ編入差許候儀ニ付別段領事等へ引合ニハ及間敷候此段回答ニ及候也

〔一一一〕

滋賀県伺へ御指令案

書面初ケ条甲ノ養子離縁ノ上ハ家譜ノ世代ニ不相立候条其再婚スヘキ扶助ノ父ヲ乙ノ養父ト可称ニケ条順養子ノ者ハ養父実兄ト可相心事

再婚ノ者并順養子ノ儀ニ付伺書

貫属又ハ平民ノ内戸主タル者ニ男子無之女子一人有之ニ付甲ヲ他家ヨリ養子ニ致シ其女子ヲ以テ婚姻為致家督ヲモ相譲リ退隱致候後其養子不行跡等有之離縁致シ甲ノ養子ノ名目ヲ以猶又乙ノ養子ヲ取右娘ヲ以再婚為致候儀事実ニ於テ甲ノ養子ヲ離縁致シ候上ハ差支候義有之間敷やニ候得共一旦甲ノ養子江家督相統為致候儀ニ付其家譜ヲ以テ之ヲ押シ乙ノ養子ヨリ之ヲ視レハ甲ハ則養父ニ相当名義ヲ以テ論シ候得ハ養母ヲ以テ妻ニ致シ候姿ニ相見ヘ不都合ノ儀ト奉存候右等ノ儀ハ如何相心得可然義ニ御座候哉

一 戸主タル者嗣子無之ヲ以実ノ弟ニ家督ヲ譲リ隱居致候時従前ノ振

合ニテハ順養子ノ名目ニ有之候得共現在ノ弟ヲ以テ養子ト唱候義名

実齟齬致候ニ付相統人ト相唱可然義ニ御座候哉太政官第二十八号御

達面ニ書面ノ廉不相見候ニ付如何相心得可然哉

右件々奉伺候即今差向ノ義モ御座候ニ付至急御差図被下度奉願候以上

明治六年二月四日

滋賀県令 松田道之

大藏大輔井上馨殿

〔一二二〕

小倉県伺へ御指令案

テ相伺置候也

明治六年一月廿八日

大藏大輔井上馨殿

茨城県参事 渡辺 徹

〔一一八〕

三府五港并居留外国人戸口共別区ニ取調置申度因テ開拓使始ヘノ御達案左ニ相伺申候

戸籍ノ儀未夕御差出無之右ハ精々御手揉ノ上御差出有之候様致度且戸籍及三表ノ外港内戸数人員并居留外国人ノ分共別紙ノ通相認当三月ヲ限リ御差出可有之尤以後年々十二月三十一日迄之増減翌一月中取調二月ニ至外表同様御差出可有之候此段申入候也

明治六年二月

開拓使御中

輔

大阪府ヘ御達案

大阪府

其府管内戸籍及ヒ三表ノ外府内戸数人員并居留外国人ノ分共別紙ノ通相認当三月ヲ限可差出尤以後年々十二月三十一日迄ノ増減翌一月中取調二月ニ至外表同様可届出事

東京府外四県ヘ御達案

東京府

神奈川県

兵庫県

新潟県

長崎県

其〔府県〕管轄〔府港〕内及ヒ居留外国人云々〔已下与前文同様故不記〕

明治六年二月

輔

其〔府港〕内

社 何十

寺 何十

戸数何軒

人員何人内〔男何人 女何人〕

〔但明治五年正月三十日現員〕

居留外国人

戸数何軒

人員何人内〔男何人 女何人〕

〔但明治六年二月二十八日現員〕

右ノ通相違無之候也

明治六年月

〔一一九〕

三重県何ヘ御指令案

書面捕亡吏ノ服章金銀色ヲ用候儀ハ不相成候事

月日

輔

捕亡吏服章ノ儀ニ付御届

先般捕亡吏江戎服貸渡候処猶右服章御届可申上旨御指令ニ付則別紙相

添此段御届申上候也

明治六年二月五日

井上大藏大輔殿

三重県権参事 岩村定高

笠アジロ黒羅紗包ニ無章

〔笠図一略〕

上衣黒羅紗鈕釦眞鍮無章

〔上衣図一略〕

第一章 区长一人并ニ每大区ヨリ戸長一人兩大区ヨリ保長一人一年交代ヲ以テ在勤可致事

第二章 各大区会所ヨリ送致セル諸願伺届其他差出シ候書類総テ即日県掌ニ差出シ可申事

第三章 県庁指令済人民ノ諸願伺等県掌ノ附受ヲ受ケ急事ノ外定日毎ニ各会所江送達（此際可成丈ケ御用便ニ托シ民費嵩サル様注意スヘシ）可致事

第四章 県庁ヨリ呼出ノ者并訴訟人等罷出候得ハ夫々名刺ヲ以テ県掌ニ差出可申事

第五章 総テ会所ノ添書当人持参県庁江出頭致シ候者詰合ノ保長付添相勤可申事

第六章 定期ニ随ヒ民費前割凡積ヲ調出シ各会所ニ触達ヲ取立シメ夫々備金分配等取計可申事

第七章 成規ニ從ヒ民費出納勘定帳ヲ調出シ県掌ヲ経雜事專務江差出シ検査員ヲ受普ク管内ニ示シ可申事

第八章 県庁ヨリ差立候御用状等雜事專務ヨリ受ケ夫々差立方取計可申事

第九章 県庁ヨリ布告ハ簿書專務ヨリ受ケ其他一時書達等ハ之ヲ諸課ニ受ケ各会所ヘ送り方取計可申事

第十章 訟獄上ノ儀ハ勿論総テ人民諸願伺等出張所限処分致シ候儀堅ク禁止候事

右ノ条々相守賄賂苞苴ハ勿論総テ權威ケ間敷振舞堅ク致間敷候事

*掛紙

△区内ノ保長ヲ便宜指揮スルノ權ヲ有ス 区内ノ事務区长ノ指揮ニヨラサレハ施行スルヲ得ヘカラス

右区长ニ対シ区内事務云々ノ下ニ在リ

〔一一六〕

郷士由緒ノ者士族ヘ編入ノ議正院ヘ上達案

去壬申第四十四号公布相成候郷士由緒ノ者士族編入可被仰付条ニ依リ各府県ヨリ別冊ノ通追々伺出候ニ付遂調査候処旧藩制專時ノ弊習ヨリ一時用度ノ欠乏ヲ支給スル為管下豪農富商ノ者共ヨリ金穀ヲ徵募シ其恩賞トシテ郷士或ハ士族等ノ格式ヲ与候者往々有之右等ノ者共ハ固ヨリ公布ノ原旨ニ反シ士族ニ編入被仰付候謂レ無之因テハ右類ヲ除クノ外旧来郷士ノ称呼有之者并ニ古書旧記等ニテ其系譜年代稍徴スルに足ルヘキ者共ノミ公布ニ照ラシ士族ニ編入被仰付可然存候依之別紙每冊可否ノ見込ヲ白シ仰御商議候速ニ御指揮有之度候也

明治六年一月七日

正院御中

輔井上馨

伺ノ通（正院ノ印）明治六年二月十日

〔一一七〕

別紙茨城県伺ヘ御指令案

書面之趣県庁ヨリ貸渡候儀ハ不相成候事

但病氣等ニテ困厄ノ者ハ辛未六月中公布行旅人病氣取扱規則ニ照準可致事

月日

輔

府県貴屬行旅中貯金遣切借用願出候節扱方伺

他府県貴屬ノ者其庁ノ許可ヲ得テ行旅中病難又ハ盜難等ニテ懷中貯金ヲ尽シ困苦不得已当庁江旅金借用出願ノ節可貸渡御規則無之候得共脱籍人同様宿送リヲ以テ本貫ヘ引渡候様ニハ致間敷且外国人漂流ノ節等ハ御懇切ノ御取扱モ有之候ニ付御国内ノ儀ハ猶更同視彼我ノ別ハ有之間敷依テ各府県互ニ其顛末ヲ糺シ証書等無疑者ハ行路ノ遠近ヲ量リ相当ノ旅費貸与管轄県江ノ送状相渡帰県ノ上償却為致候テ可然哉此段兼

（三五）

一 大区中ノ事務不挙アレハ県庁ニ対シ其實ニ任ス
一 常ニ戸長保長ノ能否ヲ県庁ニ具上スル權ヲ有ス

(採紙採也)
「一 会所在勤ノ捕亡手ヲ指揮シ区内盜賊凶奸ヲ捕縛シ県庁ニ護送スル權ヲ有ス」

一 訟獄ハ勿論平常願稟細小ノ事件ト雖トモ一切裁断ノ權ヲ許サス
一 県庁ノ指令ニ從ヒ区内ノ諸税返納金等之ヲ督促シ定期ヲ越サラシムヘシ

(採紙採也)
「一 区内ノ戸長保長便宜之ヲ指揮スルノ權ヲ有ス」
一 各区出張所在勤中ハ各大区中ノ事務ニ關係シ(採紙採也)又其戸長保長ト雖トモ便宜之ヲ指揮スルノ權ヲ有ス」

一 区内ノ民費出納ヲ総管スルノ責ニ任ス
戸長 副戸長

一 小区内ノ事務ヲ總管シ人民ノ諸願達ヲ会所ニ送致シ県庁ノ布達ヲ区内ニ示シ違背スルアレハ之ヲ説諭スルノ權ヲ有ス
一 県庁ニ対シ一小区内人民ノ總代タル身分ヲ有ス

(採紙採也)
「一 区内ノ事務不挙アレハ県庁ニ対シ其實ニ任ス」
一 区内ノ貢租雜稅返納金等県庁ノ指令ニ從ヒ之ヲ督促シ定期ニ越ヘサラシム

(採紙採也)
*「一 区長ニ対シ区内事務ノ当否ヲ論弁スルヲ得ヘシ△」
一 区内民費出納ヲ總管スルノ責ニ任ス
保長

一 総テ正副戸長ニ隨勤スヘシ

各会所規則

第一章 区長ハ勿論区内ノ正副戸長更番ヲ以テ定規ノ人員相詰メ区内ノ事務取扱候事

第二章 区内ノ訟書ハ勿論右ニ属スル書類并出火届ヲ除クノ外諸願伺其他差出候書類一切取扱ヒ区長奥印ノ上急事ノ外定日毎ニ各区出張所ヘ差立ヘ此際可成丈御用便ニ托シ民費高マル様注意スヘキ事可申事

但人民直ニ県庁ヘ出頭致度敷又ハ訟書出火届等ハ本文ニ準シ取計事情相認各区出張所当テ添書致シ別段付添人ニ不及候事

第三章 県庁ノ諸達ハ勿論總テ指令濟ノ諸願伺等各区出張所ヨリ送達ニ從ヒ即日夫々下渡可申事

第四章 会所諸入費ノ備金常ニ各区出張所ヨリ請取成規ニ依リ夫々支払ヒ定規ヲ逐ヒ出納勘定帳ヲ仕出シ各区出張所ニ送致シ決算可致事

第五章 年々定期ニ從ヒ各区出張所ヨリ割出シノ民費前割等不相当無之様取立可申事

第六章 訟獄上ノ儀ハ勿論区内人民諸願伺等会所限リ処分致シ候儀堅ク禁止候事

第七章 迷子等ノ出所不分明ナレハ各会所ニ廻達シ猶行衛ヘ張出シ分明ノ上県下ノ者ハ受取人ヲ呼出シ引渡シ出所遂ニ不分明敷ヘ此間二十日ヲ以テ限リトス又ハ他管ノ者ハ県庁江可申出事

第八章 棄子有之節ハ出張ノ有無ニ不拘直ニ県庁ヘ可申出事
(採紙採也)

「第九章 月々県庁ヨリ請取候捕亡金嚴重遣払ヒ定期ニ隨ヒ決算致勘定帳差出可申事」

第十章 諸雜稅等定規ニ從ヒ取集メ上納可致事

(採紙採也)
「第十一章 華士族卒不審ノ者ハ県庁許可ヲ得サレハ捕縛致間敷事但事至急ニ出候敷又ハ途中確ト部分見分カタキ節ハ此限ニ非ス」
右ノ条々相守リ賄賂苞苴ハ勿論總テ權威ケ間敷振舞等堅ク致間敷事

各区出張所規則

〔一一四〕

別紙山口県伺へ御指令案

書面伺之通相心得其地方ニ於テ取締便宜ノ処分可致官費教育ノ儀ハ不相成候事

但廢疾老幼無告窮民ノ儀モ成文官費ヲ不仰方法相設可申尤不得已
官費救助ノ者ハ人員取調更ニ伺出書

当県脱籍無産ノ徒ノ儀ニ付伺

脱籍無産ノ徒其郷里ニ持地住居モ無之帰籍為致候テモ生業難相立者ハ其地徒刑場へ入刑人ト區別立置職業為相営追テ獨立活計相立候ハ、望ノ地江入籍取計候様壬申正月御布達有之候処爾來他府県ノ脱籍且管内ノ流民鰥寡孤独ノ類其郷里ニ依頼スヘキ者モ無之生業難相立者往々出来仕候ニ付即徒場ノ傍ニ教育場ヲ設ケ職業為相営置候場中規則賄方仕渡物等徒場規則ニ準拠シ略斟酌ヲ加營業督責ノ儀ハ男女其宜ニ随ヒ老幼強弱其力ヲ量リ惰ヲ鼓シ懶ヲ策シ日夜驅使督役シ技芸アル者ハ其器械ヲ量給シ且帳簿ヲ造リ力役營業得ル所ノ多少飲食費用ノ金高ヲ各名ノ下ニ詳細記録シ其得ル所ノ金ハ不殘官ニ収メ置以テ賄料其他ノ雜費ニ給ス尤甲ノ有餘アリト雖トモ乙ノ不足ヲ不償甲乙勤惰其境ヲ判ケ其有餘獨立活計ノ基トナスヘキ者アレハ各情願ノ地へ入籍セシムヘク方法相立候処廢疾老若ノ者ニ至テハ力役收入ノ金飲食救養ノ費ヲ不殘右不足ノ処ハ悉皆官費ニ被相立常備金ノ内ヲ以テ採替仕置逐テ明細仕訳差出可然候哉此段相伺候也

明治六年一月十日

大藏大輔井上馨殿

山口県権令 中野梧一

〔一一五〕

別紙大分県伺へ御指令案

書面区长并旅費其他ノ諸費定方過當ニ付別冊朱書ノ通改正可致職制中区长ニテ捕亡ヲ指揮候儀ハ不都合ニ付事停可申且諸願伺戸長奥印ノ上直ニ県庁へ差出候共差支無之様可致尤人民ノ便宜ニ依リ会所ニテ取總候儀ハ不苦其他別冊懸紙ノ通可相心得事

輔

区长等相設候儀ニ付伺書

莊屋名主年寄等改称ノ儀ニ付当四月中御布達ノ趣有之候処一区総括ノ者無之テハ事務取扱差支云々第四百四十六号御達ノ趣敬承仕候当県ノ儀ハ兼テ御届申上置候通出張所悉皆相廢止候ニ付既ニ当夏以來区长戸長保長相設規則職制并給料等夫々相極メ事務為取扱居候儀ニ付今度別冊相添進達仕候間猶御指揮被下度此段相伺候也

壬申十一月三日

大藏大輔井上馨殿

大分県参事 森下景端

三長費給一覽表	月給	一ヶ月筆紙墨代	一ヶ月小使給	十里旅費	滞留中日当
区长	十二円			一円	三十銭
権区长	十円			一円	三十銭
戸長	七円	二十五銭	一円	八十銭	二十五銭
副戸長	六円	二十五銭	一円	八十銭	二十五銭
保長	二元	二十銭		七十銭	二十銭

三長職制

区长 権区长 (区长アレハ権区长ヲ置カス権区长アレハ区长ヲ置カス)

一 大区内ノ事務ヲ総管シ人民ノ諸願達ヲ上進シ県庁ノ布令ヲ遵法シ之ヲ区内ニ示シ違背スルアレハ教諭スルノ権ヲ有ス
一 県庁ニ対シ一区内人民ヲ總代タル身分ヲ有ス

大藏大輔井上殿

参事 植村正直
知事 長谷信篤

邏卒ノコト初度ノ伺アルヘキニ似タリ

〔一一一〕

別紙三重県へ御指令案

書面服章ノ雛形猶可届出事

月

輔

捕亡吏服章御届

捕亡吏ノ儀ハ管内警視取締ノ職務ニシテ第一人民ノ事由ヲ妨クル者ヲ制シ候儀ニ付人民ヨリモ一目瞭然候様一定ノ服章ニ不相成候テハ不都合候処元来薄給ノ儀自費ヲ以出来候儀難相調依テ伺ノ上可取計ノ処追々寒氣ニ向ヒ情実切迫ノ儀モ御座候ニ付一定ノ服章相定メ兼テ定額ノ捕亡費中ニテ出来貸渡シ申候此段御届申上置候也

明治六年一月廿日

三重県参事 岩村定高

〔一一二〕

大分県伺へ御指令案

書面区長ヨリ保長に至迄官吏ニ准シ取扱候儀ハ不相成候事

月日

輔

管下保長ノ身分取扱方向

当県管内正副戸長ノ外ニ村町毎トニ保長ト称シ一村一町或ハ小村ハ他村ニ跨リ凡五十戸内外ノ事務ヲ取扱セ正副戸長ニ随勤セシメ来リ候処

其者タル本籍多ハ農商ナリ然トモ其権ハ従前ノ小莊屋ニ彷彿タル者ニ御座候得ハ右犯科ノ節御所置ニ於テ之ヲ平民同一ニ実決ニモ処シ難ク依テ正副戸長同様之ヲ等外吏ニ准シ取扱不苦候哉此段相伺候条至急御指揮有之度候也

壬申十一月廿八日

大分県参事 森下景端

大藏大輔井上馨殿

〔一一三〕

神奈川県伺へ御指令案

書面所刑済ノ者脱籍無産ニ候ハ、辛未十二月ノ公布ニ照準処置可致同伴ノ者ヨリ途中へ被置去候歟或ハ知己ヲ便リ出港致候者等其村町ニ於テ世話致遣候儀ハ格別官費ヲ以救助ノ儀ハ難相成候事

明治六年月

輔

所刑済并無産ノ困民扶助入費ノ儀伺書

所刑済当裁判所ヨリ引渡相成候モノ并同伴ノ者ヨリ途中江被置去候者或ハ知己相便リ出港ノ処其者当港在住ニ無之路頭ニ迷ヒ戸口難致者共有之旨町村ヨリ訴出候節ハ其当人本籍地方江掛合中別ニ可差置場所無之ニ付当港市中ノ者へ相預御布告ノ二錢七厘ヲ以取賄本籍判然相分リ復籍送出取計候者ハ預中一切ノ入費身分引請候者ヨリ償却為致候得共本籍難相分者モ間有之然処其当人ノ内ニハ裁判所ヨリ引渡ノ節為仕着脱衣候得ハ裸体相成候者モ有之候間古着買上着用或ハ預中病臥等ノ者へハ服薬為致其他不得止情実ニテ資用相掛候分モ有之候処差向右入費ハ預リ候者共ニ為立替置候得共素ヨリ彼等ニ出金可為致筋ニ無之ハ勿論外出所モ無之甚以差支候儀ニ付右様ノ資用ハ官費相成候様仕度此段相伺申候以上

明治六年一月十五日

神奈川県権令 大江 卓

井上大藏大輔殿

附区长戸長ニテ取調ノ事件ハ右ノ例ニ非ス之ヲ適宜ニ施行スヘシ

一 各区ノ布告揭示場清潔洒掃シ不惰新布告ヲ揭示スヘシ

一 布告ハ県庁ヨリ各区弁務所ニ渡スヘキニ付速ニ各区ニ達スルノ方法適宜ニ之ヲ設クヘシ

但差紙並諸御用ニ付徴招状共之ニ准ス

右之条々可確守者也

壬申七月

小倉県

〔一一〇〕

先般京都府警固方入費減省ノ見込可相立旨御達ノ次第モ有之別紙ノ通伺出候ニ付致勘弁候処邏卒經費之儀ハ総テ民費ニ属シ至当ノ筋ニ候処同府申立之事情無余儀相聞且東京府官費邏卒ノ比例モ有之候間是迄警固方入費一ヶ月金四千元之半方ヲ以テ邏卒費ニ充自余ハ府下四民一般ヘ分賦為致可然存候依テ御指令案左ノ通相伺候

書面ノ趣無余儀相聞候間特別ノ訳ヲ以テ当分一ヶ月金二千円下渡候条自余ハ府下四民一般ヘ分賦可致尤職業ニ依リ分割増等ノ儀ハ適宜ニ取計不苦事

但シ米会社税金ヲ以右費用ニ相充候儀ハ難相成候事

輔

邏卒費用ノ儀ニ付伺書

邏卒ノ費用民費タルヘキニ付其方法可伺出旨御達ニ付左之通

第一条

一 商体職業ニ付特ニ邏卒ノ務ヲ煩スモノハ更ニ左ノ通税金ヲ取立ツヘシ

宿屋 兩替屋 旅籠屋 西洋物商 寄宿 古手屋 古道具商 質物渡世 肉店 質貸渡世 料理店 煮売店 奉公人口入 博覧会 社 諸荷物問屋

右之外浮業ノ者ハ己ニ府下授産所助費金差出候ニ付之除

第二条

一 商体職業特ニ邏卒ノ務ヲ煩ハスニ非レ共世ニ益ナク驕奢ノ物品ヲ製シ或ハ之ヲ鬻クヲ以テ業トスル者ハ之ヲ抑裁スル為メ左ノ通税金ヲ取立ツヘシ

菓子店 餅店 盆栽商 酒駄賃店 煙草商 飼犬

第三条

一 米会所稅

右ハ七条米会所税金ニテ兼テ右会所規則中ニ有之当年ヨリ取立租稅寮ヘ可收管ノ処米会社ハ多人數群集別而邏卒ノ務ヲ煩ハシ候事ニ付以後邏卒費用ニ遣払度候事

第四条

一 右ノ税金ヲ以邏卒費用ヲ弁ト雖トモ御東幸後漸次衰微ノ地毎戸纔ノ出金ニモ難堪税金モ亦多量ニハ難取立且邏卒ノ用當ニ下民保護ノミナラス電信機鉄道郵便官道水理官物運輸等ノ妨害ヲモ防護シ御所官舎諸陵官庁ノ非常ニ備ヘ時ニ於テハ官物ノ護送ニ役シ御交際外國使節官吏御入京スル者ヲ警衛シ及外國人通行ノ節臨機之使役或ハ人相書ヲ以御尋者ノ探索捕縛不軌ヲ企ツル兇徒ノ取締其外府下ハ他ノ地方ト違ヒ尤官用ニ供スル事多ク然レハ費用ヲ当分シテ其半ハ官費ニ被立下度候事

但半金被立下候テモ尚不足ノ分ハ毎戸ニ割賦シテ是ヲ出サシムヘシ

第五条

一 邏卒ノ費用ハ毎年はヲ計算シ府下江其明細ヲ示スヘシ

但シ余リ有ルモ官納或ハ割戻等ニ不及積立置數年ヲ経テ此積立金ノ利息ヲ以殘費用ヲ弁スルノ時アラハ始テ毎戸ノ出金ヲ免スヘシ猶余アラハ前条米会所税金等ヲ遣払コトヲ止メ租稅寮ヘ可收事

右ノ通相伺候至急御指令有之度候也

壬申十一月十九日

京都府權參事

馬場氏就

— 学校

— 会社

— 新興産業（但税法ニ於テハ租税課ニ涉ル）

— 新開商業（但同上）

— 鰥寡孤独廢疾ヲ救助ス

— 棄児ヲ保育ス

— 善良人材并孝子節婦義僕ヲ旌表シ及貧困ヲ検査撫救ス

— 凡銃砲及兵器

— 駅通郵便

— 御布告ヲ頒布シ県庁ノ布告令旨ヲ頒布ス

— 聴訟課之事務条目

— 聴訟

— 断獄

— 逮捕

— 視察（検使）

— 人民変死

— 斃路溺死挂縊

— 露頭病者及路上危難ニ遭フ者

— 盜賊

— 火災

— 処刑（徒刑人 懲役）

— 囚獄

— 捕亡ノ者進退

— 租税課之事務条目

— 正租

— 雑税

— 溝洫堤防道路修繕橋梁巨架

— 豊凶検査及凶年予備

— 山林

— 勸業

— 荒地起返及開墾

— 動植物ノ殖否

— 出納課之事務条目

— 金穀出納

— 庁中諸費私

— 旅費仕出

— 月給仕出

— 諸貸付返納物

— 学校費

— 營繕費

— 旧官舎及兵器取纏

— 祝寿賜金

— 右県庁四課之条目相心得諸願伺届等其筋へ進達可致事

— 願伺届

— 県庁四課ニ依テ各文法書式異同アリ其文法雛形各課ニ於テ是ヲ示ス宜ク之ニ倣フヘシ

— 届伺願書ヲ上ルノ法

— 凡願伺一区内關係ノ常務ハ区長持参スヘシ尤重大ノ事件ハ一村一町ノ事ト雖トモ区長持参スルヲ要ス

— 但区長病氣等ノ節ハ戸長之ニ代リテ可ナリ一村一町ノ事ニシテ戸長病氣等アラハ隣戸長如シクハ里掌之ニ代ルヲ得ヘシ

— 御布告并県庁布告ヲ区内人民ニ告知スル法

— 凡御布告其外一区ニ一部ヲ頒ツ区长熟見写取り区内ノ戸長ニ廻達スヘシ各戸長亦之ヲ写取り里掌ト俱ニ其所轄ノ人民ヲ徴致シ懇ニ之ヲ告知スヘシ

區長職掌及心得

- 一 區長ナル者ハ人民保護ノ御趣意ヲ体認シ県庁ノ命令スル所ヲ奉シ区内ノ事務ヲ統理シ上意能ク下ニ貫キ下情能ク上ニ達スルヲ要ス
- 一 区内百般ノ事務ヲ統理スト雖トモ一村一町ノ常務ハ其戸長ニ分課シ各其職掌ヲ尽サシメ以テ之ヲ堤統全修スヘシ
- 一 一村一町ノ常務ハ其戸長ニ課スト雖トモ総括ノ權アルヲ以テ区内ノ人民ニ対シ直ニ取調ルコトモ有ヘシ万般注意共議シテ区内ノ人民ニ於ル猶戸長ノ人民ニ於ルカ如クスヘシ聊隔絶ノ義ナク務テ親睦ナルヲ要ス

- 一 戸長及里掌ノ勤惰ヲ檢シ其勤ルヲ奨励シ其怠ルヲ督責スルノ權アリ

- 一 区内戸長里掌及人民ニ対スル公私ニ限ラス礼節ヲ正スルハ勿論ニシテ協和親睦吉凶相嘉昂スルノ意ヲ失フヘカラス苟モ其職ニ驕リ其權ニ漫シ人民ヲシテ畏縮セシムルハ今日ノ御政体ニ戾レリ堅ク之ヲ戒メ惟人民ヲシテ自主ノ權ヲ得セシムルヲ要ス

- 一 各村市内里掌ノ撰任黜陟或ハ適宜ヲ以テ議者ヲ置等ノ事戸長ト共議公平ニ処分シ各意ヲ奉体シ事務ノ用ヲ尽サシメンヲ要ス

- 一 凡官員ニ対接スル最モ礼節ヲ正シクシ謹勅ヲ失フヘカラス

- 一 凡百ノ旧弊ヲ蠲除シ新利ヲ起シ及ヒ窮民ノ撫恤郷学ノ興立盜難ノ予防其他田畑耕耘山野開墾溝渰疎通河海運漕等ノ事地勢ニ係リ沿革ニ随ヒ施行スヘキ事件ニ於テ意見アラハ之ヲ戸長ニ謀リ或ハ之ヲ議者如シクハ里掌等ニ謀リ其意見ヲ聽キ衆議一決必無有害有益ノ策アラハ速ニ県庁ニ告上スヘシ尤事ニヨリ一己獨見ト雖トモ見込ノ筋ハ告上スルヲ許ス

- 一 祭政一致ノ義アルヲ以テ神官ヨリ區長ヲ兼テ區長ヨリ神官ヲ兼ルモアルヘシ之ニ因テ凡區長モ亦崇神守教ノ意ヲ体シ人民ノ懶惰ヲ戒メ或ハ不貞不忠ノ男女ヲ教化シ總テ区内ノ弊習ヲ除キ醜態ヲ去ル是亦區長ノ職ニ関レリ宜ク以テ稟議施行スヘシ

戸長職掌及心得

- 一 戸長ナル者ハ其所轄村町ノ事務ヲ管理シ県庁ノ趣旨ヲ奉認シ區長ノ告達ヲ承ケ上意ヲ下ニ施キ下情ヲ上ニ達スルヲ要ス
- 一 所轄村市内ノ事務ハ管理スト雖トモ其施行スル上ニ於テ里掌ト合議シテ公平ニ出シメンヲ要ス

但官ヨリ臨機戸長ニ令告スル事件アラハ施行ノ上區長ニ告ルモ有ルヘシ

- 一 一町一村ニ於テ士族卒神官大中農商ノ内善良忠直ノ者三四名如シクハ五六名議事者撰置旧弊ヲ除キ新利ヲ起シ及窮民撫恤郷学興立盜難預防其他物産開墾等ノ事共議其方法ヲ立テ區長ト稟議処分スヘシ

- 一 百件事務ノ施行農事ニ不違家業ヲ不妨様可配慮ハ勿論ナリ凡人民ニ対接シテ取調ル事件等勉テ煩ヲ去リ簡ニ就キ稼業ノ障リ不相成様戸ニ到リ家ニ致リテモ厚ク弁理スルヲ要ス

- 一 但村市トモニ里掌及驅使走丁等ニ矯令違達ノコトナク人民ヲシテ猥リニ煩勞ヲ不生様注意スヘシ

- 一 所轄ノ里掌及人民ニ対スル礼節ヲ正フシ且協和親睦シルヲ要ス苟モ其職ニ驕リ其權ニ慢シ人民ヲ畏怖セシムルナク兎角人民ヲシテ義ニ懐クカシメ厭フテ恐レシムル勿レ

- 一 區長ノ告達ヲ承ケ區長ノ檢可ヲ取ルト雖トモ有益無害ノ見込筋ハ里掌或ハ議者ト共議シ得失利害ヲ明弁シ其条理ヲ討論シ區長採用不致節ハ直ニ県庁ヘ届出其公平ヲ得ルノ權アリ

- 一 官員區長ニ対スル宜ク其分限ヲ守リ礼節ヲ正フシ百事勤勅ヲ失フヘカラス亦旅客等ニ対シ深切ヲ尽スヘシ

庶務課之事務条目

- 一 戸籍(送籍 入籍 寄留 出生 死亡)
- 一 貫屬(隱居 家督 貫屬替 遊学 撰筆 掃農商)
- 一 神社寺院(祭祀法会 諸興行 社寺修繕 改宗願)
- 一 區長戸長進退
- 一 祠官祠掌僧侶進退

相心得其区村ノ成形ニ随ヒ一歳兩度ニ取立候歟或ハ秋收納税ノ節取立候歟適宜ニ取計可申尤区内ノ貧富ニ寄り定額ヨリ減シ候ハ妨ナク候間課収ノ方法適宜ニ相定可届出事

但取立ノ儀三分ノ二石高二課シ三分ノ一人口ニ課スルカ無高ノ如キハ何分人口何分戸數或ハ小間割ニ課スルカ華土族集多ノ区ハ禄高二分課スルカ人民ノ貧富ヲ取捨スル等ノ儀区内ニ於テ商議ノ上適宜ノ方法相立可届出事

一 祠官ハ一ヶ月金四兩祠掌ハ同金三兩御規則ノ通民費ヲ以テ可相渡儀ニ付前条課収ノ方法相立渡方可取計事

小倉		長		戸長		區長	
石	四千石以上	二千石以上	二千石以下	石	千石以上	七百五十石以上	五百石以上
高	至六千石	四千石以下	二百軒以下	高	至六百石	千石以下	七百五十石以下
戸	四百軒以上	二百軒以上	二百軒以下	無	至二百軒以上	七十五軒以上	五十軒以上
數	至六百軒	四百軒以下	二百軒以下	無	至二百軒	百軒以下	七十五軒以下
高	至二千四百軒	千六百軒以下	八百軒以下	高	至七百軒	四百軒以下	三百軒以下
給	一ヶ年	一ヶ年	一ヶ年	給	一ヶ年	同	同
料	米三十石	二十六石	二十二石	料	二十石	十七石	十四石

小倉県各区組合表

組	概役石高	概役戸數	概役人口	區數
仲津組	高四万千六百六十石	六千四百六十戸	三万〇二百五十九人	第一区第二区第三区第四区第五区第六区第七区第八区第九区第十区第十一区第十二区第十三区第十四区第十五区第十六区第十七区第十八区第十九区第二十区第二十一区第二十二区第二十三区第二十四区第二十五区第二十六区第二十七区第二十八区第二十九区第三十区第三十一区第三十二区第三十三区第三十四区第三十五区第三十六区第三十七区第三十八区第三十九区第四十区第四十一区第四十二区第四十三区第四十四区第四十五区第四十六区第四十七区第四十八区第四十九区第五十区第五十一区第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
京都組	高三万四千六百十石	三千九百戸	一万九千二百六十人	第一区第二区第三区第四区第五区第六区第七区第八区第九区第十区第十一区第十二区第十三区第十四区第十五区第十六区第十七区第十八区第十九区第二十区第二十一区第二十二区第二十三区第二十四区第二十五区第二十六区第二十七区第二十八区第二十九区第三十区第三十一区第三十二区第三十三区第三十四区第三十五区第三十六区第三十七区第三十八区第三十九区第四十区第四十一区第四十二区第四十三区第四十四区第四十五区第四十六区第四十七区第四十八区第四十九区第五十区第五十一区第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
西組	高二万九千五百十五石	四千四百二十戸	二万〇五十三人	第一区第二区第三区第四区第五区第六区第七区第八区第九区第十区第十一区第十二区第十三区第十四区第十五区第十六区第十七区第十八区第十九区第二十区第二十一区第二十二区第二十三区第二十四区第二十五区第二十六区第二十七区第二十八区第二十九区第三十区第三十一区第三十二区第三十三区第三十四区第三十五区第三十六区第三十七区第三十八区第三十九区第四十区第四十一区第四十二区第四十三区第四十四区第四十五区第四十六区第四十七区第四十八区第四十九区第五十区第五十一区第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
田川東組	高三万五千二百三十三石	三千三百九十戸	一万六千七百七十四人	第一区第二区第三区第四区第五区第六区第七区第八区第九区第十区第十一区第十二区第十三区第十四区第十五区第十六区第十七区第十八区第十九区第二十区第二十一区第二十二区第二十三区第二十四区第二十五区第二十六区第二十七区第二十八区第二十九区第三十区第三十一区第三十二区第三十三区第三十四区第三十五区第三十六区第三十七区第三十八区第三十九区第四十区第四十一区第四十二区第四十三区第四十四区第四十五区第四十六区第四十七区第四十八区第四十九区第五十区第五十一区第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
田川西組	高二万九千五百十五石	四千四百二十戸	二万〇五十三人	第一区第二区第三区第四区第五区第六区第七区第八区第九区第十区第十一区第十二区第十三区第十四区第十五区第十六区第十七区第十八区第十九区第二十区第二十一区第二十二区第二十三区第二十四区第二十五区第二十六区第二十七区第二十八区第二十九区第三十区第三十一区第三十二区第三十三区第三十四区第三十五区第三十六区第三十七区第三十八区第三十九区第四十区第四十一区第四十二区第四十三区第四十四区第四十五区第四十六区第四十七区第四十八区第四十九区第五十区第五十一区第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
企救組	高四万五千七百九十石	九千九百十七戸	四万四千九百七十人	第一区第二区第三区第四区第五区第六区第七区第八区第九区第十区第十一区第十二区第十三区第十四区第十五区第十六区第十七区第十八区第十九区第二十区第二十一区第二十二区第二十三区第二十四区第二十五区第二十六区第二十七区第二十八区第二十九区第三十区第三十一区第三十二区第三十三区第三十四区第三十五区第三十六区第三十七区第三十八区第三十九区第四十区第四十一区第四十二区第四十三区第四十四区第四十五区第四十六区第四十七区第四十八区第四十九区第五十区第五十一区第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区

組	高	戸	人口	區數
築城組	高二万三千二百三十石	四千三百六十戸	二万〇七百二十八人	第五十二区第五十三区第五十四区第五十五区第五十六区第五十七区第五十八区第五十九区
上毛組	高三万八千八百十石	七千二百二十九戸	三万三千二百五十六人	第六十区第六十一区第六十二区第六十三区第六十四区第六十五区第六十六区第六十七区
下毛組	高二万三千四百二十一石	七千五百五十五戸	三万二千四百二十九人	第六十八区第六十九区第七十区第七十一区第七十二区第七十三区
東組	高二万五千五百九十二石	九千三百四十八戸	二万六千四百三十一人	第七十四区第七十五区第七十六区第七十七区第七十八区第七十九区第八十区第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
西組	九千二百石	八百八十八戸	四万四千四百三十三人	第八十一区第八十二区第八十三区第八十四区第八十五区第八十六区第八十七区第八十八区第八十九区第九十区第九十一区第九十二区第九十三区第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
宇佐東組	高四万八千五百八十四石	九千三百四十八戸	四万四千四百三十三人	第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区
宇佐西組	高二万七千九百十七石	四千二百二十二戸	一万九千四百四十六人	第九十四区第九十五区第九十六区第九十七区第九十八区第九十九区第一百区

區長戸長へ告諭

今般公撰入札ヲ以テ其方等ヲ區長戸長ニ任スルハ即チ衆人之挙ル所官之檢スル所ニシテ區民之幸福其方等之面目又少シトセス今也皇國隆運之際百事更始日清開化之進歩正ニ朝暉之海涯ヨリ昇臨シテ光輝灼々タルニ似タリ衆庶誰力之ヲ仰カサル者アラシヤ又是ヲ歛ハサル者アラシヤ蓋時勢此盛運ニ遞リ人民此ノ仰歛ヲ來ス是全ク聖上之御誓文日月ノ天ニ麗力如シ万古不拔ノ御國基被為立ヨリ起リ随テ群臣百僚能ク其歡旨ヲ奉体シ國民ヲ開化ノ場ニ鼓舞シ文明ノ域ニ進歩セシム朝廷既ニ如此之力下タル者勉強奮勵豈其旧習ヲ洗滌セルヘケンヤ是ニ因テ天命稟賦ノ分ヲ尽シ良間万物ノ靈タル名ニ不負様相共ニ公益ヲ謀リ富國ヲ致シ遂ニ皇國ヲシテ開化文明ノ極ニ至リ海外万邦ニ凌駕セシム是今日ノ人民挙テ相勵ミ相樂ム所ノ標のナリ然而県庁ノ管内人民ニ於ル家論戸說スル能ハス是乃其方等ヲ簡拔スル所以ナリ其任豈重カラスヤ於是乎上ハ朝意ノ所在ヲ奉認シ中ハ県庁ノ命令スル所ヲ奉勤シ下ハ区内人民ノ錫錫代ナル義ヲ明弁シ謹テ夙夜匪懈其職ニ恥ルコト勿レ令其方等ノ職掌トスル節目ト事務ノ章程トヲ概略記載シ以テ揭示スルコト如左

(一〇八)

大分県へ御指令案

書面区长戸長共其地方ノ人民中ヨリ撰用可致事

輔

区长等撰用ノ儀ニ付伺書

第四百十六号御達有之候処区长戸長等撰任ノ儀ハ他管ノ人物相用候而モ不苦候哉当管内ノ者撰用致度他県ヨリ掛合越候向モ有之旁以テ相伺候条急々御指揮被下度候也

壬申二月廿六日

大分県権参事

沢原源太郎

大分県参事

森下景端

大藏大輔井上馨殿

(一〇九)

別紙小倉県届書へ御指揮案

書面区长戸長官等ニ准シ候儀ハ不相成候職掌及心得書ノ趣ハ聞置候尤自今民間事務多端ノ際先後緩急ノ順序モ有之候事ニ付可成簡ニシテ要ヲ得文意一層兵威ヲ旨トシ懇篤ニ相示シ可申事

輔

管内新置区长戸長等ノ儀御届書

当県管内釐正致シ従前大荘屋里正等一切相廢シ更ニ区长戸長等差置候儀ニ付此程御届可差出折柄御省第四百十六号御布告ヲ以テ夫々御達ノ儀モ御座候ニ付旁以テ前書改正ノ次詳細申上候抑豊前全国土地ノ広狭人民ノ多寡ニ随ヒ百零三区ニ分割致シ一区方半里乃至一里山村人家稀少ノ地ハ方二里乃至三里余ニ亘リ一区内三四ヶ村乃至五六ヶ村小村

八十ヶ村モ包括致シ其一区ニ一名ツ、土族卒平民ノ内入札ヲ以テ一職ヲ置事務ヲ統理為致之ヲ区长ト命シ区内ノ村々ヲ大中小ノ三等二分チ其大中村ハ一村ニ一名小村ハ二村乃至三四村ヲ併セテ一名是亦同様公撰入札ヲ以テ一職ヲ置事務ヲ官吏為致之ヲ戸長ト命シ又其下ニ石高戸数ヲ計リ一職ヲ設ケ区戸長ノ指令ニ随ヒ村市ノ事務ヲ分理為致之ヲ里掌ト称シ旧県々從來唱呼ノ郡村職一切相廢シ地方經理之端緒更ニ相立随テ当分職務慣習共議一貫ノ為メ郡ノ形容ニ依リ区ノ組合相設小郡ハ

一組合大郡ハ二組合ニ致シ布告進達ノ煩ヲ去リ簡易便利ノ方法ヲ立テ一組合限リ弁務所相設尋テ区长戸長職掌心得書相製シ且給料ノ儀モ略其標的ヲ相立区长戸長江懇到教諭致置候尤一般之居合相付候上ハ二区三区モ合併如クハ大区相設候敷追テ順序改正ノ目的ニ御座候右ノ都合ニ付区长戸長ノ儀ハ即チ一区一村ノ執事ニテ区内ノ事務ニ於テハ都テ責ヲ上下ニ受ケ県庁人民保護致シ候派脉ニテ其県事ニ勤勞スル所ニ於テハ県庁官員ト大小上下ノ異ナル而已官員ハ管内事務ノ枢綱ヲ柄リ其総括ヲ主トスルト雖トモ全管内ヲ統理シ人民ヲ保護致シ候實際ニ於テハ区长戸長ノ勤勞ニ係リ候事ニテ故ニ管内ノ保安ハ県庁ニ成リ一区一村保安ノ事務ハ区长戸長係リ候故区长戸長モ官員ニ准シ等級ニ据ヘ置キ候ハ、一際奮勵シ安危官員ト共ニ勤勞シ尚又県治進歩モ可致依テ区长ハ准十五等戸長ハ准等外三等ニ等級定置キ申候勿論給料ノ儀ハ素ヨリ人民ヨリ課収相弁シ候様其標的モ示シ置決シテ官費ヲ可仰儀ニ無之此段当節御達ノ旨ヲ承ケ管内釐正ノ形勢事情及給料ノ多寡御鑑納ノ為メ区长戸長職掌心得書并給料表共相添御届申上候以上

壬申十一月廿四日

小倉県参事 伊東武重

大藏大輔井上馨殿

区长戸長給料ノ儀ハ官ニテ法則等可相立筋ニ無之区长戸長ハ区村民ノ総代役ナレハ其總代ヲ頼ム人民ト頼マレシ区戸長ト協和商議ノ上適宜ノ給料可相定管ニ候得共改革ノ際未タ其趣旨不信心得目的相立兼可申ニ付不得止事官之力標的ヲ示シ候条各此意ヲ奉認シ別紙給料表ノ通

〔一〇六〕

別紙濱田県伺へ御指令案左二伺候

書面無罪之者入牢并二手当中之諸費ハ官費相立不苦本籍郵送ニ不及候事

輔

無罪之者入牢中入用立方何

犯罪ノ不審有之者召捕遂吟味候上若シ無罪ニテ其男明白ニ至候者入牢
中手当中等ノ入用并ニ其者他ノ管轄ニ候得ハ其本籍へ郵送入用共官費
ニ相立候儀卜相心得可然哉此段相伺申候也

壬申十一月十日

濱田県権參事 渡邊 積

大藏大輔井上馨殿

濱田県權令 佐藤信寛

*無罪ノ者入牢費ノ儀ニ付司法省へ御打合七案

無罪ノ者入牢中入費立方ノ儀ニ付別紙ノ通濱田県ヨリ伺出候間朱書ノ
通可及指令存候右ニテ御差支ノ筋無之候哉一応及御打合候否至急御回
答有之度候也

壬申十一月廿八日

輔

司法卿江藤新平殿

濱田県伺無罪ノ者入牢中入費ノ儀御指揮振去壬申十一月中御打合相成
候処右ハ御指揮振ノ通ニテ異存無之候此段及御回答候也

明治六年一月十二日

江藤司法卿

井上大藏大輔殿

*付紙

右指令 書面無罪ノ者入牢并二手当中ノ諸費ハ官費ニ相立不苦本籍へ郵送ニ不及事

〔一〇七〕

別紙小田県相伺候条件調査仕候処右ハ兼テ交付ノ趣モ有之殊ニ入費高
等不相当ニモ相見不申候間申立ノ通御聞届相成可然因テ御指令案相伺
申候

書面申立ノ通聞届候条第二常備金ノ内ヲ以支払置追テ取束別途受取
方可申出事

癸酉一月

輔

異宗徒送届入費ノ儀ニ付申上書

鳥取県江御預異宗徒悔悟御赦免ノ者共男女九十六人長崎表江引渡ニ付
当七月十五日村継ヲ以当管下輛津江送来別段添書モ無之先触ヲ以長崎
県へ乗船可取計旨申越候処同港ハ長崎へ便路ノ場所ニモ無之ニ付一応
鳥取県へ及掛合改テ陸送可取計儀卜存候得共往復打合中多人数差留置
候賄并陸送入費等計算致シ候得ハ凡千二百兩余ニモ相成候間至急海送
ノ方冗費モ相省キ且又炎熱ノ砌折角悔悟ノ者共老幼ノ輩別シテ陸行難
渋可仕卜存シ不取敢仕立船ヲ以テ付添人相添一同差立申候処御入費總
計二百七十九圓二十錢三厘五毛相掛リ申候条御聞置被下度此段申上候
也

壬申十一月廿二日

小田県七等出仕 益田包義

小田県権參事 森 長義

小田県權令 矢野光儀

井上大藏大輔殿

*下紙

本文入費金ハ既ニ繰替払取計置候義ニ有之且第二常備金ニテ繰替候分ハ百兩未滿ノ定規
ニ付左之通御指令相成候テハ如何

書面之趣聞届候条明細仕訳書ヲ以別途請取方可申出事

検査寮

調取纏ノ事

*3 掛紙

奥印ノ事

*4 掛紙

奥印ノ事

*5 掛紙

取調ノ事

〔二〇五〕

別紙栃木県伺へ御指令案

書面第一条第二条付紙ノ通可相心得第三条伺ノ通第四条諸願伺等ハ各戸長ヨリ直ニ県庁へ為差出区长奥書押印ニ不及尤区内一般へ関係ノ儀ハ区长ニテ担任可致第五条等外官吏ニ准シ候儀ハ不相成候給料分賦ノ方法ハ一分ヲ戸数二分ヲ地券高へ割賦可致事

区长副区长事務取扱規則其外相伺候書付

先般区长ヲ置候儀ニ付御達有之候就テハ乃別紙取調之通相定候様仕度尤細目ノ儀ハ逸々相掲置候トモ实地施設上或ハ差支ノ廉モ可有之哉ニ及推按候間先以綱領而已相示シ置擁蔽ノ害無之様注慮可仕且区长一員ニテハ事務繁劇ノ末自然遷延等ノ患モ可有之候ニ付大区内別ニ副区长一員ヲ置候様仕度仍之別紙相添此段相伺申候以上

壬申十一月廿九日

栃木県七等出仕

柳川安尚

栃木県参事

藤川為親

栃木県令

鍋島 幹

井上大蔵大輔殿

区长副区长事務取扱規則并心得方

第一条

一 大区中ノ事務ヲ総括シ御趣意貫徹下情暢達イタシ候様可心掛事

第二条

一 公用之事務章程ハ其專任ノ指令ヲ受可取計事

但庁中各課ノ席ニ就キ諸事弁論スルヲ許ス

第三条

一 都テ御布令ノ趣迅速各小区戸長副江通達イタシ無遺漏可相触事

(貼紙持出)

第四条

一 各小区戸長副ヨリ差出候諸願伺書等事実篤ト取札不都合ノ見込有之候ハ懇々弁解説論シ手直等為致奥書押印ノ上可差出若説論ノ趣不承伏ニテ其恊差出度旨相望候節ハ奥書ニ不及異行之趣旨下ケ札ニ相記シ押印ノ上可差出事

但事速急ニ出各小区ヨリ直ニ差出候分ハ此限ニアラス

第五条

一 区长等外三等副区长ハ等外四当ニ准シ候ト可相心得事

右之通候事

区长副区长給料定額

每大区

一 区长 一員

此給料一ヶ月新貨八円

但一ヶ年九十六円

每大区

一 副区长 一員

此給料一ヶ月新貨六円

但一ヶ年七十二円

右全額ノ金数ヲ三分シ一分ヲ区内戸数一分ヲ人員一分ヲ地券金高江可致賦課事

御検見帳仕立并内見取計方ノ事

第八條

田畑屋敷及山林原野質地又ハ売買ノ節検査添_ニ印ノ事

第九條

屋敷地并不毛無稅地取調ノ事

第十條

耕地取調ノ事

第十一條

御蔵出入取調ノ事

第十二條

川除水理堤防并入費請払ノ事

第十三條

田地用水修繕ノ事

第十四條

開叢場取調ノ事

第十五條

桑茶植付方ノ事

第十六條

戸籍*5下調ノ事

第十七條

入籍送籍出生死亡寄留等取扱ノ事

第十八條

変死人届方ノ事

第十九條

道路橋梁修繕ノ事

第二十條

陸運人馬取計方ノ事

第二十一條

御用向記録ノ事

第廿二條

一 進達向筆記ノ事

第廿三條

一 年中町村失費割賦ノ事

以上其人才ニ応シ彼此相通シ分課ヲ定ムルコト妨ナシト雖トモ事々皆

衆議ヲ期シ独裁セシメサルコト区長ト一般

一 選舉

是ハ区長戸長副トモ品ニ寄官撰ヲ以テ申付ル向モ之アル可シト雖ト

モ大抵入札高ヲ以テ挙ルヲ恒例トス

一 立会

是ハ区長ノ立会ニハ其区内ノ一等戸長ヲ以テシ戸長副ノ立会ニハ副

戸長代ノ内一人ヲ以テシ各ヲシテ其事務ニ立会シメ監督ノ実ヲ寓セ

ンコトヲ要ス

一 年限

是ハ勤役限ルニ三年ヲ以テシ期滿テ一新スルヲ要ス

但公撰ニ当ルモノハ再三其役ニ就クモ妨ケサル事

一 會計

是ハ各区村々ヲシテ其入費ヲ算スルニ当テ私ニ小前へ割賦セシメス

其都度割賦帳ト其証トヲ具へ県庁ノ検査ヲ受ケシメ私利ヲ營ムノ弊

ナク民ヲシテ狐疑ヲ懷クノ害ナカラシメンコトヲ要ス

右条件見込ノ通改正方取計可然哉至急御指令御座候様仕度此段奉伺候

以上

壬申十一月十八日

山形県権参事 薄井龍之
山形県権令 壬生基修

大藏大輔井上馨殿

*1 掛紙

調取繼ノ事

*2 掛紙

區長給料	二十	一石	同
現米十石	石但	三石	同
但全区出	全区	一石五斗	同
ス所ノ三	出ス	二石五斗	同
分一	所ノ	二石	同
	三分	五斗	同
	二	三石五斗	同
		一石	同
		三石	同

一 區長事務章程

是ハ仮令ハ一區内區長三人アラシニ一區區長ヲ以テ長トシニ二等三等ヲ以テ副ト看做シ左ニ

第一条

一 諸御布達向ヲ區内町村エ回達スル事

第二条

一 区内町村諸願伺届等検査奥印ノ事

第三条

一 区内諸調書類取纏ノ事

第四条

一 貢米及ヒ石代等上納方取扱ノ事

第五条

一 租税向取調方ノ事

第六条

一 戸籍取*1調ノ事

第七条

一 入籍送籍出生死亡寄留人取*2調ノ事

第八条

一 道路橋梁堤防等検査ノ事

第九条

一 予備米金取扱ノ事

第十条

一 区内入費割賦并請払ノ事

第十一条

一 区内町村役人入札方取扱ノ事

第十二条

一 山形郷会所江輪番詰合ノ事

以上其人才ニ応シ彼此相通シ分課ヲ定ムルコト妨ナシト雖トモ事々皆衆議ヲ期シ独裁セシメサルヲ要ス

一 戸長副事務章程

是ハ戸長代ヲ以テ其町村ノ總括トシ副戸長副長代ヲ以テ補助トシ左

第一条

一 諸御布達向ヲ小前江廻達スル事

第二条

一 町村内諸願伺届等検査添*3印ノ事

第三条

一 小前末々江御布達向等説諭ノ事

第四条

一 火盜博奕等警備ノ事

第五条

一 貢米及石代金等小前江割賦ノ事

第六条

一 同条取立方并上納方取扱ノ事

第七条

中本家之戸主保証ノ調印無之上ハ貸主及ヒ本家ノ財産ヲ目的トシ貸与フル筋無之候ニ付若右等ノ者共返金相滞訴訟ニ及ヒ候節同居ノ者ハ其身所持ノ品物ノミ分産異居ノ者ハ其財産ノミヲ以テ之ニ当テ身代限ニ裁判申渡候条為心得此段相達候事

壬申九月十八日

太政官

〔一〇四〕

山形県伺へ御指令案

書面大区長ハ差置ニ不及区长副区长ト相改可申区长章程中第二ケ条第七ケ条ハ区长關係ニ不及候尤第七ケ条取纏ノ儀ハ取扱可申其他伺ノ通可相心得事
但本文ノ外掛紙ノ通可相心得事

区长副及戸長副ノ儀ニ付伺書

当県管内ノ儀各藩所管ノ跡ヲ纏メ素ヨリ区画ノ制限並ニ総括ノ定規等モ無之候得共戸籍編製ノ際ニ当リ区画ノ制総括ノ職無之候テハ独戸籍編製ノミナラス其他事務万端差支候ニ付管内ヲ画シ大区七小区四十三ヲ置每小区其地ニ於テ德望才幹アル者ヲ撰ミ二人或ハ三人宛仮区长副兼戸長副ヲ置以テ各区ヲ総括セシメ戸籍編製ハ勿論其他事務為取扱罷在候処当四月中里正ノ義ハ一般ニ戸長副ト改称候様御達ニ付各区内町村小吏ニ至ル迄不残夫々相改申候然処今般又々一区ニ区长一人小区ニ副区长等差置候儀ハ不苦云々ノ御達有之候ニ付更ニ左ノ通

一 大区長

是ハ追テ選卒ヲ設ルノ時ニ当リ可伺出ニ付之ヲ略ス

一 小区長

是ハ表ノ如ク其等ヲ分テ三トナシ其区出ス所ノ給ニ応シテ其人ヲ置クコトヲ要ス

表

一等	二等	三等	其区出ス所ノ給米高区长二人ヲ置ニ足ラサル向ハ更ニ副区长一人ヲ置其米ヲ旧シテ 定限アルコトナク以テ補助ニ充テシコトヲ 要ス
区长	区长	区长	
給料	給料	給料	
十三石	十一石	九石	

一 戸長副

是ハ表ノ如ク其等ヲ分テ九等トシ其町村出ス所ノ給ニ応シ其人ヲ置事区长ト一般

表

一等	二等	三等	一等	二等	三等
戸長	戸長	戸長	戸長代	戸長代	戸長代
給料	給料	給料	給料	給料	給料
五石	三石	一石	七斗	五斗	三斗

但町村高ノ大小ニ依等差アリト雖トモ其長タルハ一ナリトス尤彼令其町村大ナリト雖トモ一人ヨリ多ルヘカラス

一等	二等	三等	一等	二等	三等
副戸長	副戸長	副戸長	副長代	副長代	副長代
給料	給料	給料	給料	給料	給料
三石	一石	七斗	五斗	三斗	無定限

但町村高ノ大小ニ依等差アリト雖トモ其副タルハ一ナリトス尤其大小ニ応シテ二名或ハ数名アルモ妨ナシトス

一 給料

是ハ各町村高三百分ノニヲ徴シテ支給米トシ而之ヲ三分シ其一分ヲ以テ区长ニ給シ其二分ヲ以テ戸長副ニ給シ仮令ハ一区十ヶ村アリ其給米三十石アランニ其割合左表ノ如クナランコトヲ要ス

表

少何ノ区	現米	二石	何町村戸長副給料
------	----	----	----------

支那人共呼入候遊女ニ出生ノ男女ハ母ノ名ヲ以編籍可取計旨御差図有之然ル処遊女ニ不限妾ニ出生ノ男女ニモ同様ノ分有之節ハ都テ其母ノ籍へ編入致候筋ニ可有之哉又ハ妾遊女ノ別ナク出生ノ男女本國へ難連綿分而已情願ニ任セ御差図通り取計候儀ト相心得可申哉右等ノ儀ハ兼テ外國人江御引合ノ上一定ノ御規則不相立候テハ收籍ノ際必然不都合可相生儀ト奉存候間尚其辺巨細御差図御座候様仕度此段再忝相伺申候以上

壬申十月晦日

神奈川縣權令 大江卓

井上大蔵大輔殿

外國人共雇入候遊女ニ出生ノ男女編籍ノ儀ニ付伺

*別紙之通神奈川縣ヨリ伺出候ニ付外務省へ打合候処同省答ノ趣モ有之本國へ連綿故障無之者ハ其望ニ任セ母ノ籍へ編入致サセ候ニ不及旨差図ニ可及ト存候得共各國交際上ニ関シ候儀ニモ有之候間外務卿回答書写相副此段相伺申候至急御沙汰有之度存候也

壬申十一月

輔

正院御中

伺ノ通 壬申十一月廿三日

外國人雇入候遊女ニ出生ノ男女編籍方ノ儀神奈川縣ヨリ伺出候ニ付御打合ノ趣致承知候右ハ御見込ノ如ク本國江連レ帰リ故障無之者ハ其意ニ任セ可然ト存候此段回報ニ及ヒ候也

壬申十一月九日

外務卿副島種臣

井上大蔵大輔殿

外國人雇入候妾遊女ニ出生ノ男女編籍方ノ儀正院へ伺相濟候ニ付御指
令案相伺申候

書面出生ノ男女本國へ連レ帰リ故障無之分ハ其者ノ望ニ任セ母ノ籍へ編入ニ不及候事

壬申十一月

輔

*頭注
別紙前ニ仕ルヲ以略之

〔一〇三〕

別紙東京府伺へ御指令案左ニ相伺候

書面ノ趣ハ分財異産之隱居子弟ハ本人ヨリ取立財産無之者ハ戸主ヨリ弁償可致事

月日

輔

当府下ノ者他管内ニ於テ犯罪所刑済引渡相成候上入牢中諸入費償却方ノ儀昨辛未九月相伺候別紙ノ通御下知有之候ニ付在籍ノ者ハ悉取立償却為致來候処当壬申九月十八日第二百七十五号金銀貸借裁判ノ儀ニ付太政官御布告ニ引競見候得ハ当主犯罪入牢之諸入費ハ償却為致財産無之隱居或ハ二三男厄介等ニ至候テハ官費ニ相立可然哉ト存候此段相伺候条至急御指揮有之度此段申進候也

壬申十一月十八日

大久保東京府知事

井上大蔵大輔殿

大蔵省御指令ノ写

脱籍逃亡ニテ本實除籍相成候者江ハ入牢中入費可被下在籍ニテ身寄モ無之者ハ其組合之町村ニテ弁納可為致候事

辛未十一月廿九日

大蔵大輔 井上馨

大蔵少輔 吉田清成

第二百七十五号ノ写

父兄ト同居ノ子弟或ハ別居シテ財産ヲ異ニスル者又ハ父既ニ家督ヲ其子ニ譲リ隱居外宅シ財産ヲ異ニスル者自分一己ニ金銀借受候分其証券

何様ノ取扱振有之候トモ無禄ノ者ハ総テ民籍へ編入至当ニ候哉

右条々編入方如何取計可申哉此段御指図奉伺候以上

壬申十一月廿九日

宮城県権参事 遠藤 温
宮城県参事 塩谷良翰

大蔵大輔井上馨殿

〔101〕

豊岡県伺へ御指図按

書面伺之通相心得不苦尤区長ノ外権区長ハ差置ニ不及候条給料人員等
増減ノ次第七候ハ、其節尚可届出申

壬申十一月

輔

区長ノ儀ニ付伺

荘屋名主年寄等改称ノ儀当四月中御達有之則別紙ノ通一大区ニ区長権
区長一人宛小区ニ副区長一人差置給料其他諸費用共悉皆民費ノ積ニ候
処今般区長差置候テハ事務取扱方規則并給料等取調可相伺旨御達ニ付
別紙取調及進達候尤給料并人員増減廃置等適宜ニ致処分度此段相伺候
也

壬申十一月廿日

豊岡県権参事 大野右仲
豊岡県参事 田中光儀

井上大蔵大輔殿

事務取扱規則

区長

区内ノ諸費納物及ヒ土地人民ニ関涉ノ事務悉皆担荷セサル無ヲ要ス
権区長

区内ノ事務常ニ区長ト商議シ諸貢納物及ヒ土地人民ニ関涉ノ事務区長
ト同ク担荷スルヲ要ス

副区長

小区内ノ事務大事ハ正権区長ニ商議シ其区中ノ諸貢納物及ヒ土地人民
ニ関涉ノ事務皆之ヲ担荷スルヲ要ス

区長三十九人

一金二百三十四円 一人ニ付金六円宛

権区長二十八人

一金百二十六円 一人ニ付金四円五十銭宛

副区長百三十四人

一金四百二元 一人ニ付金三元宛

合金七百六十二円

右之通民費ヲ以飯二月給渡シ居候得共追々相増不申候テハ勤続相成兼
可申情体相聞申候

〔102〕

神奈川県ヨリ伺出候外国人雇入遊女ニ出生ノ男女編籍方ニ付外務
省へ御懸合案

外国人雇入候遊女ニ出生ノ男女編籍方ノ儀ニ付当八月中長崎県ヨ
リ伺出候御打合ノ上及差図置候次第有之候処尚又別紙ノ通神
奈川県ヨリ伺出申候右ハ外国人共ノ内公然ト連レ帰候テハ本国ニ
於テ差支ノ筋有之候ヨリ相起リ母ノ名ヲ以テ編籍為取計候儀ニテ
本国へ連行キ敢テ故障無之分ハ母ノ籍へ編入為致候ニ及間敷ト存
候因テ一応及御問合候否御回答有之度候也

壬申十一月

輔

外務卿

外国人雇入候妾遊女江出生ノ男女戸籍ノ儀伺書

当七月中東京日々新聞紙ニ掲載有之候外国人呼入候遊女江出生ノ男女
戸籍編入ノ儀ニ付長崎県伺書御差図振承知イタシ度旨申上候処西洋人

〔九九〕

高知県伺へ御差図案

書面復籍人并囚人道中賄方ノ儀ハ当九月廿四日十月十七日兩度当省

ヨリ相達候第四百一十一号第五百十号ニ申達ノ通相心得復籍人囚人ノ

区分相立左之通処分可致事

一 脱籍無産ノ徒復籍ノ節道中入費立方并償却方等ノ儀ハ辛未四月

御布告之通相心得右差添人ノ入費ニ限り道中宿村ヨリ為差出償却

ハ不為致候儀ニ有之候事

一 囚人無宿ハ官費有宿ハ当人自費ト相心得差添捕亡吏ノ入費ハ官

費ニ相立可申事

壬申十一月

輔

無産ノ輩等賄方ニ付伺ノ事

脱籍無産ノ輩府県送り賄方且囚人護送ノ節賄共屢御布告相成候得共官

費自費ノ弁別仕兼候右ハ有宿無宿ト致区分相賄可申乎又ハ揮テ官費ニ

相立可申哉至急御指令被仰付度相伺候也

壬申十一月廿六日

井上大藏大輔殿

高知県参事 林有造

〔一〇〇〕

宮城県伺へ御指令案

第一条二条三条

伺ノ通

第四条

女子一旦戸主ニ相立候共後夫ヲ迎候上ハ右夫ヲ以テ戸主ニ相立可申

事

第五条

禄ノ有無ニ不拘従前士族ハ其俣据置卒ノ儀ハ壬申正月公布ノ通一代

抱ノ者ハ民籍へ編入シ世襲ノ者ハ人名取調更ニ編籍方可伺出事
但平民中ヨリ旧来士族卒ノ扱ニ相成居候者ハ民籍へ編入可致事
癸酉一月 輔

戸籍編製ノ儀ニ付奉伺候書付

戸籍之儀追々編製相成候処左ノ条々編入方不決ニ付御指図奉伺候

一 士民共男子無之女子江智養子致シ家跡相統シ養父母歿後ニ至リ戸

主妻ト不熟ノ義有之離縁相成候トキハ妻タル者可立戻家モ無之夫タ

ル者配偶之故ヲ以テ家跡ヲ養父ヨリ遜受候儀ニテ離縁ニ及夫時ハタ

トヒ戸主ニ相立候共実家へ立戻リ家付ノ女子ハ更ニ夫ヲ求メ候乎又

養子致シ候トモ便宜次第聞届戸籍加除イタシ可然哉

但貫属士族ノ儀元藩ノ節常職モ有之事故仮令智養子ト雖トモ家付

ノ妻ヲ離縁シ養方妹トシ更ニ他ヨリ妻ヲ娶候儀指構無之事ニ相成

居間ニハ養家ノ家禄ヲ目的トシ其家養子ト相成父母歿後種々事故

ヲ設妻ヲ離縁シ放逐同様ノ処分ニ及候ヨリ終ニ流落一身ノ寄処ナ

キニ至ルノ弊習モ有之処今日ト相成士族常職無之事故家禄ハ即チ

家産ト見做シ候外有之間敷左候得ハ士民ノ區別無之筋ニ付今後士

民一般取扱可然哉ノ事

一 士族之内戸主相果男子無之候得ハ養子ヲ以家蹟相統申付候儀元藩

以来今以同様処分致候得共士民一般ノ御規則ニ抛リ候時ハ士族ト雖

トモ後家或ハ女子ヲ以戸主ト相立置追々養子致シ親跡相統申付候テ

可然哉

一 士族ノ内戸主相果男子幼年ニテ家事難相立節ハ後家へ入夫致候義

不苦候哉左候ハ入夫ヲ以戸主ト相立男子ハ養子トシ長男ニ編入致可

然哉

一 士民共戸主相果男子無之女子戸主ト相立追々夫ヲ取候共戸主ニ不

相立シテ家族へ編入致候テモ可然哉

一 士籍編入候者ハ従前士族卒等有禄ノ者ニ限り候儀哉仮令無禄ノ者

ト雖トモ兼テ士族ニ取扱来候者ハ今後共士籍編入シ可然哉又前々如

平民ニテ再夫ヲ迎候義正院へ伺按

従前民間ニ於テ夫死亡其妻再ヒ夫ヲ迎へ之レヲ入夫或ハ後夫ト称シ来
レル者許多有之候哉ノ趣其原由十二七八ハ夫死後其子幼稚ニシテ父ノ
産業ヲ承継能ハス母マタ若ニシテ營業ノ方法ヲ識ラサルヨリ再ヒ夫ヲ
迎候右等ハ後夫ト為唱置不苦哉此段相伺候也

壬申四月

正院御中

輔

平民ニテ再夫ヲ迎候義ニ付伺

従前民間ニ於テ夫死亡其妻再ヒ夫ヲ迎へ之レヲ入夫或ハ後夫ト称シ来
レルモノ許多有之哉ノ趣其原由十二七八ハ夫死後其子幼稚ニシテ父ノ
産業ヲ承継能ハス母マタ年若ニシテ營業ノ方法ヲ識ラサルヨリ再ヒ夫
ヲ迎へ候右等ハ後ト為相唱置不苦候哉此段相伺候也

壬申四月十二日

正院御中

大蔵大輔井上馨

後夫ノ称呼ハ不可然候条夫トノミ相唱可申事 壬申十月七日

印

大蔵省記録抜粹 四十五

(朱印)

左院

蔵書

校合済

戸籍原書抜粹第壹号

府県

壬申八月九日

宮城県権参事 遠藤 温
宮城県参事 塩谷良翰

大蔵省大輔井上馨殿

〔九六〕

西洋人支那人共呼入候遊女ニ出生ノ男女編籍方ノ儀ニ付伺

別紙之通長崎県ヨリ伺出候ニ付一応外務省へ打合候処同省答之趣モ有之母ノ名ヲ以編籍可取計旨可及差図ト存候得共各国交際上關係ノ儀ニモ有之候間外務卿回答書写相添此段相伺申候至急御沙汰有之度存候也

壬申八月廿四日

大蔵省大輔井上馨

正院御中

伺ノ通 〔印〕 八月三十日

七月十三日御省ヨリ御問合有之候長崎県伺出候欧清人雇入候遊女ニ出生ノ子女本国へ連歸リ兼候者戸籍編入ノ儀其父名ハ公然発表ニ差問候情ヨリ起ル理ナレバ穿正ヲ庸為ス一般ニ父ナキ子ト見做シ母ノ名ヲ以テ縁ヲ証シ編籍無差支存候此段及御回答候也

壬申八月八日

外務卿副島種臣

大蔵省大輔井上馨殿

戸籍編製ノ儀ニ付相伺候書付

西洋人支那人共呼入候遊女出生ノ男女彼国へ連歸又ハ御国へ入籍ノ儀未タ一定ノ御規則相立居不申右ハ本国へ為連歸候方至当ニ可有之候得共各国人民共之内ニハ公然ト連歸候儀於本国至極差支候筋有之者共ハ難如何遊女身寄抱主等共熟談ノ上抱主ヨリ願出抱主ノ戸籍ニ相加へ若夫レヲ養子ニ致候者モ有之候時ハ其先へ送籍候仕来ニ而各人種ノ者追年入籍致シ居向來右等ノ所置断然御規則可相伺ノ処何分一徹致兼可申ニ付不得止者ハ情願ヲ許可シ前陳ノ振合ヲ以為致入籍守札ハ戸主ノ

氏神社ヨリ授ケ戸籍ニハ父ノ名本国共記置致送籍候節ハ其先々ニ而モ同様其者一代本国父名ヲ記置候様可仕哉此段至急御差図相伺申候也

壬申六月廿九日

長崎県

〔九七〕

戸籍取調之儀ニ付伺

華士族平民ト名称ハ異ナリ候テモ民権ニ至テハ四民一般同様ノ義ニ可有之ニ付当県貫属士族卒以来其住居村町ノ伍組ニ編入諸伺届等必其村町役人其区ノ戸長奥印ノ上為差出平民同様ニ為致度左無テハ折角同区中戸籍ニ在ナカラ自ラ平民権ヲ異ニスル様ニ相成不都合ト奉存候去戸籍法中戸長ノ取扱ノ義ハ有之候得共村長役人ノ關係ノ事件無之ニ付此段奉伺候至急御指揮奉願候以上

壬申五月十八日

滋賀県令 松田道之

大蔵省御中

滋賀県相伺候華士族ヲ伍組へ編入ノ義ニ付伺

従前於民間而伍組ト唱へ最寄五戸ヲ合セテ一組トシ其内一人長ヲ撰伍頭又ハ組頭トシ村町ノ議ヲ採リ法令ヲ示サシムルニ至ル右ハ戸籍ノ方法モ己ニ族属ヲ分タス編製スヘキ事ニ有之候工ハ仮令華士族ト雖モ各地方ノ便宜ニ寄り伍組へ編入候義不苦候哉右ハ別紙写ノ通滋賀県ヨリ伺出候趣モ有候ニ付此段相伺申候右至急御下知有之度候也

壬申六月五日

大蔵大輔井上馨

正院御中

伺ノ通 〔印〕 六月十四日

〔九八〕

相成居候分ハ其者名面上ヘ理書致シ戸籍表ヘハ平民ノ部ヘ參入可致事

但書伺之通

四ヶ条管内ニ候得ハ何ノ誰厄介ノ称呼ヲ以其身一代別居之地ヘ編輯致シ候義不苦候事

五ヶ条并六ヶ条但書共同ノ通可相心得事

壬申八月

輔

戸籍編製ノ儀ニ付伺

戸籍ノ儀追々清記ニ取掛リ候所左ノ条々兼而御達相成候御規則中ニ適當無之編入記載等不決ニ付相伺候条至急御指図可被下事

一 先般妾ノ列次相伺候所妻ノ次ニ可記載旨御指図有之候就而者妻出生ノ男女子惣而歳ノ順序ヲ以列次シ妾腹ノ分ハ妾腹ト肩書シ可然哉旧制ニ於テ妾腹ニ男子出生候トモ妻ニ出生有之時ハ嫡男嫡女ト相立妾腹出生ノ者ハ庶子トシ自然區別相立居候得共今後ハ別書ノ通妻妾ヲ不論出生ノ順序ヲ以記載シ可然哉

但本文ノ通ニ候時ハ出生男女子ノ内ニ三男女ト雖トモ妻出生ノ者ハ家蹟相續為致候時者長男女ノ席ニ列シ実ハ幾男幾女ト脇書シ可然哉

一 農工商ノ内戸主相果男子無之或ハ男子幼少等ニ而後家戸主ニ相立候者往々有之候右ノ類男子ハ廢疾其他不得止事故有之分ハ男子ハ家族ニ例シ其訳理言シ可然哉又実子養子既ニ成人候トモ業体未熟或ハ心得方不宜一家難相任試験中後家戸主ニ相立候類有之是等ハ如何編入可致哉

但事故無之男子幼少ニテ後家戸主ニ相立候者男子幾歳ニ相成候得ハ男子ヲ以戸主ト相立可申哉

一 戸籍法第二十九則ニ此迄厄介ト号セシ者云々ノ御規則有之候所伊達氏所領中土族ノ内事故アリテ褌禄申付候後親類ノ厄介ト相成同居又ハ便宜ニヨリ借地借宅致候者モ有之右ノ者共旧土族ト相唱罷在当

今旧土族等ノ称呼不都合ニ付断然廢止申付惣而厄介トシ其厄介主籍ヘ編入取計候得共前書ノ通便宜以別居候者其地ニ付編入候時ハ肩書士族何ノ誰厄介ト相記シ可然哉又仮ニモ一戸相立其地ニ於テ編輯候時者無論平民ニ申付編入可然哉

但今般士籍編入相成候旧卒ノ内本条ノ如ク親類元卒褌禄申付候者等從來厄介罷在候者仮令當時同居候トモ平民トシ戸籍ヘモ其訳理書致シ可然哉

一 貫属士族ノ内田畑等相求メ追々其子弟ヘ分産別家生産為相立可申見込ヲ以当分抱地トシ右取縮ノ為メ子弟ヲ其地ヘ指遣シ置候者有之右ハ類末一戸相立候者ニモ無之候ニ付今般夫々本家引戻家族ニ編入致候得共畢竟分属別居シ其地入籍候時者前条ノ如ク士族何ノ誰厄介ト肩書シ可然哉又分産別家ノ者ハ惣テ民籍ヘ編入可致儀ニ候哉

但士族子弟婦農商可為勝手旨御布告モ有之候ニ付家産相立候者ハ婦農可願出所僻遠ノ地旧習未脱候ニ付別家ノ者惣テ民籍編入候時ハ即今田畑買得子弟分産企望ノ者モ忽相止候景況ニ有之右様ニテハ開明進歩ノ路ヲ遮候姿ニ立至事実不得止次第ニ付当分ノ内本書ノ通厄介ノ称号ヲ以編製シ候様致度事

一 士族子弟輩若平民ノ厄介ト罷成候者於有之ハ平民籍編入可然哉

一 戸籍法第十二則ニ全戸引移ラス又ハ一時公私ノ用ニテ寄留スル者云々ノ御規則有之同十三則并八則等ヲ参考候所凡寄留ハ全戸引纏メ移転スル者ニハ無之修業奉公其他一時ノ用ニテ寄留スル事ニ有之又管内ノ者管外ヘ相越寄留スル者モ同断ニ付全戸引纏メ活計等ノ為メ年限ヲ期シ管外ヘ移転スル者ハ惣而送籍ノ所分ニテ可然哉又全戸一時移転スト雖モ居宅等相殘シ置力其地情願アレハ第八則但書官員云々ノ例ニ拠リ本籍ヲ不除管外寄留聞届候テモ可然哉

但貫属士族ノ内活計ノ為本書同断家族引纏メ管外寄留願出候者有之候此類モ貫属替不相願者ハ管外寄留聞届被下來候御扶助米親類其他引請人ヘ相渡候テ可然哉

右条々相伺申候以上

查ノ上三割迄増サセ候儀ハ不苦旨先般御達有之ニ付正副戸長ノ員数并右給料民費割付方左ニ致記載及御伺候勿論人員増トキハ随テ經費モ相加フ故ニ勉テ人員ヲ減省ス則家百七拾五戸高八百七十五石正副二不拘凡一人卜積ル譬へハ高三千五百石家七百戸ノ区ハ正一人副三人ヲ置候見込ヲ以左ノ人員ニ相成申候中ニ就テ村落大小遠近等ニテ事務繁閑ノ差別有之向ハ前割方之内斟酌ヲ指加へ候事并右給料諸入費割賦方ノ儀官員神官華士族僧尼等ハ毎戸カ或ハ小間割等ニ割合可申旨御達シ御座候処当管下ニ於テハ毎戸小間割ニ而ハ不弁利ノ廉有之ニ付都而貫屬有祿ノ輩ハ祿高割ニ致シ自余ハ從來仕慣候身許ノ厚薄段割田畑高割等ニ致シ申度連々仰御指揮候也

壬申六月

鳥取県権参事 関 義臣

同県権令 河田景興

大藏省御中

鳥取県管轄(因幡伯耆隠岐)国

高四十五万九百九十石五斗七升八合

家八万七百六十一戸

区百十二

此正副戸長四百八十八員

内訳

正百十二員

此給金一ケ年八千六百四十四円 但一員月給六円

副三百七十六員

此給金一ケ年一万八千四十八円 但一員月給四円

合金二万六千百十二円

内金一万三千五十六円 田畑高割

金一万三千五十六円 (家割 祿割 但身許段割)

(九四)

異宗徒処置ノ義ニ付願

本県御預之異宗徒夫妻兄弟從來一室ニ繫囚シ有之固陋ノ心倍結習シ加之累年繁殖ノ産児初生ヨリ他ノ一事ヲ見聞セス生長ニ随ヒ頑習積結シ終ニ御政体ニ悖ルヲ知ラサルノ徒トナル而已ナラス婚姻ノ大倫ヲ闕キ遊手座食天物ヲ暴殄セシメ候ハ無謂事ト奉存候故ニ左之通処置仕度此旨御許容有之度此段相願候也

壬申八月十四日

史官御中

香川県参事 林 茂平 印

記

一 十五歳以下ノ男女婢僕ト成ルヲ欲スル者ハ其意ニ任セ雇主説諭ヲ加へ改心ノ後ハ適宜修身ノ道ヲ施シ入籍ヲ許サルノ事
一 未婚ノ男女改心ヲ証シ候へハ他へ嫁娶ヲ許サルノ事
一 老荘ノ徒改心セサル者宮内近傍ノ一島へ移シ宇開墾ニ従事セシメ終身此島ニ在ルヲ要ス島中ニテ生産ノ児アラハ上条ノ例ニ准ス
右御許容ノ上ハ一島ヲ相撰可申上候

(九五)

宮城県伺へ御指図按

書面初ケ条伺ノ通

但家蹟相続イタシ候者ハ則戸主ニ付脇書相記スルニ不及女ハ書式

雛形ノ通長男誰妻次女ト肩書可致事

二ケ条痲疾其他不得止事故有之男子ハ勿論妻子養子等成人候トモ一

家難任試験中ノ者戸主ト不相当分ハ其俣家族ニ差置可申事

但事故無之分ハ年々長幼ヲ不諭戸主ニ相立不苦事

三ケ条褌祿申付候者ハ都而民籍へ編入可致儀ニ付当時士族ノ厄介ニ

〔九一〕

別紙鳥取県相伺候条件ハ先般熊本藩へ御差図相成候趣モ有之候エ共別居之儀ハ其身一代限り之訳ニ而二代相統之上ハ無論分籍可致筋ニ可有之卜存候間左之通御指令相成可然且白川県へモ右之趣ヲ以御達替相成候様致シ度此段相伺申候

書面士族家族之内別居致シ候者二代目ヨリハ無論分籍可致筋ニ付其土地平民籍へ編入可致事

壬申八月

輔

白川県へ御達安

白川県

士族ノ子弟妻帯イタシ出生之子云々取扱方ノ義ニ付先般伺出之砌及差図置候次第モ有之候処右子弟厄介等別居二代相統ノ上ハ無論分籍之訳ニ有之條条右二代目ヨリハ其土地平民籍へ編入可致此段更ニ相達候事

壬申八月

輔

別紙之通県地ヨリ申越シ候ニ付此段御届申上候以上

壬申八月五日

鳥取県権参事 河野 通

井上大蔵大輔殿

士族家族別居之者民籍編入方伺

旧藩士族之家族市在へ久年別居之者有之各地ニ就キ籍ヲ収メ戸籍総計へハ士族家族之部へ致参入候得共其俣代数ヲ経ル者ハ末々民籍編入当然ニ可有之右ハ別居致シ候当人ヨリ幾代ヲ限編入可然哉此段奉伺候也

壬申七月

鳥取県権参事 関 義臣
鳥取県権令 河田景興

大蔵省御中

〔九二〕

大蔵省大丞渡邊清伺へ御指図按書面伺之通候事

壬申八月

輔

当県貫属ニテ家族他県ニ別居スル者戸籍之儀伺

当県貫属

（卒庄司秀鷹父隠居）

庄司健齊

右之者營業勝手之儀有之此度埼玉県へ送籍願出候処現今身分之俣送籍仕候ハ於埼玉県卒家族ニ編制致候時ハ戸主無之又ハ健齊一戸ヲ成候節ハ一戸ノ卒二戸ニ分立仕候次第ニ有之候間平民へ差下シ送籍仕候而可然哉此段相伺候也

壬申八月十日

茨城県令心得

大蔵大丞 渡邊清

大蔵大輔井上馨殿

〔九三〕

別紙鳥取県相伺候条件取調候処戸長給料取立方ニ至リ不都合之廉有之候ニ付左之通御指令相成度此段相伺申候

書面戸長副配置ノ儀ハ伺之通相心得右給料取立方之儀貫属ハ家禄農民ハ持高町家ハ小間割無禄ノ士族僧尼及無高ノ農ハ戸数ニ割合可申事

壬申八月

輔

正副戸長置方并給料割方伺

大荘屋荘屋等都テ相廢シ戸長副戸長ト改称シ右從來取扱候事務ハ勿論土地人民ニ關係ノ事件ハ一切為取扱給料并諸入用ハ従前ノ振合ニ相心得尤戸籍法施行ニ付而ハ事務繁劇ニモ可有之ニ付従前之給料篤卜調

*5 下ヶ紙

夫ハ妻ヨリ呼フノ唱ナレハ此先夫ノ上ヘ妻誰ト書入レ可申乎左コレナクテハ外族属等戸主ヨリ指シ唱ルト不一例并此条ニハ先夫トアリ後六条ニテハ前夫トアリ其分際如何に御座候乎

*6 附紙

妻誰ト書入ニ不及先夫ト相唱可申事

*7 附紙

最前相達候可心得事

*8 下ヶ紙

此母離縁云々頭書ハ十八号妻ノ頭書ニ伯父当国某県知事氏名次女ト記シアル戸主ヨリノ唱ト書載不一故ニ左ノ通相認メ候テハ如何可有之乎

(何番屋敷居住 農)

何郡何村商何ノ誰先夫何郡何村農何ノ誰幾女

*9 下ヶ紙

此条故ノ字ヲ以テ絶家ヲ見出スコトナレトモ外故家或ハ物故ト呼候語有之紛ハ敷ニ付左ノ通相認候テハ如何可有之乎

当時絶家(実不某所農何ノ誰幾男 養父誰ト)

某所農何ノ誰幾女当時絶家

何ノ誰

妻 誰

何ノ誰

妻 誰

大蔵省記録抜粹 廿八

校了分

明治五年

戸籍原書

第十五号

一 父隱居某ノ妾最モ戸主ノ実母無之者記載順左ノ通

戸主

父隱居

妻

長女

長男

〈父誰二男 弟〉
〈父同人妾〉

書面ノ通

一 長女ヘ養子ヲ囉ヒ孫出生ノ後長女死去致シ養子離縁ニナリ其孫家ニアル者ノ肩書

戸主

〈長女某亡故聲当県某郡某町商何ノ誰長女 孫〉

書面ノ通

一 母方祖父母居村ヲ退転附籍致シ候者左ノ通相認
何年何月某村退転ノ後附籍 〈母方祖父母〉

書面ノ通 但妻伯父妻叔父ト可相認事

一 妻ノ父母族属等致シ候者左ノ通
同断云々 〈妻誰父 同人母〉

- 〈一 妻ノ伯叔父母ハ 妻伯母 妻叔 妻叔母〉
- 〈二 妻ノ兄弟ハ 妻兄 妻弟〉
- 〈三 妻ノ甥姪ハ 妻姪 妻甥〉

甲ノ区ヨリ乙ノ区ヘ修行或ハ被庸等ニテ一時寄留スル者ハ其者名面上

ヘ何区某村町誰方ヘ修行又ハ誰傭ト相記シ寄留ノ取扱ヒニハ不及候事

一 管轄内甲ノ区ヨリ乙ノ区ヘ寄留スル者ハ管外ヘ寄留ノ者同様頭書ニ相記可然乎

父方母方ト相認可申事

一 誰伯叔父母從兄弟ト認候分ハ父方ニ限り母方ノ分ハ母方伯父ト相認可申乎

借宅ノ分ハ戸籍法書式ノ通相認借宅ノ廉認入可申事

一 借地并借宅居住ニ当リ肩書其戸主ト地主トノ番号紛敷ニ付左ノ通書試申候
〈当県某町商何ノ誰所持地何十何番屋敷借地宅居住〉

愚考

何ノ誰
〈幾番屋敷借地居住当県某町某所持地 商何渡世〉

表ノ通
壬申四月

*1 附紙

辛未十二月相達置候改正規則ニ照準シ社寺ハ別ニ計算可致事

*2 下ケ紙

此御差函ニテハ十八号社寺ノ書式トハ相違ニ相成ル全ク御改正ニ相成候乎

*3 下ケ紙

本文書式ハ俗家居住不相成ヨリノコトナレトモ今般僧侶肉食妻帯御許シニ相成リ并ニ蕃髮法用ノ外ハ俗服着用勝手タルヘク被仰出候以上ハ是迄真宗弟子ニテ妻子有之者等ハ俗家居差許シ外俗家同様弟子ヲ戸主ニ掲ケ出可然ト奉存候

*4 附紙

下ケ紙ノ通可心得事

何年何月ヨリ附籍

同人二女

〈同人故主人商何町何ノ誰ニ女カ二男
ノ孫*7 何ノ誰ノ〉

母離縁ニ付親元へ歸リ母ノ父母死去ノ後他へ嫁シ候者ノ認方左ノ通

母誰離縁前夫当県何町何ノ誰長女

妻

誰

一 六 娘嫁シテ離縁ノ節其子ヲ連親元へ歸リ父母死テ*8 其娘戸主ト成

其子ヲ他へ嫁シ候者親ノ認方左ノ通りニテ可然乎

当県何町商何ノ誰長女

妻

誰

此誰ハ則女ナリ

七ヶ条書面ノ通

一 七 無住寺院書載方左ノ通

〈幾番地所 某宗某寺〉

無住

〈寺務何宗何寺某取扱〉

已年四月公布以前除籍ノ者ハ記載ニ不及其以後ノ者ハ脱籍ノ事由年月日等当人名面上へ相認可届出除籍期限ノ儀ハ追テハ可相達事

一 八 一家出或ハ舟稼等ニテ当時行衛不相分ハ年限何年何月家出永尋ト頭へ記可然乎尤モ十ヶ年ニ満候者ハ除籍ニテ可然乎

九ヶ条書面ノ通

一 九 漁師ノ儀ハ無宅船住居ニテ所謂無籍ノ者ニ候ヘトモ現ニ其村海ニ飄浮イタシ人別慥成者ハ別帳ニ認総人員総計モ其帳へ記載可然乎

書面ノ通 但肩書長女誰先夫何ノ誰ニ女ト可認事

一 十 娘嫁シテ小兒有リ離縁ノ節其子ヲ囉ヒ連歸リ候者肩書左ノ通相認可然乎

何郡何村其方離縁ノ節囉受附籍

〈長女誰故夫何ノ誰ニ女〉

血縁ニ無之者ハ朋友ト力旧好ト力ノ事由ヲ認可申事

一 十一 血縁ノ者ニ無之ヲ厄介ニ致シ候トキハ左ノ通

実家依貧窮附籍

〈実父ノ亡 何ノ誰〉

書面ノ通

一 十二 母并妻里方記載候ハ勿論ニ候ヘトモ里方絶家致居候分ニ当リ戸籍表ニ無之且絶家ノ分界不相立不都合ニ付左ノ通

*9 〈実父某果某郡某町故何ノ誰亡三男 養父某名亡〉

何ノ誰

妻ノ

某果某郡某村農故何ノ誰長女

妻ノ連子認方左ノ通

何年何月附籍

〈二男〉何ノ誰

〈実ハ妻先夫某町商何ノ誰長男〉

一 十三 妻ノ連子ノ肩書左ノ通相認可然乎

妻

長男

〈妻誰故夫某町商何ノ誰亡カ長男〉

妾ハ新律綱領ニモ掲有之候通妻妾ト連続ス可ク儀ニ付父ノ次へ書載可致事

十四

[九〇]

○廣島県伺へ御附紙案

書面伺ノ趣附紙ノ通可相心得事

輔

戸籍ノ儀ニ付御伺ノ事

戸籍検査ノ儀ニ付テハ御規則ニ不準ノ件々別紙ノ通先般郷権大属ヨリ戸籍寮承リ合候処朱書御書入ノ趣ハ候ヘトモ猶又詮議仕別紙附紙ノ通取調仕候テハ如何可有御座乎真宗役僧弟子ノ類家族連俗家居住ノ者往々有之是等本寺へ為引取候事ニ取計候へ共夫妻別居ニテハ条理如何敷御座候ニ付兼テ正月晦日現在ノ処ヲ以検査致シ候筈ニ候ヘトモ此類ニ当リ候テハ此度ノ御達ニ基キ戸主トイタシ俗家居住差免シ現今ノ処ヲ以テ取計候テハ如何可有之乎右両条共御指図可被下候此段申上候以上

壬申五月廿八日

廣島県

大蔵省御中

社寺ハ別ニ之ヲ算ヘ区ノ始ニアルヲ第一番地所トシ順次番号相立可然事

一 *1 社寺ハ都テ模型ニ照準シ幾番地所ト認可然儀ニ御座候処譬ハ区内大寺ヲ一番トシ余ハ此番ニ順序相立可然乎又ハ屋敷番号へ読次キ一番屋敷ノ次ニ社寺有之候へハ則ニ番地所ト相認可然乎

書面ノ通へ但社家ハ勿論僧ノ住居ハ仮令境内ト雖トモ戸數へ參入可致事

一 社寺ハ勿論戸數ニ入不申事
但社家其境内ヲ離レ住居スレハ即戸數ニ編入ハ勿論ノ事

書面ノ通

一 真宗弟子俗家居住不相成儀ハ勿論ニ候ヘトモ弟子妻子有之候節左

ノ通相認可然乎 *3 *4

〔幾番地所真宗某寺誰弟子誰妻

当県某村農何ノ誰次女

〔工縫物職

〔同人長男工傘張職

何ノ誰

先夫ノ子認方左ノ通

〔長男

何ノ誰

〔実先夫何ノ誰亡長男

〔長女

誰

〔実先父何ノ誰長女

一 *5 夫死シテ後家へ婿入候者則入夫養子ト相成申候然ルニ其後家先夫ノ子有時如何肩書可然乎

〔何番屋敷居住 商米渡世

〔実父―養父―

何ノ誰

当県廣島某町誰ニ女

〔妻

誰

〔長男

〔妻誰先夫何ノ誰亡長男

誰

又

先夫他町居例

〔妻誰先夫何ノ誰長女

妾囉ヒ受里へ帰り候者認方左ノ通

〔何ノ誰ニ男 孫何ノ誰

何年何月附籍

〔ニ女誰何町商何ノ誰妾ノ節出生

一 娘妾ニ參リ主人ノ子ヲ産其子ヲ妾囉ヒ里へ帰り候者肩書左ノ通相認可然乎

一 戸籍検査ノ儀管内遠郡僻地ノ分ハ自然相後レ候ニ付清記ノ儀モ又随テ相後レ可申畜管内一般取集候時ハ余程時月モ相延ヒ可申ニ付清帳出来ノ分ヨリ幾度ニモ相納候事ト相心得可然乎又管内取纏ノ上一時ニ相納可申乎ノ事

一 戸籍法第十二則寄留人ノ内兵隊ハ隊長証印云々ト有之候右ハ鎮台分當ノ如キ兵員等モ総テ其地ニ付寄留表ヘ相加ヘ可申乎又鎮台分當ノ如キハ陸軍省ニ於テ時々検査有之儀ニ候ヘハ地方關係無之儀ト相心得可然乎ノ事

一 妾ノ儀ハ各其本籍ニ記載シ何官何ノ某召使ト相記シ置可然乎且又召使主方ヘ引取附籍相成候ニ於テハ同戸列次編入及ヒ肩書何様相記シ可然乎ノ事

右ノ条々相伺候也

壬申六月五日

大蔵省御中

宮城県

〔八九〕

長崎県伺書ヘ御指令案

書面初ケ条入籍願出候者居附候地之籍ヘ編入致シ其旨本貫属府県ヘ可申達事

*1ニケ条郷地ノ内現今市街ノ景況ニ*2〇相成候場所タリトモ郡村ニ組入置可然見込ノ分ハ仍旧慣据置町地ニ組入可然場所ハ高除ニ致シ候筈ニ付従前ノ貢租一村限り帳実地絵図相△添更ニ可伺出且市街端々ノ内郷地入組境界紛數相見候分夫々區別相立地子免許地ニ相違無之分ハ地券施行ノ積取調可申出

輔

戸籍編製并地券発行ノ儀ニ付申上候書付

当県下ヘ従前居住寄留致シ候旅人入籍願出候者共送籍ノ儀其先々ヘ懸合候ヘトモ幾千ヲ以算ヘ候内ニハ遠国且年久敷本土立出候者速ニ元籍

分り兼候也送籍ハ勿論于今有無ノ回報モ無之向不少將夕掛合往復中時日ヲ送り戸籍編製ノ期限ニモ後レ可申候間右様ノ者共入籍相願候節ハ引請人有之為願出其時々差免戸籍ヘ編入致シ元籍ノ有無相分り候迄ハ彼此重複ノ患モ有之候ニ付本貫府県ヘ掛合中ノ趣朱書ニテ相記シ置候様致シ度最モ是ハ當年ヲ限り候儀ニテ府県一般戸籍全備ノ上ハ右等ノ義ハ無之筈ニ付此節限右ニ一体取調申度候事

*3市街接近ノ郷地ニ元田畑或ハ荒地等ノ処追々家宅取立現今市街ノ景況ニ相成候ハ町地ニ組込地券相渡不申儀ハ即地租收税規則第九則開墾地云々ノ条ニ基キ取計且市街端々ノ内郷地ト入組境界紛數相見候僅少ノ場所一々相伺候上取計候テハ速ニ總兼候ニ付右等ノ類ハ地戸籍トモ直ニ取直シ置租税仕分ノ儀ハ追テ詳細取調申上候様仕度事
右廉々差向取計置追テ詳細取調ノ上可申上此段申上置候也

壬申五月

大蔵省御中

長崎県

*1 附紙

〇印ヨリ△印マテヘノ附紙

相成候場所タリトモ従前郡村所屬ニテ貢米金相納来候分ハ仍旧慣可据置自然市街ヘ孕マリ候土地ニテ其役難差置情実モ有之候ハ、従前ノ貢租一村限り帳実地絵図相添可伺出事

*2 下ケ紙

別紙附紙ノ趣ハ少々差支候儀出来イタシ候間本文掛紙ノ通り御直シ有之度存候 租稅寮

〇

*3 掛紙

第二ケ条郷地ノ内現今市街ノ景況ニ相成候場所タリトモ郡村ニ組入置可然見込ノ分ハ仍旧慣据置町地ニ組入可然場所ハ高除ニイタシ候ニ付従前ノ貢租一村限り帳実地絵図相添更ニ可伺出市街端々ノ内郷地入組境界紛數相見候分夫々區別相立地子免許地ニ相違無之分ハ地券施行ノ積取調申出候様御指令相成可然ト存候 租稅寮

壬申五月
大蔵省御中

磐前県印

(八七)

○青森県伺へ御指令案相伺候也

一号御指令

書面送籍ノ者給禄渡方ノ儀ハ追テ一般ノ規則相達候迄従前ノ通元県地ニ於テ可相渡事

二号御指令

書面貫属換士族卒家禄石代ノ儀ハ其県地渡方前月ノ平均相場ヲ以可相渡事

壬申五月

輔

送籍士族卒家禄渡方ノ儀ニ付伺

当県貫属士族卒ノ内他県送籍致シ候者家禄渡方ノ儀東京府下送籍ノ振合ニ倣ヒ当分元県ヨリ可相渡都合ニ候処各所数百里懸隔ノ県々へ差送候様ニテハ実ニ無用ノ扱向相嵩ミ猶続テ冗費相増シ候次第ニ付東京府下ヲ除ノ外諸県へ送籍ノ分ハ其送籍先ノ諸県ニテ家禄相渡候様御差図被成下度此段奉伺候以上

壬申五月二日

青森県

大蔵省御中

東京府へ貫属替相成候士族卒家禄渡方ノ儀ニ付伺

当県貫属士族卒ノ内東京府へ貫属替相成候者家禄ノ儀ハ当分元県々ヨリ掛合有之然ルニ右家禄石代渡方ノ分東京相場ニテ相渡可然乎此段奉伺候以上

壬申五月廿二日

青森県

大蔵省御中

(八八)

宮城県伺へ御指令案

書面初ケ条別家為致候者其家ノ姓ヲ称へ可申事

二ケ条三ケ条トモ伺ノ通

四ケ条士族へ編入相当ニ見込ノ分ハ一人毎ニ由緒取調更ニ可伺出現

今肩書ノ儀ハ旧神官ト可相認事

五ケ条精々勉勵ノ上期限後レサル様取纏一時ニ相納可申事

六ケ条兵員ノ儀総テ寄留表へ参入可致事

七ケ条妾ノ儀ハ其家附籍ノ上妻ノ次へ書載シ妾ト肩書可致事

輔

戸籍ノ儀ニ付伺

戸籍ノ儀兼テ御達ニ相成候御規則ニ拠リ検査へ相掛候処左ノ条々編入方如何仕候へハ可然乎

一 一戸ノ内戸主ノ姉妹或ハ二三女姪へ婿取分産別家為致候者分産ヲ受候上ハ其家ノ姓ヲ称可申乎又ハ婿ノ本姓ヲ称可申乎事

一 士民トモ家跡相統ノ嫡子有之ト雖トモ便宜ニ因リ家跡相統ハ勿論分産等致候儀モ無之啻ニ他家ノ子弟ヲ養子トシ候者往々有之右様之儀願出候ハ、聞届可然乎且籍面順序ハ二男或ハ三男ト記シ実ハ何ノ誰子弟ト申儀脇書致候へハ可然ノ事

一 元貫属士族卒ノ内罪アリテ庶人へ被下候者戸主ニ候へハ民籍へ編入無論ニ候へ共家族ニテ同居ノ者ニ候へハ祖父父母母ト雖家族ノ末へ相記シ厄介ノ祖父或ハ父ト相記シ庶人ニ被下候誤肩書致シ可申乎ノ事

一 寺院ノ内元仙台藩ノ節復飾ノ者従前士格ニ取扱置候者ハ復飾後無禄ノ俣士格ニ取扱置候者有之候右様之類士族ト肩書致シ可然乎又ハ農商ノ中へ編入可然乎ノ事

一 寺院ノ内元仙台藩ノ節復飾ノ者従前士格ニ取扱置候者ハ復飾後無禄ノ俣士格ニ取扱置候者有之候右様之類士族ト肩書致シ可然乎又ハ農商ノ中へ編入可然乎ノ事

(八)

一金千百六十八兩一朱ト永八文余

此藩札二百五十二貫三百五十七匁二分九厘 兩ニ付二百十六匁
右辛未十二月ヨリ当三月中マテ諸入費ニ御座候以上

壬申五月九日

大藏省御中

廣島県

今般戸籍法被仰出候ニ付追々取調候処乞丐類ニ当リ御規則中ニ不相見
取締方如何処置致シ可然乎早々御指揮可被下候此段申出仕候以上

辛未八月

大藏省御中

廣島県

御差図

書面乞丐類追テ民法御一定マテ徒刑場へ差入レ締括可致尤犯罪ノ者ト
區別相立置往々一家ヲ存ス体見届候ハ、管下戸籍へ編入可為致且右ニ
付別段費用等モ有之候ハ、更ニ可伺出候事

辛未八月

*掛紙

置取締方便宜ニ処分可致尤モ費用ノ儀ハ可伺出旨相達置候処無其儀今般申出ノ趣不都合
ニハ候へトモ既往ノ儀ニ付此度限開届候条明細取調書早々可差出事

(八五)

山口県伺へ御差図案

書面初ケ条脱籍ノ徒永尋期限ノ儀ハ追テ一定ノ規則可相立候へトモ
其界限伺ノ通相心得候儀ハ不苦ニケ条鑑札ノ儀寄留所ニテ於テ引替
候ハ勿論他管轄へ罷越候者へモ相渡ニ不及候事

壬申六月

輔

士卒平民其外トモ脱走ノ者有之節ハ早速其筋へ届出其親族組合等ニテ

精々探索致シ六ヶ月毎ニ模様申立三十六ヶ月ヲ過キ尋得不申候ハ、永
尋申付除籍致シ候儀ハ不相成候様御達有之誠ニ厚キ御趣意ニハ御座候
得共数百年ヲ経候テモ名籍相存置現人立帰候目途モ無之ノミナラス都
テ戸籍ノ錯乱ニモ立至リ可申付テハ人生七十八古来稀ナル齡ニハ候得
トモ今十歳ヲ加へ八十歳ヲ以テ除籍ノ期限トナシ其期ニ満チ不立帰者
ハ除籍仕候テハ如何可有御座乎

先般寄留旅行ノ者鑑札廃止被仰付候様更ニ御達有之候処寄留旅行ノ者
へ鑑札渡方被差止候テハ寄留表取調御規則ノ通行届兼候儀モ可有之尚
又他管轄へ罷越候者証書所持候テハ非常出来ノ節自然差支モ可有之付
テハ御達ノ趣ハ寄留所ニテ引替可渡鑑札被差止候儀ニテ他管へ罷越候
者へ相渡候鑑札ノ儀ハ是マテノ通相心得ノ儀ニ御座候乎
右不審ノ廉々御差図被成下度此段奉伺候以上

壬申五月八日

山口県七等出仕 木梨信一

全 権参事 久保久清

全 参事 中野茅長

大藏省御中

(八六)

別紙警前県伺へ御指令案相同申候

書面ノ趣ハ難聞届候事

壬申五月

輔

東京府へ貫属換相成候者家禄渡方伺

旧県々貫属ニテ東京府へ貫属換願濟同府下住居ノ分家禄ノ儀従前渡來
候通当県ニテ相渡罷在候処従來簿禄面口同様ノ向モ不少米価ノ高低都
鄙格別相違ニ付困迫ノ余リ何卒東京ニテ受取度旨屢歎願申出候情実無
余儀相聞且貫属替願濟ニモ相成候儀ニ付可相成ハ右家禄米東京府ニテ
渡方ニ相成候様仕度此段奉伺候以上

○縁組ノ儀ニ付伺

別紙ノ通長野県ヨリ伺出候ニ付致勘弁候処右ハ男女ノ差別無之華族ヨリ平民ニ至マテ養子嫁娶共勝手差許不苦儀ニ付其旨可及差図ト存候因テ此段相伺申候也

壬申五月十四日

大蔵大輔井上馨

正院御中

華士族養子ノ儀平民ヨリ取結ヒ不苦候へ共管轄庁へ可願出旨可相達事

縁組ノ儀ニ付伺

辛未八月中御布告ニ曰ク華士族ヨリ平民ニ至マテ互ニ婚姻被差許候条双方願ニ不及云々ハ特ニ婦女子ニ限ル儀ニ候乎又ハ男女ヲ不論約束次第相互ニ縁組勝手タルコトニテ譬ハ士族ノ継嗣ニ平民ノ子弟ヲ養ヒ華族ニシテ元穢多ヲ相続人ニ貰受候儀モ不苦候儀乎此段相伺候以上

壬申五月十日

長野県

〔八三〕
香川県伺へ御指令案

書面莊屋名主年寄等ヲ其俣戸長副戸長ト改称シ是迄取扱来候事務ハ勿論土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱可申御趣意ニ有之候へトモ右ニテ人員不足事実差支モ候ハ、莊屋名主年寄等ニ亜キ候者ノ内ヨリ副戸長申付候儀ハ不苦候条其他村町役人等差置ニ不及候事

壬申五月

輔

村町役人名称伺

今般莊屋名主年寄等総テ相廢シ戸長副戸長差置候様御布告ニ付即今取計申候処一村一町ニハ村役人町役人必不可闕者ニ付テハ右名称可相成ハ各地方一般ニ有之度如何可申付乎此段相伺候也

壬申五月九日

香川県參事 林 茂平

大蔵省御

全 權參事 田部 密

〔八四〕

廣島県伺へ御差図案

書面ノ趣ハ去八月中相達置候次第有之候へトモ官費ヲ以令座食候筋ニハ無之候条以来徒場へ差入ニ不及其俣差*置取締方便宜ノ処分可致尤モ入費ノ儀ハ申立ノ通聞届候間追テ詳細取調可届出事

壬申五月

輔

乞丐ノ者入費ノ事

管内戸籍取調ノ儀ニ付乞丐ノ者取締方別紙写ノ通去辛未八月奉伺候処徒場罪人ト區別ヲ建入置資産導キ方等云々御指揮有之然ル処乞丐総計九百有余人ニテ場所狭小二付各郡へ仮成ノ居処相設ケ御指揮ノ旨ニ從ヒ教諭致来候処元來遊惰放逸ノ者ニテ中ニハ一朝一夕ニ自己生活ヲ営ム事ニ難至付テハ辛未十二月ヨリ当三月マテノ入費金穀別紙ノ通御座候此段弘方辛未ノ歳入ヨリ払出置候へトモ此先再現無之且貧窮ニ陥リ町村退散乞丐ニ不至様危難相救ハ郷党中ノ因ニテ昔古ヨリ組合講中ノ仕成モ皆此意ニ出レハ相互ニ傍觀スヘキニ非ス俱ニ合力扶助スル筋ニ候へハ官費ヲ不仰教育授産ノ方法專ヲ取約メ中ニ御座候間夫レ迄ノ処現今ノ景況ヲ以テ算当概略一ヶ月四百三十五兩三朱ニ相成候間徒刑場入費御指揮ニ准シニノ常備ヨリ払出シ追テ詳細書ヲ以テ御届仕候間御聞届被下候様奉伺候以上

壬申五月九日

廣島県

大蔵省御中

乞丐ノ者入費取調ノ事

一 米二百三十石五斗四升四合八勺

〔八〇〕

濱田県管下農嘉七祭祀料ノ儀正院へ伺相濟候ニ付御下知案左ニ取調相伺申候

書面ノ趣ハ憫然ニモ相聞候条嘉七為祭祀料家族ノ者へ二十五円下賜候間第二常備金ノ内ヲ以テ相渡候様可取計事

壬申五月

輔

○濱田県管下農嘉七祭祀料ノ儀ニ付正院へ伺案

別紙ノ通濱田県ヨリ伺出候ニ付致勘弁候処嘉七御県庁ノ命ヲ受候儀ニハ無之候へトモ捕縛ノ手配可致旨庄屋共ノ申付ニ任セ賊ノ先途へ相廻リ候折柄却テ賊手ニ掛リ相果候段如何ニモ憫然ニ相聞加之将来管下ノ締括ヲ誘導致シ度トノ情実モ相見へ候条申立ノ通聞届可申候依テハ先般筑摩県捕亡死傷ノ者へ祭祀料五十円下賜候見合モ有之候間右之半減二十五円下賜候様致シ度此段相伺申候否至急御下知有之度候也

壬申月

輔

正院御中

伺ノ通印

跡市村農嘉七へ祭祀料伺扣

濱田県管轄石見国那賀郡跡市村

農元茶筍ト唱穢多ノ類

一、金十五兩

嘉七 申四十歳

連々御届申候通辛未秋以来管内処々強盗出沒致候ニ付管内一般捕獲ノ手筈申付置候処去月廿七日夕五字比強盗体ノ者四人孰レモ長脇差ヲ帶シ跡市村徘徊致シ候旨村方百姓莊屋手前へ訴出候ニ付直様捕縛ノ手配致候内隣村千田村ノ方へ立去候付不取敢嘉七へ申付賊ノ前ニ廻リ捕押方手配致候様申付差出候処日没迄モ罷掃不申其内追々人数繰出シ候処嘉七儀ハ千田村ノ内字地主ト申処ニテ切斃サレ己ニ絶命致居申疵所ハ面部七ヶ所咽喉ニヶ所左手三ヶ所并指一本落チ右手ハ全ク切落シ有之

候賊ハ更ニ行衛相知不申段訴出候ニ付直様捕亡吏繰出シ猶跡市村其他

近隣ノ村々ニテ捕亡功者ノ百姓共ヲモ数多相募リ八方手ヲ分チ搜索申付嘉七儀ハ役員差遣検屍ノ上右顛末為及吟味候処嘉七儀前段ノ通莊屋ノ命ニ随ヒ賊ノ跡ヲ慕ヒ折柄千田村ニハ震災ノ後ニテ家屋修繕ノ為数多ノ百姓共処々へ相集居申候ニ付賊ノ前へ廻リ右ノ人数ヲ催シ衆力ヲ以捕獲可致ト行越懸候ヲ元茶筍ノ者ニ候へハ自然平民トハ風体モ異リ候ニ見怪メラレ却テ賊手ニ掛リ候ニ相違無之ト一同推察致候旨申立実ニ憫然ノ至且當時管内強盗取締ノ折柄衆人鼓舞ノ端トモ可相成ト不取敢為埋葬料金五兩差遣置候ニ付右始末御憐察被為立此余祭祀料トシテ書面ノ金員被下候様仕度此段御届旁相伺申候也

壬申三月十八日

濱田県

大藏省

〔八一〕

諸県へ御達

諸県捕亡吏ノ儀追テ一定ノ規則可被仰出候へトモ当今ノ内三府五港ヲ除ノ外給料并旅費諸入用トモ管轄高四十万石マテ八十万石ニ付金七百兩四十一万石以上八十万石ニ付金三百五十兩増ヲ以定額トシ適宜ノ人員撰用可致尤土地形勢ニ因リ減少致候儀ハ可為見込次第事

辛未十二月

〔八二〕

正院へ伺相濟候ニ付左ニ御指令案相伺申候

書面華士族養子ノ儀平民ヨリ取結ヒ不苦候条其庁へ為願出候上可差許事

壬申五月

輔

(五)

〔七七〕—抜粹一〔五七〕と同文
三重県伺へ御差図案

〔七八〕

*栃木県伺へ御指令案

書面差添人ノ入費ニ限り宿村ヨリ為差出償却ハ不為致候儀ニテ其余
入費償却方等ノ義ハ辛未四月布告ノ通可相心得事

輔

復籍ノ徒通行道筋入費ノ儀ニ付奉伺候書付

先般脱籍無産ノ輩復籍規則ノ内府県送ハ宿村継ト相心得差添人并其
入費ハ宿村ヨリ為差出可申出旨御達有之候入費ノ儀ハ全差添人ノミ
ニテ本人ノ分ハ昨辛未四月中被仰出候脱籍無産ノ輩復籍御規則ノ通
相心得候儀ニ可然有御座乎又ハ本人并差添人共都テ其通行道筋宿村
毎ノ入費ニ為相立候テ宜敷儀ニ御座候乎何分了解仕兼即今差支ノ廉
有之候間至急御下知相成候様仕度依テ為念此段奉伺候以上

壬申三月二日

栃木県

大蔵省御中

*掛紙

別紙同遅延ノ儀御尋越ノ段致招致候儀別紙伺書受取候後三月上旬ヨリ病氣ニテ引籠漸
ク此頃出勤仕候次第ニテ出勤後ハ日々多数ノ調物有之漸次相後レ終ニ今マテ相後レ候事
ニ有之候

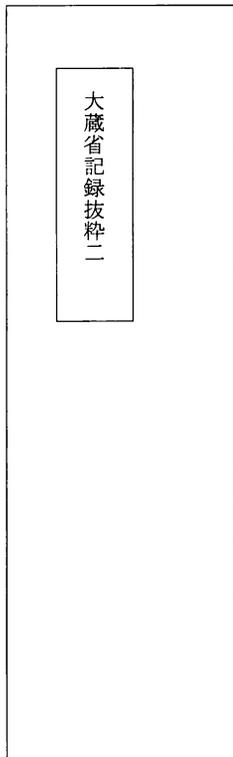
十一月

加川大録

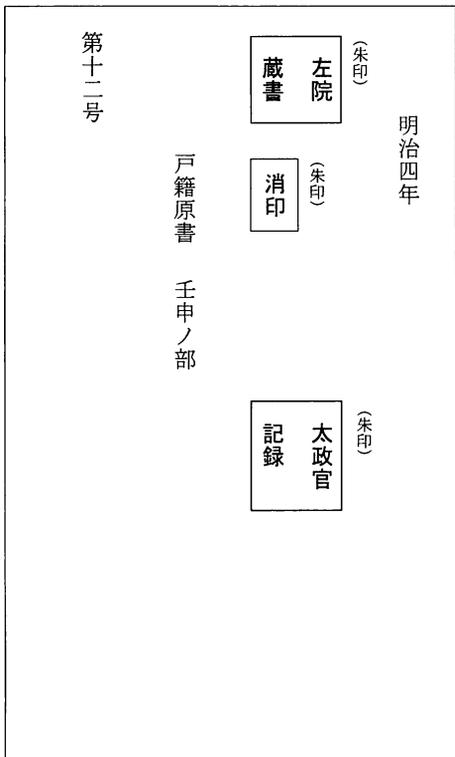
壬申五月廿二日諸務課ヨリ引継候事 戸籍課

〔七九〕—抜粹一〔五九〕と同文

敦賀県伺へ御指令案



大蔵省記録抜粹 廿六
「校正了」



(朱印)

左院

蔵書

明治四年

(朱印)

消印

(朱印)

太政官

記録

戸籍原書

壬申ノ部

第十二号

表：大蔵省記録抜粋

冊	番号	発信	宛先	件名	稟議年月日	指令年月日	地方制度関連	考課状有無
2	109	小倉県	大蔵省	管内新置区長戸長等ノ儀御届書	721124		●	×
2	110	京都府	大蔵省	邏卒費用ノ儀ニ付伺書	721119			×
2	111	三重県	大蔵省	捕亡吏服章御届	730120			×
2	112	大分県	大蔵省	管下保長ノ身分取扱方向	721128		●	×
2	113	神奈川県	大蔵省	所刑済并無産ノ困民扶助入費ノ儀伺書	730115	729999		×
2	114	山口県	大蔵省	当県脱籍無産ノ徒ノ儀ニ付伺	730110			×
2	115	大分県	大蔵省	区長等相設候儀ニ付伺書	721103		●	×
2	116	大蔵省	正院	郷士由緒ノ者士族へ編入ノ議正院へ上達案	730107	730210		×
2	117	茨城県	大蔵省	府県貫属行旅中貯金遣切借用願出候節扱方向	730128			×
2	118	大蔵省	開拓使・大坂府・東京府・徳島県・兵庫県・新潟県・長崎県	三府五港并居留外国人戸口共別区ニ取調置申度因テ開拓使始へノ御達案伺	730299			×
2	119	三重県	大蔵省	捕亡吏服章ノ儀ニ付御届	730205			×
2	120	神奈川県	大蔵省	外国人呼入候遊女江出生男女戸籍ノ義伺	730199			×
2	121	滋賀県	大蔵省	再婚ノ者并順養子ノ儀ニ付伺書	730204			×
2	122	小倉県	大蔵省	真宗僧庶人ニ下サレ候者家族戸籍ノ義ニ付伺	721105			×
2	123a	群馬県	大蔵省	脱藩士復籍ノ儀ニ付伺	730225	730299		×
2	123b	岩村田県	大蔵省	脱走之者編籍伺	710913	711099		×
2	124	神奈川県	大蔵省	所刑済其外無産ノ困民扶助入費ノ儀再伺書	730214	730299		×
2	125	京都府	大蔵省	戸籍差出方ノ義ニ付伺	730215	730299		×
2	126a	滋賀県	大蔵省	脱籍無産ノ輩宿村送方向書	730130	730299		×
2	126b	静岡県	大蔵省	復籍ノ者通送方其外ノ義ニ付見込申上書	730210	730299		×
2	127	大蔵省	正院	嫂離縁之後先夫ノ弟ニ再?スル議正院へ伺案	730208	730303		×
2	128	山梨県	大蔵省	戸長区長勤務ノ儀伺書	730208		●	×
2	129	大蔵省	正院	異宗徒復籍諸費用ノ義ニ付正院へ上達案	730399			×
2	130	新治県	大蔵省	副区長規則給料ノ義ニ付伺書	730299		●	×
2	131	名東県	大蔵省	脱籍無産ノ儀ニ付伺	730320			×
2	132	岩手県	大蔵省	当県管下郷村吏事務章程ノ義ニ付申上	730131		●	×
2	133	佐賀県	大蔵省	第二十一号并第二十八号御布告ノ儀ニ付伺	730218			×
2	134	山口県		(平民在官中士族ヲ以取扱ニ付伺)	730229			×
2	135	名東県	大蔵省	戸籍ノ義ニ付伺書	730324		●	×

第二冊一覽表

冊	番号	発信	宛先	件名	稟議年月日	指令年月日	地方制度関連	考課状有無
2	77	三重県	大蔵省	死者届方建議	720509	720599		○
2	78	栃木県	大蔵省	復籍ノ徒通行道筋入費ノ儀ニ付奉伺候書附	720302			△
2	79	敦賀県	大蔵省	戸籍取調ノ儀ニ付伺	720425	720599		○
2	80	輔	正院	濱田県管下農嘉七祭祀料ノ儀ニ付正院へ伺案	720599	720599		×
2	81	大蔵省		諸県へ御達	711299			×
2	82	大蔵大輔 井上馨	正院	縁組ノ儀ニ付伺	720514	720599		×
2	83	香川県	大蔵省	村町役人名称伺	720509	720599	●	○
2	84	広島県	大蔵省	乞巧ノ者入費ノ事	720509	720599		×
2	85	山口県	大蔵省	(士卒平民脱走ノ者除籍ニ付伺)	720508	720699		△
2	86	磐前県	大蔵省	東京府へ貫属替相成候者家禄渡方伺	720599	720599		△
2	87	青森県	大蔵省	送籍士族卒家禄渡方ノ儀ニ付伺	720522	720599		△
2	88	宮城県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付伺	720605			○
2	89	長崎県	大蔵省	戸籍編制并地券発行ノ儀ニ付申上候書付	720599			○
2	90	広島県	大蔵省	戸籍ノ儀ニ付御伺ノ事	720528		●	○
2	91a	鳥取県	大蔵省	士族家族別居之者民籍編入方伺	720799	720899		○
2	91b	白河県	大蔵省	士族ノ子弟妻帯イタシ出生之子取扱方ノ義ニ付伺		720899		○
2	92	茨城県	大蔵省	当県貫属ニテ家族他県ニ別居スル者戸籍之義伺	720810	720899		○
2	93	鳥取県	大蔵省	正副戸長置方并給料割方伺	720699	720899	●	○
2	94	香川県	史官	異宗徒処置ノ儀ニ付願	720814			△
2	95	宮城県	大蔵省	戸籍編制ノ儀ニ付伺	720809	720899		○
2	96	大蔵省	正院	西洋人支那人共呼入候遊女ニ出生ノ男女編籍方ノ義ニ付伺	720824	720830		○
2	97	滋賀県	大蔵省	戸籍取調ノ儀ニ付伺	720518			×
2	98	大蔵省	正院	平民ニテ再夫ヲ迎候儀正院へ伺按	720499	721007		×
2	99	高知県	大蔵省	無産ノ輩等賄方ニ付伺ノ事	721126	721199		×
2	100	宮城県	大蔵省	戸籍編製ノ義ニ付奉伺候書付	721129	730199		×
2	101	豊岡県	大蔵省	区長ノ儀ニ付伺	721120	721199	●	×
2	102	神奈川県	大蔵省	外国人雇入候妾有怒江出生ノ男女戸籍ノ義伺書	721030	721199		○
2	103	東京府	大蔵省	(犯罪人入牢中費用負担区分ニ付伺)	721118	721129		×
2	104	山形県	大蔵省	区長副及戸長副ノ儀ニ付伺書	721118		●	×
2	105	栃木県	大蔵省	区長副区長事務取扱規則其外相伺候書付	721129		●	×
2	106	濱田県	大蔵省	無罪之者入牢中入用立方伺	721110			×
2	107	小田県	大蔵省	異宗徒送届入費ノ儀ニ付申上書	721122	730199		×
2	108	大分県	大蔵省	区長等撰用ノ儀ニ付伺書	721126		●	×

【紹介】『大蔵省記録抜粋』（二）

茂木陽一

前回に引き続き、国立公文書館所蔵の『大蔵省記録抜粋』十七冊中の第二冊にある戸籍寮関係部分の紹介を行う（この史料はアジア歴史資料センターのデジタルアーカイヴで閲覧することができる。今回紹介する『大蔵省記録抜粋』二の資料番号は「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A04017213600、単行書・大蔵省記録抜粋二(国立公文書館)」である。

『大蔵省記録抜粋』全一二冊の構成は前稿の表一に示しておいたが、今回紹介するのは、そのうちの第二冊に編綴されている戸籍寮関係部分である。残りの分についても引き続き翻刻、紹介していく予定である。

第二冊の中に抜粋されている記事の一覧は前稿の「大蔵省記録抜粋・大蔵省考課状対照表」に示したが、今回紹介する部分について再録したのが表「大蔵省記録抜粋第二冊一覧表」である。このうち、前稿の一二四を一二四a、一二五を一二四b、一二八を一二七a、一二九を一二七bに変更した。いずれも、複数の県からの別々の伺を一括して処理したものであるが、大蔵省側の処理に準拠して史料番号を設定したことに伴う変更である。前稿の表について、このように訂正しておきたい。

今回紹介する部分は、おおむね明治五年五月から六年三月にかけてのものであるが、地方制度形成に関連する史料としては、一覧表に示した様に一五点を確認できる。それらの内、七九、八三、九〇、九三の四点は考課状にも記載されているが、一〇一以下の一一点は考課状に記載がない。前稿でも記した様に、戸籍寮考課状は明治六年前半分を欠いている。この時期は、前年一月に大蔵省が一区総括の区長の設置を承認した事を受けて、多くの府県で、戸長の上に区長を配置することで大区に区長小区に戸長を配置するという大区小区制の外形が形成されていく時期であった。戸籍寮考課状ではその部分が欠けていたために、大区小区

制の形成に際して大蔵省がどのような方針で臨んだいたのかが不明であった。本稿で紹介する史料の内、明治五年一月に稟候された豊岡県の「区長ノ儀ニ付伺」（史料番号一〇一）から明治六年三月に稟候された名東県の「戸籍ノ儀ニ付伺書」（同一三五）に至る一一点は、まさにこの区長配置や大区小区設置に直接関わる史料であるから、大区小区制の形成過程の分析に有用な情報が多数含まれている。

凡例

- ① 原史料の旧字、異体字等のうち特に意味のあるもの以外は、通行の字体に改めた。
- ② 原史料の合字は、トモ、トキ、コトなどに改めた。
- ③ 「一」を「七六」は茂木が便宜的に付した史料番号である。
- ④ 原史料で割注になっている部分は〈三百五人 七十一人〉のように、へんがで囲み、ポイントを落として表示した。
- ⑤ 原史料で朱書の部分はゴチで示した。
- ⑥ 下ケ紙、掛ケ紙については*で場所を示し、史料の末尾にポイントを落として記載した。
- ⑦ 理解の便のため、大蔵省の指令部分と、各府県の稟議部分とを一行空けて区分した。
- ⑧ 原史料は複数の筆耕者による校正が行われているが、本稿では校正の跡を残すことはせずに、校了した段階の状態で紹介している。

執筆者紹介

阿部 稚里 本学生活科学科准教授

長友 薫輝 本学生活科学科教授

茂木 陽一 本学法経科教授

地研年報 第19号

2014年9月30日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

長友 薫輝

発行所 三重短期大学地域問題研究所

〒514-0112 三重県津市一身田中野157

T E L 059-232-2341

印刷所 筒井印刷有限会社

〒514-0104 三重県津市栗真小川町720-1

T E L 059-231-3300
